

平成29年度

京都府立高等学校第1学年生徒募集定員等

京都府公立高等学校入学者選抜要項

平成28年8月

京都府教育委員会

目 次

1 平成29年度京都府立高等学校第1学年生徒募集定員等

通学区域の調整について	5
京都府立高等学校第1学年生徒募集定員	7
京都市立高等学校第1学年生徒募集定員	12
参考：京都府公立高等学校第1学年生徒募集定員	13

2 平成29年度京都府公立高等学校入学者選抜要項

1 志願者の資格	22
2 高等学校入学者の募集及び通学区域	22
3 入学者選抜の種類と学力検査	23
4 出願の要領（全日制・定時制共通）	23
5 前期選抜（全日制・定時制共通）	25
6 特別入学者選抜	28
7 中期選抜（全日制・定時制共通）	37
8 後期選抜（全日制・定時制共通）	41
9 通信制	42
10 合格者発表後の処理	42
11 前期選抜、特別入学者選抜及び中期選抜の学力検査（追検査を含む。）得点の開示 （全日制・定時制共通）	43
12 保護者届及び住所等に関する届並びに通学区域外就学許可申請等を必要とする者の 手続（特別事情具申）（全日制）	44

○別 表

1 平成29年度京都府公立高等学校第1学年の生徒募集をする高等学校名、学科名、 系統等名	46
2 平成29年度前期選抜を実施する高等学校名、学科名、系統等名	48
3 平成29年度前期選抜において追検査を実施する高等学校名、学科名、系統等名	52
4 保護者の住所の存する地域	53
5 平成29年度中期選抜において面接を実施する高等学校名、学科名	54
6 平成29年度中期選抜において第1志望第1順位で決定する合格者の割合別高等 学校名（全日制）	55
○諸様式	56
○京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則	83
○京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則施行規程（抄）	91
○京都市立高等学校の通学区域に関する規則	93
○京都市立高等学校の通学区域に関する規則施行規程（抄）	94

3 事務手続及び指導上の留意事項

○入学者選抜に関する基本的事項について	99
○特別事情具申手続について	101
○前期選抜等の検査項目と配点比率	106
○記入例	111
・入学願書、報告書、特別事情具申[第2号様式(の2)]	
○各種様式	125
○日程	135
○通学圏(地域)別志願できる学科(全日制)	139

平成29年度

京都府立高等学校第1学年生徒募集定員等

京都府教育委員会告示第 6 号

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号）第 2 条第 3 項の規定により、次のとおり通学区域の調整を行い、平成 29 年度第 1 学年入学者に適用する。

平成28年 8 月30日

京都府教育委員会
教育長 小田垣 勉

調整の対象となる通学区域	高 等 学 校 名	学科及び人数
京都市・乙訓通学圏、山城通学圏及び口丹通学圏	京 都 府 立 綾 部 高 等 学 校	普通科（スポーツ総合専攻） 20人以内
京都市・乙訓通学圏、口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏	京 都 府 立 西 城 陽 高 等 学 校	普通科（スポーツ総合専攻） 20人以内
	京 都 府 立 久 御 山 高 等 学 校	普通科（スポーツ総合専攻） 20人以内
山城通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏	京 都 府 立 洛 北 高 等 学 校	普通科（スポーツ総合専攻） 20人以内
	京 都 府 立 鳥 羽 高 等 学 校	普通科（スポーツ総合専攻） 20人以内
	京 都 府 立 亀 岡 高 等 学 校	普通科（美術・工芸専攻） 20人以内
京都市・乙訓通学圏	京 都 府 立 東 宇 治 高 等 学 校	普通科 28人以内
府の区域の全部（京都府立洛北高等学校（普通科）の通学区域を除く。）	京 都 府 立 洛 北 高 等 学 校	普通科※ 1 80人以内
府の区域の全部（京都府立城南菱創高等学校（普通科）の通学区域を除く。）	京 都 府 立 城 南 菱 創 高 等 学 校	普通科 80人以内
京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、南丹市及び京丹波町	京 都 府 立 南 丹 高 等 学 校	総合学科※ 2 60人以内

※ 1 「京都府立学校の管理運営に関する規則」（昭和62年京都府教育委員会規則第 8 号）第 2 条の 2 に定める中学校及び高等学校における教育を一貫して施すものを除く。

※ 2 京都市（周山中学校の通学区域を除く。）、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町及び南山城村から入学できる者は、10人以内とする。

京都市教育委員会から、京都市立高等学校の通学区域に関する規則第2条第1項ただし書の規定により、次のとおり通学区域の調整を行い、平成29年度第1学年入学者に適用する旨の通知があった。

平成28年8月30日

京都府教育委員会
教育長 小田垣 勉

調整の対象となる通学区域	高等学校名	学科及び人数
京都市（周山中学校の通学区域に限る。）、宇治市、城陽市、八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原を除く。）、京田辺市、木津川市、久御山町（大橋辺を除く。）、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、亀岡市、南丹市及び京丹波町	京都市立日吉ヶ丘高等学校	普通科（単位制） 20人以内
京都市（周山中学校の通学区域に限る。）、宇治市、城陽市、八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原を除く。）、京田辺市、木津川市、久御山町（大橋辺を除く。）、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、亀岡市、南丹市及び京丹波町	京都市立紫野高等学校	アカデミア科 20人以内

京都府教育委員会告示第7号

京都府立学校の管理運営に関する規則（昭和62年京都府教育委員会規則第8号）第32条の規定により、平成29年度京都府立高等学校第1学年生徒募集定員を別表のとおり定める。

平成28年8月30日

京都府教育委員会
教育長 小田垣 勉

別表

1 全日制の課程の募集定員

(1) 全日制の課程（単位制による課程を除く。）

ア 普通科

(単位 人)		
通学圏名	高等学校名	募集定員
京都市・乙訓	山城	320
	鴨沂	240
	北稜	280
	朱雀	240
	洛東	280
	鳥羽	200
	嵯峨野	120
	北嵯峨	320
	桂	280
	洛西	320
	桃山	280
	東稜	280
	洛水	240
	向陽	200
	乙訓	200
	西乙訓	200

(単位 人)		
通学圏名	高等学校名	募集定員
山城	東宇治	280
	菟道	280
	城陽	320
	西城陽	280
	久御山	280
	田辺	200
	木津	200
	南陽	280
口丹	北桑田	60
	亀岡	240
	園部	100
	須知	60
中丹	綾部	200
	福知山	200
	東舞鶴	200
	西舞鶴	200
丹後	宮津	140
	加悦谷	90
	峰山	160
	網野	90
合 計		7,860

備考1 東宇治高等学校の募集定員については、京都市・乙訓通学圏及び山城通学圏を併せた定員である。

なお、京都市・乙訓通学圏から入学できる者は28人以内とし、前期選抜に志願する場合に限るものとする。

2 口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏の高等学校にあっては、口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏から当該高等学校の通学圏を除いた2通学圏から入学できる者は、それぞれ表示定員の100分の20以内とし、前期選抜に志願する場合に限るものとする。

イ 普通科（スポーツ総合専攻）及び普通科（美術・工芸専攻）

（単位 人）

通学圏名	学科名 高等学校名	合計	普 通 科 (スポーツ総合専攻)	普 通 科 (美術・工芸専攻)
京都市・乙訓 口 丹	鳥 羽	40	40	
	亀 岡	40		40
山 城	西 城 陽	40	40	
	久 御 山	40	40	
中 丹 丹 後	綾 部	40	40	
合 計		200	160	40

備考1 鳥羽高等学校及び亀岡高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、京都市・乙訓通学圏及び口丹通学圏以外の通学圏から入学できる者は、それぞれ20人以内とする。

2 西城陽高等学校及び久御山高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、山城通学圏以外の通学圏から入学できる者は、それぞれ20人以内とする。

3 綾部高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、中丹通学圏及び丹後通学圏以外の通学圏から入学できる者は、20人以内とする。

ウ 普通科総合選択制

（単位 人）

通学圏名	高等学校名	募集定員
山 城	京都八幡	200
口 丹 中 丹 丹 後	大 江	80
合 計		280

エ 農業に関する学科

（単位 人）

学科及び 系統名 高等学校名 (分校名)	合 計	エ植 イ物 トク 科リ	ビ園 ジネ ス 科芸	園 芸 科ム	シ ス テ 科林	リ サ ー チ 科	森 業(造・農 土園環産 木系境緑 系統緑地 統・バイオ 農科オ)	農 業 学 科 群	食 品 学 科	農 芸 化 学 科	農 業 科	園 芸 科	農 園 芸 科
桂	80	40	40										
木 津	40			40									
北 桑 田	30				30								
農 芸	110						110						
須 知	40							40					
綾部(東)	60								30	(30)	(30)		
峰山(弥栄)	(40)												(40)
合 計	(40) 360	40	40	40	30		110	40	30	(30)	(30)	(40)	

備考1 農芸高等学校の農産バイオ科及び環境緑地科については、農業学科群での募集とする。

2 綾部高等学校の括弧内の募集定員については、農業科及び園芸科を併せた定員であり、それぞれの学科の定員は15人を標準とする。

3 峰山高等学校の括弧内の募集定員については、農園芸科及び家政科を併せた定員であり、農園芸科の定員は20人を標準とする。

オ 工業に関する学科

(単位 人)

高等学校名	学科及び 系統名	合 計	工 学 探 究 科	機 械 技 術 科	電 気 技 術 科	自 動 車 科	ニ 機 械 プ ラ ン グ ラ ン 科	シ ス テ ム 科	生 産 科	ル 電 気 エ ネ ル ギ ー 科	電 子 シ ョ ウ コ ム ニ コ	シ ス テ ム 科	情 報 科	建 築 科	工 学 科 業 系 機 械 統
田 辺		130	40	30	30	30									
工 業		180					36	36	36	36	36	36			
宮 津		30												30	
峰 山		30													30
合 計		370	40	30	30	30	36	36	36	36	36	36	36	30	30

カ 商業に関する学科

(単位 人)

高等学校名	学科名	合 計	会 計 科	企 画 科	探 求 科	ビ ジ ネ ス 科	情 報 企 画 科	科 ビ ジ ネ ス 学 科	企 画 経 営 科
京都すばる		240	120	80	40				
木 津		40				40			
大 江		40						40	
網 野		30							30
合 計		350	120	80	40	40	40	40	30

キ 水産に関する学科

(単位 人)

高等学校名	学科名	海洋学科群 (海洋科学科・海洋工学科 ・海洋資源科)
海 洋		95

備考 海洋科学科、海洋工学科及び海洋資源科については、海洋学科群での募集とする。

ク 家庭に関する学科

(単位 人)

高等学校名 (分校名)	学科名	家政科
峰山(弥栄)		(40)

備考 峰山高等学校の括弧内の募集定員については、農園芸科及び家政科を併せた定員であり、家政科の定員は20人を標準とする。

ケ 情報に関する学科

(単位 人)

高等学校名	学科名	情報科学科
京都すばる		80

コ 福祉に関する学科

(単位 人)

高等学校名 (分校名)	学科名	介護福祉科
京都八幡(南)		30

サ 体育に関する学科

(単位 人)

学科名	スポーツ健康科学科
高等学校名	
乙 訓	40

シ その他専門教育を施す学科

(単位 人)

学科及び系統名	合 計	文 理 総合科	グロ ー バ ル 科	京 都 こ す も す 科	自 然 科 学	自 然 科 学	人 間 科 学	リ サ イ エ ン ス	数 理 科 学	京 都 国 際 科	文 理 科 学	理 数 探 究 科
高等学校名 (分校名)				自 然 科 学	自 然 科 学	自 然 科 学	自 然 科 学	自 然 科 学	自 然 科 学	自 然 科 学	自 然 科 学	自 然 科 学
山 城	40	40										
鳥 羽	80		80									
嵯 峨 野	200			80	120							
桃 山	80					80						
京都八幡(南)	30						30					
南 陽	80							80				
亀 岡	40								40			
園 部	30									30		
福 知 山	40										40	
西 舞 鶴	40											40
合 計	660	40	80	80	120	80	30	80	40	30	40	40

備考 嵯峨野高等学校の人間科学系統・自然科学系統（共修）については、くくり募集とする。

(2) 単位制による全日制の課程

(単位 人)

学科等名	合 計	普 通 科	普 通 科	専 門 学 科	総 合 学 科
高等学校名			総 ス 合 計	教 養 科 学 科	
洛 北	200	160	40	科 人 文 ・ 系 社 統 会	
城 南 菱 創	240	160		系 自 然 科 統 学	
南 丹	180				180
久 美 浜	84				84
合 計	704	320	40	80	264

備考 1 洛北高等学校及び城南菱創高等学校の普通科の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、当該高等学校の普通科の通学区域以外から入学できる者は、それぞれ80人以内とする。

2 洛北高等学校の普通科（スポーツ総合専攻）の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、京都市・乙訓通学圏及び口丹通学圏以外の通学圏から入学できる者は、20人以内とする。

3 城南菱創高等学校の人文・社会科学系統及び自然科学系統については、くくり募集とする。

4 南丹高等学校の募集定員については、京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、亀岡市、南丹市及び京丹波町の全部を併せた定員であり、亀岡市以外の地域から入学できる者は60人以内とする。そのうち、京都市（周山中学校の通学区域を除く。）、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町及び南山城村から入学できる者は、10人以内とする。

2 定時制の課程の募集定員

(1) 定時制の課程（単位制による課程を除く。）

ア 昼間

(単位 人)

高等学校名	分校名	募集定員	学科名
北 桑 田	美山	40	農業科・家政科
福 知 山	三和	40	農業科・家政科
宮 津	伊根	40	普通科
網 野	間人	40	普通科
合 計		160	

備考 北桑田高等学校及び福知山高等学校の募集定員については、農業科及び家政科を併せた定員であり、それぞれの学科の定員は20人を標準とする。

イ 夜間

(単位 人)

高等学校名	分校名	募集定員	学科名
綾 部	東	40	普通科
東 舞 鶴	浮島	40	
合 計		80	

(2) 単位制による定時制の課程

ア 昼間（二部制）

(単位 人)

高等学校名	コース名	募集定員	学科名
清 明	午前	120	普通科
	午後		

備考 募集定員については、午前コース及び午後コースを併せた定員であり、午前コースは60人から90人、午後コースは30人から60人とする。

イ 夜間

(単位 人)

高等学校名	学科名	合計	普通科	商業科
朱 雀		90	90	
鳥 羽		90	90	
桃 山		90	60	30
合 計		270	240	30

3 通信制の課程の募集定員

単位制による通信制の課程

(単位 人)

高等学校名	募集定員	学科名
朱 雀	160	普通科
西 舞 鶴	120	
合 計	280	

京都市教育委員会から、平成29年度京都市立高等学校第1学年生徒募集定員を次のように決定した旨通知があった。

平成28年8月30日

京都府教育委員会
教育長 小田垣 勉

平成29年度京都市立高等学校第1学年生徒募集定員

1 全日制課程

(単位 人)

高等学校名	設置 学科 合 計	普 通 科	工業に関する学科		音楽に 関する学科	美術に 関する学科	その他の専門学科				
			へ プ も ロ の ジ ブ エ く ク リ ト 分 工 野 学 科	へ プ ま ロ ち ジ ブ エ く ク リ ト 分 工 野 学 科	音 楽 科	美 術 工 芸 科	エン ター プ ライ ジ ン グ 科	フ ロ ン テ ィ ア 理 数 科	(人 間 探 究 科 ・ 学 自 然 探 究 科 群)	ア カ デ ミ ア 科	教 育 み ら い 科
西 京	160						160				
銅駝美術工芸	90					90					
京都堀川音楽	40				40						
京 都 工 学 院	240		108	72				60			
堀 川	240	80							160		
日 吉 ケ 丘	240	240									
紫 野	320	240								80	
塔 南	240	200									40
合 計	1,570	760	108	72	40	90	160	60	160	80	40

備考1 西京高等学校の募集定員には、西京高等学校附属中学校からの内部進学者数は含まない。

2 堀川高等学校の人間探究科及び自然探究科については探究学科群での募集とする。

3 日吉ヶ丘高等学校は、単位制による全日制課程である。

2 定時制課程

(単位 人)

高等学校名	合 計	設 置 学 科
伏 見 工 業	30	工業技術科 30
西 京	50	普 通 科 50
合 計	80	

備考 伏見工業高等学校は、単位制による定時制課程である。

参考: 京都府公立高等学校第1学年生徒募集定員

府立高等学校及び市立高等学校の募集定員をまとめて掲載している資料です。

(注) 洛北高等学校、園部高等学校及び市立西京高等学校の募集定員には、附属中学校からの内部進学者数は含まれていない。

全 日 制

1 全日制の課程（単位制による課程を除く。）

【普通科】

(単位 人)		
通学圏名	高等学校名	募 集 定 員
京都市・乙訓	山城	320
	鴨沂	240
	北稜	280
	朱雀	240
	洛東	280
	鳥羽	200
	嵯峨野	120
	北嵯峨	320
	桂	280
	洛西	320
	桃山	280
	東稜	280
	洛水	240
	向陽	200
	乙訓	200
	西乙訓	200
	市立堀川	80
	市立紫野	240
	市立塔南	200
	計	4,520

(単位 人)		
通学圏名	高等学校名	募 集 定 員
山城	東宇治	280
	菟道	280
	城陽	320
	西城陽	280
	久御山	280
	田辺	200
	木津	200
	南陽	280
	計	2,120
口丹	北桑田	60
	亀岡	240
	園部	100
	須知	60
	計	460
中丹	綾部	200
	福知山	200
	東舞鶴	200
	西舞鶴	200
	計	800
丹後	宮津	140
	加悦谷	90
	峰山	160
	網野	90
	計	480
合 計		8,380

備考1 東宇治高等学校の募集定員については、京都市・乙訓通学圏及び山城通学圏を併せた定員である。
 なお、京都市・乙訓通学圏から入学できる者は28人以内とし、前期選抜に志願する場合に限るものとする。

2 口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏の高等学校にあつては、口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏から当該高等学校の通学圏を除いた2通学圏から入学できる者は、それぞれ表示定員の100分の20以内とし、前期選抜に志願する場合に限るものとする。

【普通科（スポーツ総合専攻）及び普通科（美術・工芸専攻）】

(単位 人)

通学圏名	高等学校名	合計	スポーツ 総合専攻	美術・工芸 専攻
京都市・乙訓 口 丹	鳥 羽	40	40	
	亀 岡	40		40
	計	80	40	40
山 城	西 城 陽	40	40	
	久 御 山	40	40	
	計	80	80	
中 丹 丹 後	綾 部	40	40	
	計	40	40	
合 計		200	160	40

備考1 鳥羽高等学校及び亀岡高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、京都市・乙訓通学圏及び口丹通学圏以外の通学圏から入学できる者は、それぞれ20人以内とする。

2 西城陽高等学校及び久御山高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、山城通学圏以外の通学圏から入学できる者は、それぞれ20人以内とする。

3 綾部高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、中丹通学圏及び丹後通学圏以外の通学圏から入学できる者は、20人以内とする。

【普通科総合選択制】

(単位 人)

通学圏名	高等学校名	募集定員
山 城	京 都 八 幡	200
口 丹 中 丹 丹 後	大 江	80
合 計		280

【農業に関する学科】

(単位 人)

高等学校名 (分校名)	学科名	系統名	募集定員
桂	植物クリエイト		40
	園芸ビジネス		40
木 津	システム園芸		40
北 桑 田	森林リサーチ		30
農 芸	農業 学科 群	農産バイオ	110
		造園	
		環境緑地 農業土木	
須 知	食品科学		40
綾 部 (東)	農業		(30)
	園芸		(30)
	農芸化学		30
峰 山 (弥 栄)	農園芸		(40)
合 計			(40) 360

- 備考 1 農芸高等学校の農産バイオ科及び環境緑地科については、農業学科群での募集とする。
- 2 綾部高等学校の括弧内の募集定員については、農業科及び園芸科を併せた定員であり、それぞれの学科の定員は15人を標準とする。
- 3 峰山高等学校の括弧内の募集定員については、農園芸科及び家政科を併せた定員であり、農園芸科の定員は20人を標準とする。

【工業に関する学科】

(単位 人)

高等学校名	学科名	系統名	募集定員
田 辺	工学探究		40
	機械技術		30
	電気技術		30
	自動車		30
工 業	機械プランニング		36
	生産システム		36
	電気エネルギー		36
	電子コミュニケーション		36
	情報システム		36
宮 津	建築		30
峰 山	産業工学	機械	30
市立京都工学院	プロジェクト	ものづくり分野	108
	工学	まちづくり分野	72
合 計			550

【商業に関する学科】

(単位 人)

高等学校名	学科名	募集定員
京都すばる	会計	120
	企画	80
	ビジネス探求	40
木 津	情報企画	40
大 江	ビジネス科学	40
網 野	企画経営	30
合 計		350

【水産に関する学科】

(単位 人)

高等学校名	学科名	募集定員
海 洋	海洋学科群 (海洋科学・海洋工学 ・海洋資源)	95

備考 海洋科学科、海洋工学科及び海洋資源科については、海洋学科群での募集とする。

【家庭に関する学科】

(単位 人)

高等学校名 (分校名)	学科名	募集定員
峰 山 (弥 栄)	家政	(40)

備考 峰山高等学校の括弧内の募集定員については、農園芸科及び家政科を併せた定員であり、家政科の定員は20人を標準とする。

【情報に関する学科】

(単位 人)

高等学校名	学科名	募集定員
京都すばる	情報科学	80

【福祉に関する学科】

(単位 人)

高等学校名 (分校名)	学科名	募集定員
京都八幡 (南)	介護福祉	30

【体育に関する学科】

(単位 人)

高等学校名	学科名	募集定員
乙 訓	スポーツ健康科学	40

【音楽に関する学科】

(単位 人)

高等学校名	学科名	募集定員
市立京都堀川音楽	音楽	40

【美術に関する学科】

(単位 人)

高等学校名	学科名	募集定員
市立銅駝美術工芸	美術工芸	90

【その他専門教育を施す学科】

(単位 人)

高等学校名 (分校名)	学科名	系統名	募集定員
山 城	文理総合		40
鳥 羽	グローバル		80
嵯 峨 野	京都こすもす	自然科学	80
		人間科学・自然科学（共修）	120
桃 山	自然科学		80
京都八幡(南)	人間科学		30
南 陽	サイエンスリサーチ		80
亀 岡	数理科学		40
園 部	京都国際		30
福 知 山	文理科学		40
西 舞 鶴	理数探究		40
市立西京	エンタープライジング		160
市立京都工学院	フロンティア理数		60
市立堀川	探究学科群(人間探究・自然探究)		160
市立紫野	アカデミア		80
市立塔南	教育みらい		40
合 計			1,160

備考1 嵯峨野高等学校の人間科学系統・自然科学系統（共修）については、くくり募集とする。

2 市立堀川高等学校の人間探究科及び自然探究科については、探究学科群での募集とする。

3 市立紫野高等学校の募集定員については、京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、亀岡市、南丹市及び京丹波町の全部を併せた定員であり、京都市（周山中学校の通学区域を除く。）、向日市、長岡京市、大山崎町、八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。）及び久御山町（大橋辺に限る。）以外から入学できる者は、20人以内とする。

2 単位制による全日制の課程

【普通科】

(単位 人)

高等学校名	募集定員
洛 北	160
城南菱創	160
市立日吉ヶ丘	240
合 計	560

備考1 洛北高等学校及び城南菱創高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、当該高等学校の普通科の通学区域以外から入学できる者は、それぞれ80人以内とする。

2 市立日吉ヶ丘高等学校の募集定員については、京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、亀岡市、南丹市及び京丹波町の全部を併せた定員であり、京都市（周山中学校の通学区域を除く。）、向日市、長岡京市、大山崎町、八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。）及び久御山町（大橋辺に限る。）以外から入学できる者は、20人以内とする。

【普通科（スポーツ総合専攻）】

(単位 人)

通学圏名	高等学校名	募集定員
京都市・乙訓口 丹	洛 北	40

備考 洛北高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、京都市・乙訓通学圏及び口丹通学圏以外の通学圏から入学できる者は、20人以内とする。

【専門学科】

(単位 人)

高等学校名	学科名	系統名	募集定員
城南菱創	教養科学	人文・社会科学	80
		自然科学	

備考 城南菱創高等学校の人文・社会科学系統及び自然科学系統については、くくり募集とする。

【総合学科】

(単位 人)

高等学校名	募集定員
南 丹	180
久 美 浜	84
合 計	264

備考 南丹高等学校の募集定員については、京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、亀岡市、南丹市及び京丹波町の全部を併せた定員であり、亀岡市以外の地域から入学できる者は60人以内とする。そのうち、京都市（周山中学校の通学区域を除く。）、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町及び南山城村から入学できる者は、10人以内とする。

定 時 制

1 定時制の課程（単位制による課程を除く。）

（単位 人）

昼夜別	高等学校名	分校名	学科名	募集定員
昼 間	北 桑 田	美山	農業・家政	40
	福 知 山	三和	農業・家政	40
	宮 津	伊根	普通	40
	網 野	間人	普通	40
夜 間	綾 部	東	普通	40
	東 舞 鶴	浮島	普通	40
	市立西京		普通	50
合 計				290

備考 北桑田高等学校及び福知山高等学校の募集定員については、農業科及び家政科を併せた定員であり、それぞれの学科の定員は20人を標準とする。

2 単位制による定時制の課程

（単位 人）

昼夜別	高等学校名	学科名	コース名	募集定員
昼 間 (二部制)	清 明	普通	午前	120
			午後	
夜 間	朱 雀	普通		90
	鳥 羽	普通		90
	桃 山	普通		60
		商業		30
	市立伏見工業	工業技術		30
合 計				420

備考 清明高等学校の募集定員については、午前コース及び午後コースを併せた定員であり、午前コースは60人から90人、午後コースは30人から60人とする。

通 信 制

単位制による通信制の課程

（単位 人）

高等学校名	学科名	募集定員
朱 雀	普通	160
西 舞 鶴	普通	120
合 計		280

平成29年度

京都府公立高等学校入学者選抜要項

平成29年度京都府公立高等学校入学者選抜要項を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

平成28年 8 月30日

京都府教育委員会
教育長 小田垣 勉

1 平成29年度京都府公立高等学校入学者選抜要項において定めた事項

- (1) 志願者の資格
- (2) 高等学校入学者の募集及び通学区域
- (3) 入学者選抜の種類と学力検査
- (4) 出願の要領（全日制・定時制共通）
- (5) 前期選抜（全日制・定時制共通）
- (6) 特別入学者選抜
- (7) 中期選抜（全日制・定時制共通）
- (8) 後期選抜（全日制・定時制共通）
- (9) 通信制
- (10) 合格者発表後の処理
- (11) 前期選抜、特別入学者選抜及び中期選抜の学力検査（追検査を含む。）得点の開示（全日制・定時制共通）
- (12) 保護者届及び住所等に関する届並びに通学区域外就学許可申請等を必要とする者の手続（特別事情具申）（全日制）

2 縦覧場所等

京都府教育庁指導部高校教育課において縦覧に供するほか、京都府教育委員会のホームページ（<http://www.kyoto-be.ne.jp/>）上に掲示する。

3 縦覧期間

平成28年 8 月30日から平成29年 3 月31日まで

平成29年度京都府公立高等学校入学者選抜要項を次のとおり定める。

平成28年 8 月30日

京都府教育委員会
教育長 小田垣 勉

平成29年度京都府公立高等学校入学者選抜要項

平成29年度における京都府公立高等学校（以下「高等学校」という。）の入学者の選抜は、高等学校に入学を志願する者（以下「志願者」という。）に対し、この要項の定めるところにより行うものとする。

1 志願者の資格

志願者の資格は、次の(1)、(2)及び(3)のいずれかであって、(4)又は(5)に該当する者であることとする。

(1) 平成29年 3 月31日までに中学校若しくはこれに準じる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）をする見込みの者

(2) 中学校を卒業した者

(3) 高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる次のいずれかに該当する者

ア 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者（平成29年 3 月31日までに修了する見込みの者を含む。）

イ 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者（平成29年 3 月31日までに修了する見込みの者を含む。）

ウ 文部科学大臣の指定した者

エ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

オ その他高等学校長が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(4) 全日制の課程（以下「全日制」という。）にあっては、次のいずれかに該当する者

ア 保護者（親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準じる者として京都府教育委員会教育長（以下「府教育長」という。）又は京都市教育長（以下「市教育長」という。）が定める者という。志願者が成年の場合には、本人。以下同じ。）の住所（生活の本拠とするところをいう。以下同じ。）が京都府の区域内（以下「府内」という。）にある者

イ 保護者が住所を入学日までに、他の都道府県又は外国から府内に変更する者

ウ ア及びイ以外の者で、12(4)（45ページ）により府教育長又は市教育長の許可を受けたもの

(5) 定時制の課程（以下「定時制」という。）及び通信制の課程（以下「通信制」という。）にあっては、次のいずれかに該当する者

ア 保護者の住所又は志願者の住所若しくは勤務先が府内にある者

イ 保護者の住所又は志願者の住所若しくは勤務先を、入学日までに他の都道府県又は外国から府内に変更する者

ウ ア及びイ以外の者で高等学校長がやむを得ない事情があると認めたもの

2 高等学校入学者の募集及び通学区域

(1) 別表 1（46ページ）に掲げる高等学校において高等学校第 1 学年の生徒を募集する。

なお、京都府立高等学校に設置される学科等は、京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則（昭和39年京都府教育委員会規則第 3 号）及び各府立高等学校の学則に規定するところによる。また、京都市立高等学校に設置される学科は、京都市立高等学校の管理運営に関する規則（平成20年京都市教育委員会規則第 9 号）に規定するところによる。

- (2) 高等学校第1学年生徒募集定員は、別に公示する。
- (3) 入学者の募集は、この要項により高等学校長が行う。
- (4) 通学区域は、京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号。以下「府通学区域規則」という。）（83ページ）及び京都市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年京都市教育委員会規則第2号。以下「市通学区域規則」という。）（93ページ）の定めるところによる。

3 入学者選抜の種類と学力検査

- (1) 入学者選抜として前期選抜及び中期選抜を実施する。なお、中期選抜を実施した後、相当の欠員が生じている場合には後期選抜を実施することがある。
また、特別入学者選抜として、海外勤務者帰国子女特別入学者選抜、中国帰国孤児子女特別入学者選抜、成人特別入学者選抜、長期欠席者特別入学者選抜及び京都府立清明高等学校特別入学者選抜を実施する。
- (2) 学力検査は、京都府教育委員会と京都市教育委員会が相互に協力して、志願者に対し、高等学校において、実施するものとする。

4 出願の要領（全日制・定時制共通）

- (1) 入学願書等の提出先

入学願書等提出書類は、府通学区域規則及び市通学区域規則等により定められた就学できる高等学校の中から、志願する高等学校（7（37ページ）に規定する中期選抜における全日制においては第1志望第1順位、中期選抜における定時制及び8（41ページ）に規定する後期選抜においては第1志望の高等学校をいう。）の校長（以下「志願先高等学校長」という。）に提出する。

- (2) 志願者の手続

ア 志願者は、5（25ページ）に規定する前期選抜、6（28ページ）に規定する特別入学者選抜、中期選抜又は後期選抜への出願にあたり、入学願書、学力検査受検願又は付票、受検票及び写真票等の様式に所要事項を記入し、必要箇所に保護者が署名又は記名押印の上、在学又は出身の中学校長（以下「中学校長」という。）を経由して、志願先高等学校長に提出すること。

イ 志願者は、学力検査又は入学考査の手数料（全日制2,200円、定時制900円）を次の(ア)又は(イ)のいずれかにより納入し、その証紙又は領収書を学力検査受検願又は付票の所定欄に貼り付けること。ただし、京都市立高等学校に郵送により出願する場合は、定額小為替を過不足なく同封するものとする。

(ア) 京都府立高等学校において受検する者は、京都府収入証紙により納入する。

(イ) 京都市立高等学校において受検する者は、現金により納入する。

ウ 1(3)オ（22ページ）の該当者は、京都府公立高等学校入学志願者資格認定申請書（様式D（63ページ））を平成29年1月24日（火）までに志願先高等学校長に提出して認定を受けること。

ただし、前期選抜又は特別入学者選抜に出願する者にあつては、平成29年1月10日（火）までに手続を完了すること。

エ 志願者のうち、出身中学校の廃止又は被災等の事情によって中学校長を経由できない者は、志願者で提出できる書類を、平成29年1月24日（火）までに志願先高等学校長に提出し、その指示を受けること。

ただし、前期選抜又は特別入学者選抜に出願する者にあつては、平成29年1月10日（火）までに手続を完了すること。

オ 出願にあたって、12（44ページ）に規定する府教育長若しくは市教育長又は志願先高等学校長に届出又は許可申請を行う必要がある者は、平成29年1月10日（火）から1月20日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の間に手続を完了すること。

ただし、前期選抜又は特別入学者選抜に出願する者にあつては、平成29年1月10日（火）から1月13日（金）までの間に手続を完了すること。

(3) 中学校長の手続

ア 中学校長は、前期選抜、特別入学者選抜、中期選抜又は後期選抜への出願にあたり、志願者が作成した出願書類の記載事項に誤りのないことを確認の上、所要事項の記入を行い、その他必要書類を作成し、各選抜の願書受付日に、志願先高等学校長に提出すること。なお、義務教育学校においては、書類の作成にあたり後期課程に読み替えて記入すること。

また、やむを得ない理由により郵送によって出願する場合は、電話で志願先高等学校長に、志願者氏名、志望課程・学科その他必要な事項を連絡の上、学力検査受検票等の返信用として、返送を希望するあて先を記入し書留速達送付分の切手を貼った封筒を同封し、書留速達により提出すること。返信用封筒については、日本工業規格に定める角形2号の封筒を使用すること。

イ 中学校長は、出願を予定する者のうち障害のあるもので、学力検査等実施上配慮を必要とすると考えられる場合においては、志願先高等学校長にあらかじめ申し出ること。

ウ 中学校長は、出願を予定する外国人生徒等のうち平成26年2月1日以降に来日し外国での在学期間が継続して1年以上の者で、学力検査等実施上配慮を必要とすると考えられる場合（6(1)及び(2)（28ページ及び31ページ）に規定する選抜を除く。）においては、志願先高等学校長にあらかじめ申し出ること。

(4) 高等学校長の処理

ア 高等学校長は、提出された書類を審査の上受け付け、入学願書又は学力検査受検願に付されている受検票に所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

イ 高等学校長は、(3)イ又はウに基づき申出があった場合は、所管する教育委員会と協議すること。

(5) 提出書類記入上の注意

ア 各提出書類の記入は、横書きとし、数字は算用数字を使用すること。

イ 各欄については、特に別の定めがない限り、次の要領によって記入し、空欄を作らないこと。

(ア) 該当する事項がある場合は、必ず記入すること。

(イ) 該当する事項がない場合は、「なし」と記入すること。

(ウ) 記載の事項のいずれかを選ぶ場合は、該当事項を○で囲むこと。

(エ) ※欄は、志願者、中学校では記入しないこと。

(オ) ※欄以外で記入の必要のない欄は、斜線（）で抹消すること。

ウ 入学願書について

(ア) 各選抜において志願できる高等学校の中から志望する高等学校名、課程名、学科名等を記入すること（分校への入学を志望する者は、「志望」欄の「学校名」欄に分校名まで記入すること。）。

(イ) 願書受付後における志望の変更は認められない。

(ウ) 住所及び氏名の記入については、住民基本台帳等のとおりを基本とし、楷書で正確に記入すること。

なお、志願者と保護者の住所が同じ場合は保護者の住所欄に「志願者に同じ」と記入すること。

エ 報告書（様式Cの1）について

(ア) 指導要録に基づいて、作成すること。

なお、第3学年については、過年度卒業者を除き、次の要領によって記入すること。

a 前期選抜又は特別入学者選抜 平成28年12月31日現在の記録を記入すること。

b 中期選抜又は後期選抜 平成29年2月10日現在の記録を記入すること。

(イ) 「前期・中期・後期・特別」欄の、該当する選抜を○で囲むこと。

(ウ) 「学歴」欄には、中学校名を明記し、卒業見込み又は卒業について、該当するものを○で囲むこと。

(エ) 「学習の記録」欄は、指導要録の内容に基づき、次の要領によって記入すること。ただし、平成23年3月以前の卒業者については、記入を要しない。

- a 「観点別学習状況」は、第3学年の各必修教科について、文部科学省初等中等教育局長通知（平成22年5月11日付け22文科初第1号）に基づき、各中学校の指導要録に記載された観点ごとに、A・B・Cの記号を記入すること。
- なお、平成24年3月以前の過年度卒業者については、文部科学省初等中等教育局長通知（平成13年4月27日付け13文科初第193号）に基づき、各中学校の指導要録に記載された観点ごとに、A・B・Cの記号を記入すること。
- b 「必修教科」の評定は、第1学年、第2学年及び第3学年についてすべて「目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）」による5段階評価によって5・4・3・2・1（5を上位とする。）の評定点を使用すること。
- なお、特別支援学級及び特別支援学校に在籍する知的障害のある生徒等については、次の(a)及び(b)の評定点を併せて記入すること。
- (a)「中学校学習指導要領」に示す目標に照らして、その実現状況を5段階の評定点により記入すること。
- (b)「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」に示す中学部の目標又は生徒の発達状況を踏まえ各中学校において定める目標等に照らして、その実現状況を5段階の評定点により、（ ）書きで記入すること。
- c 「総合的な学習の時間」は、学習活動及び指導の目標や内容に基づいて各中学校が定めた評価の観点を踏まえ、生徒の3年間の学習状況における顕著な事項等（生徒にどのような力が身についたか・どのような学習成果が得られたのか等）に関して記入すること。
- (d)「総合所見」欄は、3年間の特別活動における活動状況（学級活動、生徒会活動、学校行事等）、部活動の状況、生徒の特技、学校の内外におけるボランティア活動及び表彰を受けた行為や活動、各教科、道徳、その他学校生活全体にわたって認められる行動の状況等について顕著なものを原則として箇条書きで記入すること。ただし、平成23年3月以前の卒業者については、「総合所見」欄の記入を要しない。
- (e)「出欠の記録」欄の「備考」は、年間20日以上欠席のある者について、その主な理由を学年ごとに記入すること。ただし、平成23年3月以前の卒業者については、「出欠の記録」欄の記入を要しない。

5 前期選抜（全日制・定時制共通）

- (1) 出願資格
1（22ページ）に該当する者
- (2) 実施高等学校
別表2（48ページ）に掲げる高等学校において実施する。
- (3) 募集人員
別に公示する高等学校第1学年生徒募集定員に別表2（48ページ）に掲げる割合を乗じて得た人数とする。
- (4) 出願の要領
ア 入学願書等の提出先
4（1）（23ページ）によること。出願は、1高等学校の1学科、系統等に限る。
なお、前期選抜を志願する者は、特別入学者選抜を志願することはできない。
- イ 願書受付日
(ア) 普通科、専門学科（音楽科を除く。）及び総合学科
平成29年2月3日（金）午前9時から午後4時まで
2月6日（月） //
- 府内の中学校については、平成29年2月2日（木）に地域ごとに設定する会場において出願を受け付ける。詳細については別に定める。
- やむを得ない理由により郵送によって出願する場合は、平成29年1月27日（金）から1月30

日（月）までの消印のあるものに限り有効とする。

なお、2月6日（月）に願書を提出する場合は、事前に（可能な限り2月3日（金）までに）提出先校まで電話連絡を行うこと。

(イ) 音楽科のみ

平成29年1月25日（水）午前9時から午後4時まで

1月26日（木） //

やむを得ない理由により郵送によって出願する場合は、平成29年1月20日（金）から1月23日（月）までの消印のあるものに限り有効とする。

ウ 提出書類

書 類 名	提出部数	作成者
前期選抜入学願書（様式前－1）、写真票（様式前－1の2）	1 通	志 願 者
前期選抜入学願書の提出について（様式前－2）	1 通	中学校長
報告書（様式Cの1）	1 通	中学校長
活動実績報告書（様式前活－1）	1 通	中学校長
活動実績報告書【運動実績の記録】（様式前活－2）	1 通	中学校長
その他高等学校長が定める書類	※	※

備考1 12（44ページ）に規定する届出又は許可申請手続を行い、受理書又は許可書の交付を受けた者は、それを前期選抜入学願書（様式前－1）に添付すること。

2 活動実績報告書（様式前活－1）は、高等学校長が求める場合のみ提出すること。

3 活動実績報告書【運動実績の記録】（様式前活－2）は、普通科（スポーツ総合専攻）又はスポーツ健康科学科の志願者のみ提出すること。

4 1(3)オ（22ページ）の該当者は、4(2)ウ（23ページ）によること。

※ その他高等学校長が定める書類については、別に定める。

(ア) 前期選抜入学願書の提出について（様式前－2）

a 記載内容を確認の上、願書提出先高等学校の全日制・定時制の別、学科別、選抜方式別、型別に各1部作成すること。

b 願書提出先の高等学校名を必ず記入すること。

(イ) 活動実績報告書（様式前活－1）

高等学校長が別に定める前期選抜の実施に関する要項に基づき、記入すること。

a 「高等学校において取り組みたい活動」欄

志願者が高等学校において取り組みたい活動を記入すること。

b 「中学校在学中の部活動、その他の活動内容」欄

(a) 部活動においては、所属部（種目）、役職、ポジション及びレギュラーの有無等を記入すること。

(b) その他においては、学級活動、生徒会活動における役員名、所属委員会名等を記入すること。

c 「中学校在学中の顕著な活動実績」欄

(a) 箇条書きで記入すること。

(b) 部活動及びコンクール等については、大会名、時期（平成〇年〇月）、順位・記録等を詳しく記入すること。

(c) 検定試験（資格）については、名称、段級、取得した時期（平成〇年〇月）等を記入すること。

(d) その他顕著な活動実績があれば記入すること。

(ウ) 活動実績報告書【運動実績の記録】（様式前活－2）

a 「高等学校で希望する専攻種目」欄には、高等学校長が別に示す専攻種目等から、高等学校入学後に取り組みたい種目を記入すること。

b 「所属運動部（種目）名」欄には、中学校在学中の部活動名を記入すること。

なお、学校外のチーム等に所属して活動している場合は、所属チーム名及び活動種目名を

記入すること。

- c 「ポジション、部内での役職等」欄には、短距離、アタッカー等又はキャプテン、副キャプテン等を記入すること。
- d 「大会区分」欄には、大会区分ごとに実績を記入すること。記入内容は大会名及び成績順位（記録）のみとし、個人・団体の別も明確に記入すること。
- e 「その他・所見」欄には、他の実績（国際親善試合への出場、選抜合宿への参加、武道の段位等）又は志願者本人の運動実績に関する所見を記入すること。

エ 志願者の手続

4 (2) (23ページ) によること。

オ 中学校長の手続

中学校長は、4 (3) (24ページ) により、ウの書類を願書受付日に志願先高等学校長に提出すること。

ただし、やむを得ない理由により郵送によって出願する場合は、平成29年1月27日（金）から1月30日（月）まで（音楽科（京都市立京都堀川音楽高等学校）は、平成29年1月20日（金）から1月23日（月）まで）の消印のあるものに限り有効とする。

カ 高等学校長の処理

高等学校長は、提出された書類を審査の上受け付け、前期選抜入学願書に付されている受検票に所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

キ 提出書類記入上の注意

4 (5) (24ページ) によること。

(5) 入学者の選抜

ア 学力検査等

(ア) 高等学校長は、所管する教育委員会と協議の上、報告書、学力検査、面接、作文又は小論文、活動実績報告書及び実技検査（以下「前期選抜学力検査等」という。）の中から検査項目、並びに、それらの配点及び内容を定める。

(イ) 学力検査問題の出題範囲は、中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）に基づくものとする。

(ウ) 実施期日等

前期選抜学力検査等は、平成29年2月16日（木）から2月17日（金）までの間（音楽科（京都市立京都堀川音楽高等学校）は、平成29年2月4日（土）及び2月5日（日））に志願先高等学校において実施する。

なお、実施期日、集合時間、時間割、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情によりあらかじめ定めた検査時間に実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

(エ) 受検に関する注意事項

a 志願先高等学校長の指定した時間に検査会場に集合して、注意事項の説明を受けること。

b 受検票及び筆記用具（鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴム及び鉛筆削り）を忘れないこと。その他検査会場によって特に必要なものは、高等学校長が別に指示する。

なお、筆記用具は、公式や法則等の記入のないものとする。

また、計算機能や翻訳機能のある時計等の機器及び文具類並びに携帯電話等の持込は禁止する。

c 検査開始後、検査会場の外へ出た場合は、その後の検査は受けられない。

ただし、この場合、受検した検査については、有効として処理する。

なお、追検査を実施する学科等における取扱いは、(オ) bによる。

d 受検中不正行為のあった者は、退場を命じられ、その後の検査は受けられない。

なお、この場合、受検したすべての検査を無効として処理する。

e このほか、学力検査についての必要な事項は、別に定める。

(オ) やむを得ない理由による欠席者及び途中退場者の取扱い

別表3（52ページ）に規定する学科等において、次のとおり取り扱う。

a 欠席者について

検査当日やむを得ない理由によって欠席した者で、**欠席した日の当日午後4時までに**、**追検査受検願（様式F（65ページ））に診断書等理由を証明する書類を添えて**、中学校長を経由して**志願先高等学校長に届け出た者は、追検査（平成29年2月20日（月）（美術工芸科（京都市立銅駝美術工芸高等学校）においては、別に定める。））を受検することができる。**

b 検査会場からの途中退場者について

やむを得ない理由によって途中で受検不可能となり検査会場の外へ出た場合に限り、**途中退場した日の当日午後4時までに**、**追検査受検願（様式F（65ページ））に診断書等理由を証明する書類を添えて**、中学校長を経由して**志願先高等学校長に届け出た者について**、受検不可能となった検査より後の検査に限って（学力検査においては受検不可能となった検査教科より後の検査教科に限る。以下同じ。）、**追検査（平成29年2月20日（月）（美術工芸科（京都市立銅駝美術工芸高等学校）においては、別に定める。））の受検を認めることがある。**

なお、この場合、検査当日に受検不可能となった検査までの得点と、追検査で受検した検査の得点の合計を、本人の得点として処理する。

c a及びbにおいて、午後4時までに届出が間に合わない場合には、中学校長を経由して志願先高等学校長に申し出ること。

イ 選抜方法等

(ア) 高等学校長は、検査項目として定めた、報告書、学力検査の成績、面接の結果、作文又は小論文の結果、活動実績報告書、実技検査の成績を資料として選抜を行い、合格者を決定する。

なお、選抜における報告書の必修教科の評定は、報告書の第1学年、第2学年及び第3学年における必修教科の評定の合計とする。

(イ) 高等学校長は、前期選抜を別表2（48ページ）に定める複数の選抜方式・型により実施する場合で、いずれかの方式・型で合格者が募集人員に満たない場合には、その欠員分を他の方式・型の募集人員に加えて合格者を決定することができる。

なお、この方法によらない場合は欠員分を中期選抜において募集することとする。

ウ 高等学校長は、選抜のため、健康診断の必要があつて、これを実施しようとする場合は、所管する教育委員会の承認を受けなければならない。

エ 前期選抜の実施に関する要項及びその他必要な事項は、所管する教育委員会と協議の上、高等学校長が定めるものとする。

オ 高等学校長は、入学が適当と認められる者の数が募集人員と異なる場合には、所管する教育委員会と協議の上、合格者を決定するものとする。

(6) 合格者の発表

合格者の発表は、**平成29年2月22日（水）午後2時から午後4時までの間、願書提出先高等学校において、受付番号で発表するものとする。**また、合格者に対し、合格通知書（様式G（66ページ））を交付する。

(7) 合格者は、この要項に基づく他の選抜に改めて志願することができない。

(8) 学力検査（追検査を含む。）得点の開示

11（43ページ）によること。

6 特別入学者選抜

(1) 海外勤務者帰国子女特別入学者選抜

ア 出願資格

1（22ページ）に該当する者であつて、かつ、次の(ア)から(ウ)までに該当するもの

- (ア) 海外勤務者（日本国籍を有する者で、海外に所在する機関、事業所等の勤務又は海外において研究・研修を行うことを目的として日本国を出国し、海外に在留していたもの又は現在なお在留しているもの）の子女であること。
- (イ) 外国において引き続き1年以上在留していたこと。
- (ウ) 平成26年2月1日以降に帰国したこと。

イ 実施高等学校及び募集人員

(ア) 普通科

実施高等学校	課 程	学 科	募集人員
京都府立鳥羽高等学校	全日制	普通科 (スポーツ総合専攻を除く。)	5名以内
京都府立西舞鶴高等学校	全日制	普通科	5名以内

備考 通学区を越えて実施高等学校を志願する者については、府通学区規則施行規程第3条により、通学区外就学許可申請書により許可申請を行うこと。12(3) (44ページ) 参照

(イ) 専門学科

実施高等学校	課 程	学 科	募集人員
京都府立嵯峨野高等学校	全日制	京都こすもす科	5名以内

ウ 出願の要領

(ア) 出願は、1 高等学校に限る。

なお、当該選抜を志願する者は、当該選抜以外の特別入学者選抜及び前期選抜を志願することはできない。

(イ) 願書受付日

平成29年2月3日（金）午前9時から午後4時まで

2月6日（月） //

なお、郵送による出願は受け付けない。

また、2月6日（月）に願書を提出する場合は、事前に（可能な限り2月3日（金）までに）提出先校まで電話連絡を行うこと。

(ウ) 提出書類

書 類 名	提出部数	作成者
海外勤務者帰国子女特別入学願書（様式特別－Aの1）	1 通	志 願 者
学力検査受検願（様式特別－Aの2）、写真票（様式特別－Aの3）	1 通	志 願 者
特別入学者選抜入学願書の提出について（様式特別－B）	1 通	中学校長
報告書（様式Cの1）	1 通	中学校長
海外在住状況報告書（様式特別－Cの1）	1 通	志 願 者
その他高等学校長が定める書類	※	※

備考1 外国の学校（日本人学校を含む。）を卒業（卒業見込みを含む。）した者について、報告書の作成が困難な場合、これに代えて当該校の校長の発行する成績証明書を提出してもよい。

2 12(44ページ)に規定する届出又は許可申請手続を行い、受理書又は許可書の交付を受けた者は、それを入学願書に添付すること。

※ その他高等学校長が定める書類については、別に定める。

※ 特別入学者選抜入学願書の提出について（様式特別－B）

- 記載内容を確認の上、作成すること。
- 願書提出先の高等学校名を必ず記入すること。

(エ) 志願者の手続

志願者は、4(2) (23ページ)により、海外勤務者帰国子女特別入学願書、学力検査受検願、受検票、写真票及び海外在住状況報告書に所要事項を記入し、必要箇所に保護者が署名又は記名押印の上、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出すること。

(オ) 中学校長の手続

中学校長は、4(3) (24ページ)により、(ウ)の書類を願書受付日に志願先高等学校長に提出

すること。

(カ) 高等学校長の処理

高等学校長は、提出された書類を審査の上受け付け、学力検査受検願に付されている受検票に所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

(キ) 提出書類記入上の注意

4 (5) (24ページ) によること。

エ 入学者の選抜

(ア) 学力検査等

a 実施期日、教科及び時間割

(a) 普通科の高等学校

平成29年 2月16日 (木)		
時 間		検査教科等
第 1 時 限	9 : 20～10 : 10	国 語
第 2 時 限	10 : 30～11 : 20	数 学
第 3 時 限	11 : 40～12 : 20	英 語 (筆記)
	12 : 30～12 : 40	(リスニング)
第 4 時 限	※	面 接

※ 面接の開始時間は、高等学校長が別に定める。

備考 1 集合時間、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

2 豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情により上記の時間に実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

3 すべての学力検査問題に振り仮名を付すものとする。

(b) 専門学科の高等学校

平成29年 2月16日 (木)		
時 間		検査教科等
第 1 時 限	9 : 30～10 : 20	国 語
第 2 時 限	10 : 40～11 : 30	英 語 (リスニングを含む)
第 3 時 限	11 : 50～12 : 40	数 学
第 4 時 限	※	面 接

※ 面接の開始時間は、高等学校長が別に定める。

備考 1 集合時間、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

2 豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情により上記の時間に実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

b 検査会場 願書提出先高等学校

c 面接の内容は、高等学校長が別に定める。

d 受検に関する注意事項は、5 (5) ア (エ) (27ページ) に準じる。

なお、答案用紙には、受付番号を記入し、氏名は記入しないこと。受付番号は、算用数字で正確に記入すること。

(イ) 選抜方法

高等学校長は、報告書、学力検査の成績及び面接の結果を資料として選抜を行い、合格者を決定する。

(ウ) 合格者の発表

合格者の発表は、平成29年 2月22日 (水) 午後 2時から午後 4時までの間、願書提出先高等学校において、受付番号で発表するものとする。また、合格者に対し、合格通知書 (様式 G (66ページ)) を交付する。

(エ) 合格者は、この要項に基づく他の選抜に改めて志願することができない。

(オ) 学力検査得点の開示

11 (43ページ) によること。

(2) 中国帰国孤児子女特別入学者選抜

ア 出願資格

1 (22ページ) に該当する者であって、かつ、次の(ア)及び(イ)に該当するもの

(ア) 終戦前(昭和20年9月2日以前をいう。)から引き続き中国に居住していた者(これらの者を両親として終戦後中国において出生した者を含む。)で、終戦後初めて永住の目的をもって帰国したものの子女であること。

(イ) 帰国後小学校4学年以上の学年に入学した者であること。

イ 実施高等学校及び募集人員

実施高等学校	課 程	学 科	募集人員
京都府立鳥羽高等学校	全日制	普通科 (スポーツ総合専攻を除く。)	5名以内
	単位制による 定時制(夜間)	普通科	5名以内
京都府立西舞鶴高等学校	全日制	普通科	5名以内
京都府立東舞鶴高等学校浮島分校	定時制(夜間)	普通科	5名以内

備考 通学区域を越えて実施高等学校を志願する者については、府通学区域規則施行規程第3条により、通学区域外就学許可申請書により許可申請を行うこと。12(3) (44ページ) 参照

ウ 出願の要領

(ア) 出願は、1 高等学校の1 課程に限る。

なお、当該選抜を志願する者は、当該選抜以外の特別入学者選抜及び前期選抜を志願することはできない。

(イ) 願書受付日

平成29年2月3日(金) 午前9時から午後4時まで

2月6日(月) //

定時制(夜間)については、両日とも午後4時から午後7時までとする。

なお、郵送による出願は受け付けない。

また、2月6日(月)に願書を提出する場合は、事前に(可能な限り2月3日(金)までに)提出先校まで電話連絡を行うこと。

(ウ) 提出書類

書 類 名	提出部数	作成者
中国帰国孤児子女特別入学願書(様式特別-Aの1)	1 通	志 願 者
学力検査受検願(様式特別-Aの2)、写真票(様式特別-Aの3)	1 通	志 願 者
特別入学者選抜入学願書の提出について(様式特別-B)	1 通	中学校長
報告書(様式Cの1)	1 通	中学校長
中国帰国孤児子女帰国状況報告書(様式特別-Cの2)	1 通	志 願 者

備考 12 (44ページ) に規定する届出又は許可申請手続を行い、受理書又は許可書の交付を受けた者は、それを入学願書に添付すること。

※ 特別入学者選抜入学願書の提出について(様式特別-B)

a 記載内容を確認の上、願書提出先高等学校の全日制・定時制の別に各1部作成すること。

b 願書提出先の高等学校名を必ず記入すること。

(エ) 志願者の手続

志願者は、4(2) (23ページ) により、中国帰国孤児子女特別入学願書、学力検査受検願、受検票、写真票及び中国帰国孤児子女帰国状況報告書に所要事項を記入し、必要箇所に保護者が署名又は記名押印の上、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出すること。

(オ) 中学校長の手続

中学校長は、4(3) (24ページ) により、(ウ)の書類を願書受付日に志願先高等学校長に提出すること。

(カ) 高等学校長の処理

高等学校長は、提出された書類を審査の上受け付け、学力検査受検願に付されている受検票に所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

(キ) 提出書類記入上の注意

4 (5) (24ページ) によること。

エ 入学者の選抜

(ア) 学力検査等

a 実施期日、教科及び時間割

平成29年 2月16日 (木)		
時 間		検査教科等
第 1 時 限	9 : 20～10 : 10	国 語
第 2 時 限	10 : 30～11 : 20	数 学
第 3 時 限	11 : 40～12 : 20	英 語 (筆記)
	12 : 30～12 : 40	(リスニング)
第 4 時 限	※	面 接

※ 面接の開始時間は、高等学校長が別に定める。

備考 1 集合時間、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

2 豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情により上記の時間に実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

3 すべての学力検査問題に振り仮名を付すものとする。

b 検査会場 願書提出先高等学校

c 面接の内容は、高等学校長が別に定める。

d 受検に関する注意事項は、5 (5) ア (エ) (27ページ) に準じる。

なお、答案用紙には、受付番号を記入し、氏名は記入しないこと。受付番号は、算用数字で正確に記入すること。

(イ) 選抜方法

高等学校長は、報告書、学力検査の成績及び面接の結果を資料として選抜を行い、合格者を決定する。

(ウ) 合格者の発表

合格者の発表は、平成29年 2月22日 (水) 午後 2時から午後 4時まで (定時制 (夜間) については午後 4時から午後 6時まで) の間、願書提出先高等学校において、受付番号で発表するものとする。また、合格者に対し、合格通知書 (様式 G (66ページ)) を交付する。

(エ) 合格者は、この要項に基づく他の選抜に改めて志願することができない。

(オ) 学力検査得点の開示

11 (43ページ) によること。

(3) 成人特別入学者選抜

ア 出願資格

1 (22ページ) に該当する者であって、かつ、次の (ア) 及び (イ) に該当するもの

(ア) 平成29年 4月 1日現在満20歳以上であること。

(イ) 成人特別入学者選抜を希望する者であること。

イ 実施高等学校及び募集人員

実施高等学校	課 程	学 科	募集人員
京都府立朱雀高等学校	単位制による定時制 (夜間)	普通科	別に公示する各学科の募集定員に10パーセントを乗じて得た人数以内
京都府立鳥羽高等学校	単位制による定時制 (夜間)	普通科	
京都府立桃山高等学校	単位制による定時制 (夜間)	普通科	
		商業科	

ウ 出願の要領

(ア) 出願は、1 高等学校の 1 学科に限る。

なお、当該選抜を志願する者は、当該選抜以外の特別入学者選抜及び前期選抜を志願するこ

とはできない。

(イ) 願書受付日

平成29年2月3日（金）午後4時から午後7時まで
2月6日（月） //

なお、郵送による出願は受け付けない。

また、2月6日（月）に願書を提出する場合は、事前に（可能な限り2月3日（金）までに）提出先校まで電話連絡を行うこと。

(ウ) 提出書類

書 類 名	提出部数	作成者
成人特別入学願書(様式成-Aの1)、写真票(様式成-Aの2)	1 通	志願者

備考 1 (3) オ (22ページ) の該当者は、4 (2) ウ (23ページ) によること。

(エ) 志願者の手続

志願者は、4 (2) (23ページ) により、成人特別入学願書、受検票及び写真票に所要事項を記入の上、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出すること。

(オ) 中学校長の手続

中学校長は、4 (3) (24ページ) により、(ウ) の書類を願書受付日に志願先高等学校長に提出すること。

(カ) 高等学校長の処理

高等学校長は、提出された書類を審査の上受け付け、成人特別入学願書に付されている受検票に所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

(キ) 提出書類記入上の注意

4 (5) ア、イ及びウ (24ページ) によること。

エ 入学者の選抜

(ア) 高等学校長は、志願者全員に対して面接と作文を実施する。

なお、選抜のための学力検査は実施しない。

(イ) 面接と作文は、平成29年2月16日（木）に志願先高等学校において実施する。

なお、集合時間、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情によりあらかじめ定めた検査時間に実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

(ウ) 面接と作文の内容は、高等学校長が別に定める。

(エ) 高等学校長は、面接と作文の結果を資料として選抜を行い、合格者を決定する。

オ 合格者の発表

高等学校長は、入学考査を受けた者に対して、成人特別入学者選抜結果通知書（様式成-B（79ページ））を、平成29年2月22日（水）午後4時から午後6時までの間に願書提出先高等学校において交付するものとする。

なお、郵送による場合は、午後6時以降に発送を行う。

カ 合格者は、この要項に基づく他の選抜に改めて志願することができない。

(4) 長期欠席者特別入学者選抜

ア 出願資格

1 (22ページ) に該当する者であって、かつ、次の(ア)及び(イ)に該当するもの

(ア) 平成29年3月に中学校を卒業する見込みの者

(イ) 中学校在籍中、第1学年から第3学年のいずれかの学年で、年間30日以上欠席がある者

イ 実施高等学校及び募集人員

実施高等学校	課 程	学 科	募集人員
京都府立朱雀高等学校	全日制	普通科	10名程度
京都府立乙訓高等学校	全日制	普通科	5名程度
京都府立城陽高等学校	全日制	普通科	10名程度
京都府立西舞鶴高等学校	全日制	普通科	5名程度
京都市立西京高等学校	定時制（夜間）	普通科	10名程度

備考 全日制を志願する者で通学区域を越えて実施高等学校を志願する者については、府通学区域規則施行規程第3条により、通学区域外就学許可申請書により許可申請を行うこと。12(3) (44ページ) 参照

ウ 出願の要領

(ア) 出願は、1 高等学校に限る。

なお、当該選抜を志願する者は、当該選抜以外の特別入学者選抜及び前期選抜を志願することはできない。

(イ) 願書受付日

平成29年2月3日（金）午前9時から午後4時まで

2月6日（月） //

定時制（夜間）については、両日とも午後4時から午後7時までとする。

なお、郵送による出願は受け付けない。

また、2月6日（月）に願書を提出する場合は、事前に（可能な限り2月3日（金）までに）提出先校まで電話連絡を行うこと。

(ウ) 提出書類

書 類 名	提出部数	作成者
長期欠席者特別入学願書（様式特別－Aの1）	1 通	志 願 者
学力検査受検願（様式特別－Aの2）、写真票（様式特別－Aの3）	1 通	志 願 者
特別入学者選抜入学願書の提出について（様式特別－B）	1 通	中学校長
報告書（様式Cの2）	1 通	中学校長

備考 12 (44ページ) に規定する届出又は許可申請手続を行い、受理書又は許可書の交付を受けた者は、それを入学願書に添付すること。

※ 特別入学者選抜入学願書の提出について（様式特別－B）

- a 記載内容を確認の上、作成すること。
- b 願書提出先の高等学校名を必ず記入すること。

(エ) 志願者の手続

志願者は、4 (2) (23ページ) により、長期欠席者特別入学願書、学力検査受検願、受検票及び写真票に所要事項を記入し、必要箇所に保護者が署名又は記名押印の上、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出すること。

(オ) 在学中学校長の手続

在学中学校長は、4 (3) (24ページ) により、(ウ)の書類を願書受付日に志願先高等学校長に提出すること。

(カ) 高等学校長の処理

高等学校長は、提出された書類を審査の上受け付け、学力検査受検願に付されている受検票に所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

(キ) 提出書類記入上の注意

4 (5) ア、イ及びウ (24ページ) によること。

エ 入学者の選抜

(ア) 学力検査等

a 実施期日、教科及び時間割

平成29年2月16日（木）		
時 間		検査教科等
第 1 時 限	9：20～10：10	国 語
第 2 時 限	10：30～11：20	数 学
第 3 時 限	11：40～12：20	英 語 （筆記）
	12：30～12：40	（リスニング）
第 4 時 限	※	面接及び作文

※ 面接及び作文の開始時間は、高等学校長が別に定める。

備考1 集合時間、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

2 豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情により上記の時間に実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

b 検査会場 願書提出先高等学校

c 面接及び作文の内容は、高等学校長が別に定める。

d 受検に関する注意事項は、5 (5) ア (エ) (27ページ) に準じる。

なお、答案用紙には、受付番号を記入し、氏名は記入しないこと。受付番号は、算用数字で正確に記入すること。

(イ) 選抜方法

高等学校長は、報告書、学力検査の成績、面接及び作文の結果を資料として選抜を行い、合格者を決定する。

(ウ) 合格者の発表

合格者の発表は、平成29年2月22日（水）午後2時から午後4時までの間、願書提出先高等学校において、受付番号で発表するものとする。また、合格者に対し、合格通知書（様式G（66ページ））を交付する。

(エ) 合格者は、この要項に基づく他の選抜に改めて志願することができない。

(オ) 学力検査得点の開示

11（43ページ）によること。

(5) 京都府立清明高等学校特別入学者選抜

ア 出願資格

1（22ページ）に該当する者であって、高等学校長が別に示す求める生徒像を十分理解し、当該高等学校での学習等に取り組む意志が明確であるもの

イ 実施学科等、選抜方式及び募集人員

課程	学科	選抜方式	検査項目	募集人員
単位制による定時制（昼間二部制）	普通科	A方式	学力検査（国語・数学・英語）、報告書、作文及び面接	別に公示する募集定員に40パーセントを乗じて得た人数
		B方式	作文及び面接	別に公示する募集定員に60パーセントを乗じて得た人数

ウ 出願の要領

(ア) 出願にあたっては、A方式又はB方式のいずれかの選抜方式を選択すること。なお、当該選抜を志願する者は、当該選抜以外の特別入学者選抜及び前期選抜を志願することはできない。

(イ) 願書受付日

平成29年2月3日（金）午前9時から午後4時まで

2月6日（月） ”

府内の中学校については、平成29年2月2日（木）に地域ごとに設定する会場において出願を受け付ける。詳細については別に定める。

やむを得ない理由により郵送によって出願する場合は、平成29年1月27日（金）から1月30日（月）までの消印のあるものに限り有効とする。

なお、2月6日（月）に願書を提出する場合は、事前に（可能な限り2月3日（金）までに）高等学校まで電話連絡を行うこと。

(ウ) 提出書類（A方式・B方式共通）

書 類 名	提出部数	作成者
京都府立清明高等学校特別入学願書（様式清－Aの1）、 写真票（様式清－Aの2）	1 通	志 願 者
特別入学者選抜入学願書の提出について（様式特別－B） 報告書（様式Cの3）	1 通	中学校長
その他高等学校長が定める書類	※	※

※ その他高等学校長が定める書類については、別に定める。

※ 特別入学者選抜入学願書の提出について（様式特別－B）

- a 記載内容を確認の上、選抜方式別に各1部作成すること。
- b 願書提出先の高等学校名を必ず記入すること。

(エ) 志願者の手続

- a 志願者は、4(2) (23ページ) により、京都府立清明高等学校特別入学願書、学力検査受検願、受検票及び写真票に所要事項を記入し、必要箇所に保護者が署名又は記名押印の上、その他高等学校長が定める書類とともに、中学校長を経由して高等学校長に提出すること。
- b 出願にあたって、高等学校長が別に定める「保護者届並びに住所及び勤務先等に関する確認書を必要とする者の事前手続について」に該当する者は、所定の手続を平成29年1月10日（火）から1月13日（金）までに行うこと。

(オ) 中学校長の手続

中学校長は、4(3) (24ページ) により、(ウ)の書類を願書受付日に高等学校長に提出すること。

(カ) 高等学校長の処理

高等学校長は、提出された書類を審査の上受け付け、京都府立清明高等学校特別入学願書に付されている受検票に所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

(キ) 提出書類記入上の注意

4(5) (24ページ) によること。

エ 入学者の選抜

(ア) 学力検査等

- a 実施期日、教科及び時間割

A 方 式	平成29年2月16日（木）		
	時 間		検査教科等
	第 1 時 限	9：20～10：10	作 文
	第 2 時 限	10：30～11：30	国語・数学・英語
	平成29年2月17日（金）		
	時 間		検査項目
	※		面 接
B 方 式	平成29年2月16日（木）		
	時 間		検査項目
	第 1 時 限	9：20～10：10	作 文
	平成29年2月17日（金）		
	時 間		検査項目
	※		面 接

※ 面接の開始時間は、高等学校長が別に定める。

備考1 集合時間、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

2 豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情により上記の時間を実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

b 検査会場 京都府立清明高等学校

c 面接及び作文の内容は、高等学校長が別に定める。

d 受検に関する注意事項は、5 (5) ア (エ) (27ページ) に準じる。

なお、答案用紙には、受付番号を記入し、氏名は記入しないこと。受付番号は、算用数字で正確に記入すること。

(イ) やむを得ない理由による欠席者及び途中退場者の取扱い

a 欠席者について

検査当日やむを得ない理由によって欠席した者で、欠席した日の当日午後4時までに、追検査受検願（様式F（65ページ））に診断書等理由を証明する書類を添えて、中学校長を経由して高等学校長に届け出た者は、追検査（平成29年2月20日（月））を受検することができる。

b 検査会場からの途中退場者について

やむを得ない理由によって途中で受検不可能となり検査会場の外へ出た場合に限り、途中退場した日の当日午後4時までに、追検査受検願（様式F（65ページ））に診断書等理由を証明する書類を添えて、中学校長を経由して高等学校長に届け出た者について、受検不可能となった検査より後の検査に限って、追検査（平成29年2月20日（月））の受検を認めることがある。

なお、この場合、検査当日に受検不可能となった検査までの得点と、追検査で受検した検査の得点の合計を、本人の得点として処理する。

c a及びbにおいて、午後4時までに届出が間に合わない場合には、中学校長を経由して高等学校長に申し出ること。

(ウ) 選抜方法等

a 高等学校長は、選抜方式ごとに合格者を決定する。

(a) A方式については、報告書、学力検査の成績、面接及び作文の結果を資料として選抜を行い、合格者を決定する。

(b) B方式については、面接及び作文の結果を資料として選抜を行い、合格者を決定する。

b 高等学校長は、A方式又はB方式のいずれかの方式で合格者が募集人員に満たない場合には、その欠員分を他の方式の募集人員に加えて合格者を決定することができる。

c 選抜の実施に関する要項及びその他必要な事項は、教育委員会と協議の上、高等学校長が定めるものとする。

(エ) 高等学校長は、入学が適当と認められる者の数が募集人員と異なる場合には、教育委員会と協議して、合格者を決定するものとする。

(オ) 合格者の発表

合格者の発表は、平成29年2月22日（水）午後2時から午後4時までの間、京都府立清明高等学校において、受付番号で発表するものとする。また、合格者に対し、合格通知書（様式G（66ページ））を交付する。

(カ) 合格者は、この要項に基づく他の選抜に改めて志願することができない。

(キ) 学力検査（追検査を含む。）得点の開示

11（43ページ）によること。

7 中期選抜（全日制・定時制共通）

(1) 出願資格

1（22ページ）に該当する者であって、かつ、前期選抜又は特別入学者選抜に合格していないものの

(2) 実施高等学校等

別表1（46ページ）に掲げる高等学校において実施する。ただし、前期選抜において募集定員の

100パーセントを募集する学科等及び京都府立清明高等学校は除く。

(3) 募集人員

別に公示する高等学校第1学年生徒募集定員から、前期選抜又は特別入学者選抜に合格した者を除く人数とする。

(4) 出願の要領

ア 出願は、4 (1) (23ページ) によること。なお、全日制と定時制をまたがる志願はできない。

(ア) 全日制

第2志望まで志願できる。なお、第1志望については順位を付けて、異なる志願先を2校又は2学科、系統等まで志願できる。

(イ) 定時制

第2志望まで志願できる。

イ 願書受付日

(ア) 全日制及び定時制（昼間）

平成29年2月28日（火）午前9時から午後4時まで

3月2日（木） //

(イ) 定時制（夜間）

平成29年2月28日（火）午後1時30分から午後7時30分まで

3月2日（木） //

府内の中学校については、平成29年2月28日（火）に地域ごとに設定する会場において出願を受け付ける。詳細については別に定める。

やむを得ない理由により郵送によって出願する場合は、平成29年2月23日（木）から2月27日（月）までの消印のあるものに限り有効とする。

なお、3月2日（木）に願書を提出する場合は、事前に（可能な限り2月28日（火）までに）提出先校まで電話連絡を行うこと。

ウ 提出書類

書 類 名	提出部数	作成者
入学願書（様式Aの1）	1通	志 願 者
学力検査受検願（様式Aの2）、写真票（様式Aの3）	1通	志 願 者
入学願書の提出について（様式B）※	1通	中学校長
報告書（様式Cの1）	1通	中学校長

備考1 12 (44ページ) に規定する届出又は許可申請手続きを行い、受理書又は許可書の交付を受けた者は、それを入学願書に添付すること。

2 1 (3) オ (22ページ) の該当者は、4 (2) ウ (23ページ) によること。

※ 入学願書の提出について（様式B）

(ア) 記載内容を確認の上、願書提出先高等学校の全日制・定時制の別、学科別、系統等別に各1部作成すること。

(イ) 願書提出先の高等学校名を必ず記入すること。

(ウ) 第1志望第1順位で志願する課程名及び学科名等は、入学願書における「第1志望第1順位」欄の「学科名」欄と一致させること。

エ 志願者の手続

4 (2) (23ページ) によること。

オ 中学校長の手続

中学校長は、4 (3) (24ページ) により、ウの書類を願書受付日に志願先高等学校長に提出すること。

ただし、やむを得ない理由により郵送によって出願する場合は、平成29年2月23日（木）から2月27日（月）までの消印のあるものに限り有効とする。

カ 高等学校長の処理

高等学校長は、提出された書類を審査の上受け付け、学力検査受検願に付されている受検票に

所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

キ 提出書類記入上の注意

(ア) 入学願書について

- a 「志望」欄は全日制を第1志望として志願する場合、志望先を第2順位まで記入できるものとする。

なお、第1志望第2順位がない場合、又は、定時制を第1志望とする場合は、「第2順位」欄の全部を斜線で抹消すること。

- b 「志望」欄は第2志望までの記入を認める。ただし、全日制と定時制をまたがることはできない。

なお、第2志望がない場合は、「第2志望」欄の全部を斜線で抹消すること。

- c 全日制においては、第1志望第2順位を記入せずに、第2志望を記入することはできない。

- d 全日制普通科を志望する場合、別表4（53ページ）により、「保護者の住所の存する地域」欄の該当する地域を○で囲むこと。

- (イ) その他の事項については、4（5）（24ページ）によること。

(5) 入学者の選抜

ア 学力検査等

- (ア) 学力検査問題の出題範囲は、5（5）ア（イ）（27ページ）による。

- (イ) 定時制において、高等学校長が必要とする場合は面接を実施することができるものとする。面接の内容は、高等学校長が定める。

なお、面接を実施する学校は別表5（54ページ）のとおりである。

- (ウ) 実施期日、教科及び時間割

平成29年3月7日（火）		
時 間		検 査 教 科
第 1 時 限	9：30～10：10	（検査1）国 語
第 2 時 限	10：30～11：10	（検査2）社 会
第 3 時 限	11：30～12：10	（検査3）数 学
第 4 時 限	13：05～13：45	（検査4）理 科
第 5 時 限	14：05～14：35	（検査5）英 語 （筆記）
	14：45～14：55	（リスニング）

備考1 面接を行う場合は、第5時限終了後に実施する。

- 2 豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情により上記の時間に実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

- (エ) 検査会場 願書提出先高等学校

- (オ) 受検に関する注意事項は、5（5）ア（エ）（27ページ）に準じる。受検票、弁当及び筆記用具（鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴム及び鉛筆削り）を忘れないこと。

なお、答案用紙には、受付番号を記入し、氏名は記入しないこと。受付番号は、算用数字で正確に記入すること。

- (カ) やむを得ない理由による欠席者及び途中退場者の取扱い

- a 欠席者について

学力検査当日やむを得ない理由によって欠席した者で、**検査当日午後4時までに**、追検査受検願（様式F（65ページ））に診断書等理由を証明する書類を添えて、中学校長を経由して志願先高等学校長に届け出た者は、**追検査（平成29年3月9日（木））**を受検することができる。

- b 検査会場からの途中退場者について

やむを得ない理由によって途中で受検不可能となり検査会場の外へ出た場合に限り、**検査当日午後4時までに**、追検査受検願（様式F（65ページ））に診断書等理由を証明する書類を添えて、中学校長を経由して志願先高等学校長に届け出た者について、受検不可能となっ

た検査より後の検査に限って（学力検査においては受検不可能となった検査教科より後の検査教科に限る。以下同じ。）、**追検査（平成29年3月9日（木））**の受検を認めることがある。

なお、この場合、検査当日に受検不可能となった検査までの得点と、追検査で受検した検査の得点の合計を、本人の得点として処理する。

- c a及びbにおいて、午後4時までに届出が間に合わない場合には、中学校長を経由して志願先高等学校長に申し出ること。

イ 選抜方法等

(ア) 高等学校長は、報告書、学力検査の成績及び面接の結果（実施校のみ。以下同じ。）を資料として、次のa～eにより選抜を行い、合格者を決定するものとする。

- a 報告書の第1学年、第2学年及び第3学年における必修教科の評定を合計する。その際、「音楽」、「美術」、「保健体育」及び「技術・家庭」の評定は、2倍する。
- b 学力検査の配点は、各教科40点とし、それぞれの得点の合計値を求める。
- c a及びbの値をそれぞれ高得点順に並べ、その順位が双方ともに募集人員の数以内に位置する者について、報告書の必修教科の評定以外の記載内容及び面接の結果を資料として総合的に判断し、合格者を決定する。
- d cによって合格者とならなかった者の中から、a及びbの値の合計を高得点順に並べ、報告書の記載内容、学力検査の成績及び面接の結果を資料として総合的に判断し、合格者を決定する。
- e 受検者数が募集人員を超えない場合は、dにより、合格者を決定する。

(イ) 別表6の1（55ページ）に規定する全日制の第1志望の各順位の希望の扱いについては、次のとおりとする。

- a 第1志望第1順位希望者の中から募集人員の90パーセント以内の合格者を(ア)により決定する。
- b aにおいて合格とならなかった者で、第1志望第1順位と第1志望第2順位の希望者を合わせて合格者の決定を行う。第1順位及び第2順位ともに合格範囲となる者は、第1順位校の合格者とする。

なお、この際の合格者の決定方法は(ア) dによるものとする。

(ウ) 別表6の2（55ページ）に規定する全日制の第1志望の各順位の希望の扱いについては、次のとおりとする。

- a 第1志望第1順位希望者の中から募集人員の85パーセント以内の合格者を(ア)により決定する。
- b aにおいて合格とならなかった者で、第1志望第1順位と第1志望第2順位の希望者を合わせて合格者の決定を行う。第1順位及び第2順位ともに合格範囲となる者は、第1順位校の合格者とする。

なお、この際の合格者の決定方法は(ア) dによるものとする。

(エ) 第2志望については、第1志望優先で合格者を決めた後、なおその学科等に欠員がある場合、第2志望で選抜を行う。

なお、この際の合格者の決定方法は(ア) dによるものとする。

ウ 高等学校長は、選抜のため、健康診断の必要があつて、これを実施しようとする場合は、所管する教育委員会の承認を受けなければならない。

エ 高等学校長は、入学が適当と認められる者の数が募集人員と異なる場合には、所管する教育委員会と協議の上、合格者を決定するものとする。

(6) 合格者の発表

ア 合格者の発表は、平成29年3月16日（木）午前10時30分から午後0時30分までの間、願書提出先高等学校において、受付番号で発表するものとする。また、合格者に対し、合格校において、合格通知書（様式G（66ページ））を交付する。

- イ 合格者は、この要項に基づく他の選抜に改めて志願することはできない。
- (7) その他必要な事項を定める場合、高等学校長は所管する教育委員会と協議しなければならない。
- (8) 学力検査（追検査を含む。）得点の開示
- 11（43ページ）によること。

8 後期選抜（全日制・定時制共通）

(1) 出願資格

1（22ページ）に該当する者であって、かつ、後期選抜実施時に平成29年度の高等学校入学者選抜において公立高等学校に合格していないもの

(2) 実施高等学校及び募集人員等

高等学校長は、前期選抜、特別入学者選抜及び中期選抜を実施した後、欠員のある学科について、後期選抜の要否について（様式E（64ページ））により平成29年3月14日（火）までに所管する教育委員会に報告して指示を受けること。

後期選抜を行う高等学校にあっては、7（6）（40ページ）の合格者の発表と同時に、募集人員等を当該高等学校長が発表するものとする。また、後期選抜実施校及び募集人員については、7（6）（40ページ）の合格者の発表を行う各高等学校において、掲示するものとする。

(3) 出願の要領

ア 出願は4（1）（23ページ）によること。

イ 願書受付日

平成29年3月17日（金）午前9時から午後4時まで

3月21日（火） //

定時制（夜間）については、両日とも午後4時から午後7時までとする。

なお、郵送による出願は受け付けない。

ウ 提出書類

7（4）ウ（38ページ）に準じる。

エ 志願者の手続

4（2）（23ページ）に準じる。

オ 中学校長の手続

中学校長は、4（3）（24ページ）により、ウの書類を願書受付日に志願先高等学校長に提出すること。

カ 高等学校長の処理

高等学校長は、提出された書類を審査の上受け付け、学力検査受検願に付されている受検票に所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

キ 提出書類記入上の注意

(ア) 「志望」欄は第2志望までの記入を認める。ただし、全日制と定時制をまたがることはできない。

(イ) 第1志望第2順位を記入することはできない。「第2順位」欄の全部を斜線で抹消すること。

(ウ) 全日制普通科を志望する場合、別表4（53ページ）により、「保護者の住所の存する地域」欄の該当する地域を○で囲むこと。

(エ) その他の事項については、4（5）（24ページ）によること。

(4) 入学者の選抜

ア 学力検査等

(ア) 実施期日、教科及び時間割

平成29年3月23日（木）		
時 間		検査教科等
第 1 時 限	9：30～10：20	国語・数学・英語
第 2 時 限	※	面接

※ 面接の開始時間は、高等学校長が別に定める。

備考 1 検査会場、集合時間、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

2 豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情により上記の時間を実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

(イ) 面接の内容は、高等学校長が定める。

(ウ) 受検に関する注意事項は、5 (5) ア(エ) (27ページ) に準じる。

なお、答案用紙には、受付番号を記入し、氏名は記入しないこと。受付番号は、算用数字で正確に記入すること。

イ 選抜方法

高等学校長は、報告書、学力検査の成績及び面接の結果を資料として選抜を行い、合格者を決定する。

なお、選抜における報告書の必修教科の評定及び学力検査の取扱いは次のとおりとする。

(ア) 報告書の第1学年、第2学年及び第3学年における必修教科の評定を合計する。

(イ) 学力検査の配点は、各教科30点の合計90点とする。

ウ 合格者の発表

平成29年3月27日(月)午後1時から午後3時まで(定時制(夜間)については午後4時から午後6時まで)の間、願書提出先高等学校において、受付番号で発表するものとする。また、合格者に対し、合格校において、合格通知書(様式G(66ページ))を交付する。

(5) その他必要な事項を定める場合、高等学校長は所管する教育委員会と協議しなければならない。

(6) 高等学校長は、入学が適当と認められる者の数が募集人員と異なる場合には、所管する教育委員会と協議の上、合格者を決定するものとする。

(7) 高等学校長は、特別な事情により、定時制の後期選抜を受検できなかった者について、所管する教育委員会と協議して、入学を許可することができる。

9 通信制

(1) 実施高等学校及び募集人員

別表1(46ページ)に掲げる高等学校において実施する。なお、募集人員は、別に公示する高等学校第1学年募集定員による。

(2) 出願の要領

ア 願書受付日

平成29年3月24日(金)午前9時から午後4時まで

3月27日(月) //

3月28日(火) //

願書受付日に出願できなかった者で、志願先高等学校長がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、特に出願を許可することがある。

イ 志願者は、志願先高等学校長の定めるところにより、次の書類を提出すること。

(ア) 入学願書

(イ) 報告書

入学願書、報告書は志願先高等学校から直接取り寄せること。なお、詳細についても、直接問い合わせること。

(3) 入学者の選抜

学力検査は、実施しない。高等学校長は、必要に応じて面接を実施し、報告書等に基づいて選抜を行い、入学者を決定するものとする。

(4) 合格者の発表

合格者については、当該高等学校長から志願者本人あてに通知するものとする。

10 合格者発表後の処理

(1) 中学校長は、進学した生徒について、指導要録の抄本又は写し、健康診断票及び歯の検査票を、

平成29年4月13日（木）までに入学先高等学校長あて送付すること。（各課程別、本校・分校別とすること。）

(2) 過年度卒業者についても(1)と同様に取り扱うこと。

この場合において、一度高等学校に入学した者が退学して新たに他の高等学校に入学する場合は、次のように取り扱うこと。

ア 指導要録 新たに抄本又は写しを作成し、入学先高等学校長へ送付する。

イ 健康診断票及び歯の検査票 退学した高等学校の校長あてに、両票を入学先高等学校長へ転送するよう、文書で依頼する。

11 前期選抜、特別入学者選抜及び中期選抜の学力検査（追検査を含む。）得点の開示（全日制・定時制共通）

京都府個人情報保護条例に基づく簡易開示制度及び京都市立高等学校における学力検査得点の簡易開示に関する取扱要綱により、前期選抜、特別入学者選抜及び中期選抜の学力検査（追検査を含む。）得点の開示を行う。

(1) 開示請求できる者

前期選抜、特別入学者選抜及び中期選抜の学力検査（追検査を含む。）受検者本人に限る。

(2) 開示の内容

前期選抜、特別入学者選抜及び中期選抜の学力検査（追検査を含む。）における各教科別得点及び合計点

(3) 開示の期間

ア 前期選抜、特別入学者選抜

平成29年2月22日（水）から3月21日（火）（日曜日、土曜日及び祝日を除く。また、中期選抜を行う高等学校については、学力検査当日（平成29年3月7日（火））を除く。）

イ 中期選抜

平成29年3月16日（木）から4月14日（金）（日曜日、土曜日及び祝日を除く。また、後期選抜を行う高等学校については、学力検査当日（平成29年3月23日（木））を除く。）

(4) 開示の時間

ア 全日制・定時制（昼間）

午前9時から午後4時まで（ただし、(3)アの開示について、2月22日（水）は合格発表開始後から午後4時までとし、(3)イの開示について、3月16日（木）は合格発表開始後から午後4時までとする。）

イ 定時制（夜間）京都府立高等学校

午後1時30分から午後7時30分まで（ただし、(3)アの開示について、2月22日（水）は合格発表開始後から午後7時30分までとし、(3)イの開示について、3月16日（木）は合格発表開始後から午後4時までとする。）

ウ 定時制（夜間）京都市立高等学校

午後2時から午後8時まで（ただし、(3)イの開示について、3月16日（木）は合格発表開始後から午後4時までとする。）

(5) 開示の場所

学力検査（追検査を含む。）を受検した高等学校（合格校と異なる場合は注意すること。）

(6) 開示請求の方法

開示の場所において、学力検査受検票及び中学校又は高等学校の生徒手帳等本人であることの確認ができる書類を提示すること。

(7) その他

電話、はがき等による請求では開示できない。

12 保護者届及び住所等に関する届並びに通学区域外就学許可申請等を必要とする者の手続（特別事情具申）（全日制）

次の各項目に該当する志願者は、京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則施行規程（昭和59年京都府教育委員会教育長告示第6号（以下「府通学区域規則施行規程」という。））（91ページ）及び京都市立高等学校の通学区域に関する規則施行規程（平成12年京都市教育委員会教育長告示第5号）（94ページ）に基づき、平成29年1月10日（火）から1月20日（金）まで（前期選抜、特別入学者選抜（海外勤務者帰国子女特別入学者選抜、中国帰国孤児子女特別入学者選抜及び長期欠席者特別入学者選抜）に出願する者については、平成29年1月10日（火）から1月13日（金）まで。日曜日及び土曜日を除く。午前9時から午後5時まで。）に府教育長若しくは市教育長又は志願先高等学校長に届出又は許可申請を行うこと。

(1) 親権者又は未成年後見人以外の者が未成年後見人に準じる者として保護者となるため届出を要する場合

ア 対象者（未成年後見人に準じる者の範囲）

志願者の在学期間中監護及び教育を行うことが見込まれる者で、監護及び教育を行うについて正当な理由があるもの

イ 提出書類

(ア) 高等学校入学志願者の保護者届

(イ) その他京都府教育委員会又は京都市教育委員会において、それぞれの事情に応じて必要とする証明又は資料

ウ 提出先

府教育長又は市教育長

(2) 転居等により、住所の届出を要する場合

ア 対象者

(ア) 保護者の住所が入学日までに他の都道府県又は外国から府内に変更する者

(イ) 保護者が住所を入学日までに府内において変更する者のうち次に掲げる場合

a 京都市・乙訓通学圏又は山城通学圏の普通科、普通科（スポーツ総合専攻）、普通科（美術・工芸専攻）、普通科総合選択制、単位制の普通科又は普通科以外の学科を志望する者の保護者が、当該学科等の通学区域を越えて住所を変更する場合

b 口丹通学圏、中丹通学圏又は丹後通学圏の普通科（普通科総合選択制を除く。）を志望する者の保護者が、学区（府通学区域規則別表第1の1の表に規定する学区をいう。以下同じ。）を越えて住所を変更する場合

(ウ) 保護者の生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なる者のうち次に掲げる場合

a 京都市・乙訓通学圏又は山城通学圏の普通科、普通科（スポーツ総合専攻）、普通科（美術・工芸専攻）、普通科総合選択制、単位制の普通科又は普通科以外の学科を志望する者の保護者の生活の本拠が、当該学科等の通学区域を越えて住民基本台帳に記載された住所と異なる場合

b 口丹通学圏、中丹通学圏又は丹後通学圏の普通科（普通科総合選択制を除く。）を志望する者の保護者の生活の本拠が、学区を越えて住民基本台帳に記載された住所と異なる場合

イ 提出書類

(ア) 高等学校入学志願者の住所に関する届

(イ) その他京都府教育委員会又は京都市教育委員会において、それぞれの事情に応じて必要とする証明又は資料

ウ 提出先

府教育長又は市教育長

(3) 通学区域外就学のため許可申請を要する場合

ア 対象者

(ア) 保護者の住所の存する通学区域の高等学校への通学が著しく困難な者

(イ) その他教育上特別の事情がある者

イ 提出書類

(ア) 通学区域外就学許可申請書

(イ) その他京都府教育委員会又は京都市教育委員会において、それぞれの事情に応じて必要とする証明又は資料

ウ 提出先

(ア) ア(ア)に該当する者は、志願先高等学校長

(イ) ア(イ)に該当する者は、府教育長又は市教育長

(4) 府外居住者が入学志願するため許可申請を要する場合

ア 対象者

(ア) 保護者の生活の本拠が隣接府県にあって、地形・交通機関等の関係上、その府県の高等学校に通学することが著しく困難な者

(イ) その他特別の事情がある者

イ 提出書類

(ア) 府外居住者の（高等学校）就学許可申請書

(イ) その他京都府教育委員会又は京都市教育委員会において、それぞれの事情に応じて必要とする証明又は資料

ウ 提出先

府教育長又は市教育長

(5) 受理書又は許可書の交付

ア 届出書を受理した場合は、受理書を交付するものとする。

イ 許可申請書を審査の結果、やむを得ない事情があると認めた場合は、許可書を交付するものとする。

別表 1

平成29年度京都府公立高等学校第1学年の生徒募集をする高等学校名、学科名、系統等名

1 京都府立高等学校

(1) 全日制

ア 全日制（単位制除く。）

高等学校名 (分校名)	学科名、系統等名
山城	普通科、文理総合科
鴨沂	普通科
北稜	普通科
朱雀	普通科
洛東	普通科
鳥羽	普通科、普通科（スポーツ総合専攻）、グローバル科
嵯峨野	普通科、京都こすもす科（自然科学系統、人間科学系統）
北嵯峨	普通科
北桑田	普通科、森林リサーチ科
桂	普通科、植物クリエイト科、園芸ビジネス科
洛西	普通科
桃山	普通科、自然科学科
東稜	普通科
洛水	普通科
京都すばる	会計科、企画科、ビジネス探求科、情報科学科
向陽	普通科
乙訓	普通科、スポーツ健康科学科
西乙訓	普通科
東宇治	普通科
菟道	普通科
城陽	普通科
西城陽	普通科、普通科（スポーツ総合専攻）
京都八幡	普通科総合選択制
京都八幡(南)	介護福祉科、人間科学科
久御山	普通科、普通科（スポーツ総合専攻）
田辺	普通科、工学探究科、機械技術科、電気技術科、自動車科
木津	普通科、システム園芸科、情報企画科
南陽	普通科、サイエンスリサーチ科
亀岡	普通科、普通科（美術・工芸専攻）、数理科学科
園部	普通科、京都国際科
農芸	農業学科群
須知	普通科、食品科学科
綾部	普通科、普通科（スポーツ総合専攻）
綾部（東）	農業科、園芸科、農芸化学科
福知山	普通科、文理科学科
工業	機械プランニング科、生産システム科、電気エネルギー科、電子コミュニケーション科、情報システム科
大江	普通科総合選択制、ビジネス科学科
東舞鶴	普通科
西舞鶴	普通科、理数探究科
宮津	普通科、建築科
海洋	海洋学科群
加悦谷	普通科
峰山	普通科、産業工学科（機械系統）
峰山（弥栄）	農園芸科、家政科
網野	普通科、企画経営科

備考 1 京都府立農芸高等学校においては、農産バイオ科、環境緑地科（造園系統、農業土木系統）を農業学科群とする。以下同じ。

2 京都府立海洋高等学校においては、海洋科学科、海洋工学科、海洋資源科を海洋学科群とする。

イ 単位制による全日制

高等学校名	学科名、系統等名
洛 北	普通科、普通科（スポーツ総合専攻）
城南菱創	普通科、教養科学科（人文・社会科学系統、自然科学系統）
南 丹	総合学科
久 美 浜	総合学科

(2) 定時制

ア 定時制（昼間）（単位制除く。）

高等学校名(分校名)	学 科 名
北桑田(美山)	農業科、家政科
福知山(三和)	農業科、家政科
宮 津(伊根)	普通科
網 野(間人)	普通科

イ 定時制（夜間）（単位制除く。）

高等学校名(分校名)	学 科 名
綾 部（東）	普通科
東舞鶴(浮島)	普通科

ウ 単位制による定時制（昼間二部制）

高等学校名	学 科 名
清 明	普通科

エ 単位制による定時制（夜間）

高等学校名	学 科 名
朱 雀	普通科
鳥 羽	普通科
桃 山	普通科、商業科

(3) 通信制

単位制による通信制

高等学校名	学 科 名
朱 雀	普通科
西 舞 鶴	普通科

2 京都市立高等学校

(1) 全日制

ア 全日制（単位制除く。）

高等学校名	学 科 名
西 京	エンタープライジング科
銅駝美術工芸	美術工芸科
京都堀川音楽	音楽科
京 都 工 学 院	プロジェクト工学科（ものづくり分野系統、まちづくり分野系統）、フロンティア理数科
堀 川	普通科、探究学科群
紫 野	普通科、アカデミア科
塔 南	普通科、教育みらい科

備考 京都市立堀川高等学校においては、人間探究科、自然探究科を探究学科群とする。

イ 単位制による全日制

高等学校名	学 科 名
日 吉 ケ 丘	普通科

(2) 定時制

ア 定時制（夜間）（単位制除く。）

高等学校名	学 科 名
西 京	普通科

イ 単位制による定時制（夜間）

高等学校名	学 科 名
伏 見 工 業	工業技術科

別表 2

平成29年度前期選抜を実施する高等学校名、学科名、系統等名

検査項目と選抜方式

検査項目	選抜方式		
	A方式	B方式	C方式
共通学力検査(国語・数学・英語)又は 高等学校が独自に作成する学力検査の中から合わせて5教科以内	必須		必須
報告書	必須	必須	必須
面接、作文(小論文)のいずれか1項目又は両方	必須	必須	必須
活動実績報告書	(注)選択	必須 (定時制を除く)	(注)選択
実技検査			必須

注 「選択」は、前期選抜を実施する高等学校長が必要の有無を定めることを表す。各学科等の検査項目については、高等学校長が別に定める前期選抜の実施に関する要項で確認すること。

※ 募集割合を方式等により分けている学科等については、それぞれの募集割合を「程度」とする。

※ A方式で異なる検査内容を定めている場合は、1型、2型に区分する。

1 全日制課程「普通科(スポーツ総合専攻及び美術・工芸専攻を除く。)」

通学圏	高等学校名	学科名	選抜方式、型	定員に対する 募集割合
京都市 ・乙訓	京都府立山城高等学校	普通科	A方式1型	15%
			A方式2型	15%
	京都府立鴨沂高等学校	普通科	A方式1型	20%
			A方式2型	10%
	京都府立洛北高等学校	普通科 [単位制]	A方式1型	15%
			A方式2型	15%
	京都府立北稜高等学校	普通科	A方式	20%
			B方式	10%
	京都府立朱雀高等学校	普通科	A方式	30%
	京都府立洛東高等学校	普通科	A方式	20%
			B方式	10%
	京都府立鳥羽高等学校	普通科	A方式1型	15%
			A方式2型	15%
	京都府立嵯峨野高等学校	普通科	A方式	30%
	京都府立北嵯峨高等学校	普通科	A方式	20%
			B方式	10%
	京都府立桂高等学校	普通科	A方式	15%
			B方式	15%
	京都府立洛西高等学校	普通科	A方式	30%
	京都府立桃山高等学校	普通科	A方式	30%
	京都府立東稜高等学校	普通科	A方式	15%
			B方式	15%
	京都府立洛水高等学校	普通科	A方式	15%
			B方式	15%
	京都府立向陽高等学校	普通科	A方式	15%
			B方式	15%
	京都府立乙訓高等学校	普通科	A方式1型	20%
			A方式2型	10%
	京都府立西乙訓高等学校	普通科	A方式1型	20%
			A方式2型	10%
	京都市立堀川高等学校	普通科	A方式	30%
	京都市立日吉ヶ丘高等学校	普通科 [単位制]	A方式	20%
			B方式	10%
	京都市立紫野高等学校	普通科	A方式1型	20%
			A方式2型	10%
	京都市立塔南高等学校	普通科	A方式1型	20%
			A方式2型	10%

通学圏	高等学校名	学科名	選抜方式、型	定員に対する募集割合
山城	京都府立東宇治高等学校 ＜英語探究＞	普通科	A方式1型	10%
	京都府立東宇治高等学校 ＜文理探究＞		A方式2型	10%
	京都府立菟道高等学校	普通科	A方式	20%
	京都府立城南菱創高等学校	普通科 [単位制]	A方式	50%
	京都府立城陽高等学校	普通科	A方式	10%
			B方式	10%
	京都府立西城陽高等学校	普通科	A方式	20%
	京都府立京都八幡高等学校	普通科総合選択制	A方式	70%
	京都府立久御山高等学校	普通科	A方式	20%
	京都府立田辺高等学校	普通科	A方式	10%
			B方式	10%
	京都府立木津高等学校	普通科	A方式	20%
	京都府立南陽高等学校	普通科	A方式	20%
口丹	京都府立北桑田高等学校	普通科	A方式	20%
	京都府立亀岡高等学校	普通科	A方式1型	10%
			A方式2型	10%
	京都府立園部高等学校	普通科	A方式	20%
	京都府立須知高等学校	普通科	A方式	10%
			B方式	10%
中丹	京都府立綾部高等学校	普通科	A方式	20%
	京都府立福知山高等学校	普通科	A方式	20%
	京都府立大江高等学校	普通科総合選択制	A方式	70%
	京都府立東舞鶴高等学校	普通科	A方式	20%
	京都府立西舞鶴高等学校	普通科	A方式	20%
丹後	京都府立宮津高等学校	普通科	A方式	20%
	京都府立加悦谷高等学校	普通科	A方式	10%
			B方式	10%
	京都府立峰山高等学校	普通科	A方式	10%
			B方式	10%
	京都府立網野高等学校	普通科	A方式	20%

備考 口丹・中丹・丹後通学圏の普通科の前期選抜では、口丹・中丹・丹後通学圏のどの通学圏からも志願することができる。

2 全日制課程「普通科（スポーツ総合専攻）及び普通科（美術・工芸専攻）」

高等学校名	学科名	選抜方式	定員に対する募集割合
京都府立洛北高等学校	普通科 [単位制] (スポーツ総合専攻)	C方式	100%
京都府立鳥羽高等学校	普通科 (スポーツ総合専攻)	C方式	100%
京都府立西城陽高等学校	普通科 (スポーツ総合専攻)	C方式	100%
京都府立久御山高等学校	普通科 (スポーツ総合専攻)	C方式	100%
京都府立亀岡高等学校	普通科 (美術・工芸専攻)	C方式	100%
京都府立綾部高等学校	普通科 (スポーツ総合専攻)	C方式	100%

3 全日制課程「専門学科」

学科の区分	高等学校名（分校名）	学科名、系統名	選抜方式、型	定員に対する募集割合
農業に関する学科	京都府立桂高等学校	植物クリエイト科	A方式	70%
		園芸ビジネス科	A方式	70%
	京都府立木津高等学校	システム園芸科	A方式	70%
	京都府立北桑田高等学校	森林リサーチ科	A方式	70%
	京都府立農芸高等学校	農業学科群 (農産バイオ科、環境緑地科)	A方式	70%
	京都府立須知高等学校	食品科学科	A方式	70%
	京都府立綾部高等学校(東)	農業科	B方式	70%
		園芸科	B方式	70%
		農芸化学科	B方式	70%
	京都府立峰山高等学校(弥栄)	農園芸科	A方式	50%
工業に関する学科	京都市立京都工学院高等学校	プロジェクト工学科 (ものづくり分野系統、まちづくり分野系統)	A方式1型	60%
			A方式2型	10%
	京都府立田辺高等学校	工学探究科	A方式	70%
		機械技術科	A方式	70%
		電気技術科	A方式	70%
		自動車科	A方式	70%
	京都府立工業高等学校	機械プランニング科	A方式	50%
		生産システム科	A方式	50%
		電気エネルギー科	A方式	50%
		電子コミュニケーション科	A方式	50%
		情報システム科	A方式	50%
	京都府立宮津高等学校	建築科	A方式	50%
	京都府立峰山高等学校	産業工学科 (機械系統)	A方式	50%
商業に関する学科	京都府立京都すばる高等学校	会計科	A方式	60%
			B方式	10%
		企画科	A方式	60%
			B方式	10%
		ビジネス探求科	A方式	60%
			B方式	10%
	京都府立木津高等学校	情報企画科	A方式	70%
水産に関する学科	京都府立大江高等学校	ビジネス科学科	A方式	70%
	京都府立網野高等学校	企画経営科	A方式	70%
家庭に関する学科	京都府立海洋高等学校	海洋学科群 (海洋科学科、海洋工学科、海洋資源科)	A方式	70%
	京都府立峰山高等学校(弥栄)	家政科	A方式	50%
情報に関する学科	京都府立京都すばる高等学校	情報科学科	A方式	60%
			B方式	10%
福祉に関する学科	京都府立京都八幡高等学校(南)	介護福祉科	A方式	100%

学科の区分	高等学校名（分校名）	学科名、系統名	選抜方式、型	定員に対する募集割合
体育に関する学科	京都府立乙訓高等学校	スポーツ健康科学科	C方式	100%
音楽に関する学科	京都市立京都堀川音楽高等学校	音楽科	C方式	100%
美術に関する学科	京都市立銅駝美術工芸高等学校	美術工芸科	C方式	100%
その他の専門学科	京都府立山城高等学校	文理総合科	A方式	100%
	京都府立鳥羽高等学校	グローバル科	A方式	100%
	京都府立嵯峨野高等学校	京都こすもす科 (自然科学系統、人間科学系統)	A方式	100%
	京都府立桃山高等学校	自然科学科	A方式	100%
	京都市立紫野高等学校	アカデミア科	A方式	100%
	京都市立堀川高等学校	探究学科群 (人間探究科・自然探究科)	A方式	100%
	京都市立西京高等学校	エンタープライジング科	A方式1型 A方式2型	90% 10%
	京都市立塔南高等学校	教育みらい科	A方式	100%
	京都市立京都工学院高等学校	フロンティア理数科	A方式	100%
	京都府立城南菱創高等学校	教養科学科〔単位制〕 (人文・社会科学系統、自然科学系統)	A方式	100%
	京都府立京都八幡高等学校(南)	人間科学科	A方式	100%
	京都府立南陽高等学校	サイエンスリサーチ科	A方式	100%
	京都府立亀岡高等学校	数理科学科	A方式	70%
	京都府立園部高等学校	京都国際科	A方式	70%
	京都府立福知山高等学校	文理科学科	A方式	100%
	京都府立西舞鶴高等学校	理数探究科	A方式	100%

4 全日制課程「総合学科」

高等学校名	学科名	選抜方式	定員に対する募集割合
京都府立南丹高等学校	総合学科〔単位制〕	A方式1型	45%
		A方式2型	10%
		B方式	15%
京都府立久美浜高等学校	総合学科〔単位制〕	A方式	30%

5 定時制課程（昼間）「専門学科」

高等学校名（分校名）	学科名	選抜方式	定員に対する募集割合
京都府立北桑田高等学校(美山)	農業科	B方式	50%
	家政科	B方式	50%
京都府立福知山高等学校(三和)	農業科	B方式	50%
	家政科	B方式	50%

別表 3

平成29年度前期選抜において追検査を実施する高等学校名、学科名、系統等名

高等学校名（分校名）	課程名	学科名、系統等名
京都府立山城高等学校	全日制	文理総合科
京都府立洛北高等学校	単位制による全日制	普通科（スポーツ総合専攻）
京都府立鳥羽高等学校	全日制	普通科（スポーツ総合専攻）、グローバル科
京都府立嵯峨野高等学校	全日制	京都こすもす科 （自然科学系統、人間科学系統）
京都府立桃山高等学校	全日制	自然科学科
京都府立乙訓高等学校	全日制	スポーツ健康科学科
京都市立西京高等学校	全日制	エンタープライジング科
京都市立銅駝美術工芸高等学校	全日制	美術工芸科
京都市立京都工学院高等学校	全日制	フロンティア理数科
京都市立堀川高等学校	全日制	探究学科群 （人間探究科・自然探究科）
京都市立紫野高等学校	全日制	アカデミア科
京都市立塔南高等学校	全日制	教育みらい科
京都府立城南菱創高等学校	単位制による全日制	教養科学科 （人文・社会科学系統、自然科学系統）
京都府立西城陽高等学校	全日制	普通科（スポーツ総合専攻）
京都府立京都八幡高等学校（南）	全日制	介護福祉科、人間科学科
京都府立久御山高等学校	全日制	普通科（スポーツ総合専攻）
京都府立南陽高等学校	全日制	サイエンスリサーチ科
京都府立亀岡高等学校	全日制	普通科（美術・工芸専攻）
京都府立綾部高等学校	全日制	普通科（スポーツ総合専攻）
京都府立福知山高等学校	全日制	文理科学科
京都府立西舞鶴高等学校	全日制	理数探究科

別表 4

保護者の住所の存する地域

保護者の住所の存する市町村等	地 域
京都市（周山中学校の通学区域を除く。）、向日市、長岡京市、大山崎町、八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。）、久御山町（大橋辺に限る。）	京都市・乙訓
宇治市、城陽市、八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原を除く。）、京田辺市、木津川市、久御山町（大橋辺を除く。）、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村	山 城
京都市（周山中学校の通学区域に限る。）、亀岡市、南丹市、京丹波町	口 丹
綾部市、福知山市、舞鶴市	中 丹
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	丹 後

備考 全日制普通科を志望する場合、中期選抜及び後期選抜入学願書の記入にあたっては、志願者の保護者の住所に基づき、この表に規程する地域を選ぶこととする。

別表 5

平成29年度中期選抜において面接を実施する高等学校名、学科名

高等学校名（分校名）	課程名	学科名
京都府立朱雀高等学校	単位制による定時制（夜間）	普通科
京都府立鳥羽高等学校	単位制による定時制（夜間）	普通科
京都府立北桑田高等学校(美山)	定時制（昼間）	農業科、家政科
京都府立桃山高等学校	単位制による定時制（夜間）	普通科、商業科
京都府立綾部高等学校(東)	定時制（夜間）	普通科
京都府立福知山高等学校(三和)	定時制（昼間）	農業科、家政科
京都府立東舞鶴高等学校(浮島)	定時制（夜間）	普通科
京都府立宮津高等学校(伊根)	定時制（昼間）	普通科
京都府立網野高等学校(間人)	定時制（昼間）	普通科
京都市立伏見工業高等学校	単位制による定時制（夜間）	工業技術科
京都市立西京高等学校	定時制（夜間）	普通科

別表 6

平成29年度中期選抜において第1志望第1順位で決定する合格者の割合別高等学校名（全日制）

1 第1志望第1順位希望者の中から募集人員の90%以内の合格者を決定する高等学校

高等学校名	地域
京都府立山城高等学校	京都市 ・乙訓
京都府立鴨沂高等学校	
京都府立洛北高等学校	
京都府立北稜高等学校	
京都府立朱雀高等学校	
京都府立洛東高等学校	
京都府立鳥羽高等学校	
京都府立嵯峨野高等学校	
京都府立北嵯峨高等学校	
京都府立桂高等学校	
京都府立洛西高等学校	
京都府立桃山高等学校	
京都府立東稜高等学校	
京都府立洛水高等学校	
京都府立京都すばる高等学校	
京都府立向陽高等学校	
京都府立乙訓高等学校	
京都府立西乙訓高等学校	
京都市立京都工学院高等学校	
京都市立堀川高等学校	
京都市立日吉ヶ丘高等学校	
京都市立紫野高等学校	
京都市立塔南高等学校	

2 第1志望第1順位希望者の中から募集人員の85%以内の合格者を決定する高等学校

高等学校名（分校名）	地域
京都府立東宇治高等学校	山城
京都府立菟道高等学校	
京都府立城南菱創高等学校	
京都府立城陽高等学校	
京都府立西城陽高等学校	
京都府立京都八幡高等学校	
京都府立久御山高等学校	
京都府立田辺高等学校	
京都府立木津高等学校	口丹
京都府立南陽高等学校	
京都府立北桑田高等学校	
京都府立亀岡高等学校	
京都府立南丹高等学校	
京都府立園部高等学校	
京都府立農芸高等学校	中丹
京都府立須知高等学校	
京都府立綾部高等学校	
京都府立綾部高等学校（東）	
京都府立福知山高等学校	
京都府立工業高等学校	
京都府立大江高等学校	
京都府立東舞鶴高等学校	
京都府立西舞鶴高等学校	丹後
京都府立宮津高等学校	
京都府立海洋高等学校	
京都府立加悦谷高等学校	
京都府立峰山高等学校	
京都府立峰山高等学校（弥栄）	
京都府立網野高等学校	丹後
京都府立久美浜高等学校	

※ 受付番号	
※ 受付 学校名	

*

中期選抜
後期選抜

* 該当する選抜（「中期選抜」・「後期選抜」）に○印を付けてください。

入 学 願 書

在 学 (出身) 中 学 校 名	
志 願 者 住 所	(〒 -)
ふ り が な	
志 願 者 氏 名	年 月 日生 (性別)

上記の者は、下記のとおり入学を志望しますので、出願します。

府
京都 立 高等学校長 様
市

年 月 日

(〒 -)

保護者住所

ふりがな

保護者氏名 印

志願者との関係

(電 話)

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

記

志 望	区 分	第 1 志 望		第 2 志 望	保護者の住所の 存する地域 京都市・乙訓 山城 口丹 中丹 丹後 全日制普通科を志 望する場合は、上欄 の地域を○印で囲 んでください。 注 特別事情具申を 行い、許可・確認を 受けた者は、その許 可・確認を受けた住 所により記入して ください。
	課 程 名	全 日 制 ・ 定 時 制		全日制・定時制	
	希 望 順 位	第1順位	第2順位		
	学 校 名				
	学科名				
	系統等名				

- 注1 志願する課程を○印で囲んでください。
2 全日制課程と定時制課程を併願することはできません。
3 定時制課程を志願する場合は、第2順位を斜線で抹消してください。
4 後期選抜では、第2順位を斜線で抹消してください。

(他の都道府県からの入学志願者又は出願時に成年に達した入学志願者は、下欄に連絡先等を記入してください。)

連 絡 先 (〒 -)	(方) 電話
在学(出身)中学校住所 (〒 -)	電話

○

○

*

中期選抜
後期選抜

様式Aの2

※ 受付番号	
※ 受付学校名	

契
印

学 力 検 査 受 検 願

年 月 日

京都府教育委員会教育長
京都市教育長

在学（出身）
中学校名

志願者住所

ふりがな
志願者氏名

私は、この度、京都府公立高等学校入学者選抜のための学力検査を受検したいので、学力検査手数料を添えてお願いします。

平成 29 年度学力検査手数料納入書
（京 都 府 収 入 証 紙 貼 り 付 け 欄） （京 都 市 領 収 書 貼 り 付 け 欄）
1 京都府立高等学校において受検する者は、京都府収入証紙（全日制2,200円、定時制900円）を貼り付け、保護者印で消印（貼り付けた収入証紙の左右それぞれ2か所消印）してください。 2 京都市立高等学校において受検する者は、全日制2,200円、定時制900円を京都市立高等学校に納入し、その領収書を貼り付けてください。

* 該当する選抜（「中期選抜」・「後期選抜」）に○印を付けてください。

*

中期選抜
後期選抜

平成 29 年度 学力検査受検票	
※ 受付番号	第 号
氏 名	
在学（出身）中学校名	
※ 受付学校名（受検会場校）	印
1 本票は、入学願いにに関する一切の手続受領書を兼ねます。 2 学力検査当日携帯して机の上に置き、その後も合格発表まで保存しておいてください。	

受検に関する注意事項

- ア 高等学校長の指定した時間に検査会場に集合して、注意事項の説明を受けてください。
- イ 受検票、弁当（後期選抜は除く。）及び筆記用具（鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴム及び鉛筆削り）を忘れないでください。
- その他検査会場によって特に必要なものは、当該高等学校長が別に指示します。
- なお、筆記用具は、公式や法則等の記入のないものとします。また、計算機能や翻訳機能のある時計等の機器及び文具類並びに携帯電話等の持込は禁止します。
- ウ 答案用紙には、受付番号を記入し、氏名は記入しないでください。受付番号は、算用数字で正確に記入してください。
- エ 検査開始後、検査会場の外へ出た場合は、その後の検査は受けられません。
- オ 受検中不正行為のあった者は、退場を命じられ、その後の検査は受けられません。
- * 該当する選抜（「中期選抜」・「後期選抜」）に○印を付けてください。

○

○

様式Aの3

平成 29 年度選抜

写 真 票

※ 受付番号	
※ 受付学校名	
ふりがな	
氏 名	
在学（出身）中学校名	
・ 3 箇月以内に撮影 ・ 縦 4.5cm、 横 3.5cm程度 ・ 正面、無帽	

様式B

*

中期選抜
後期選抜

入学願書の提出について

* 該当する選抜（「中期選抜」・「後期選抜」）に○印を付けてください。

年 月 日

府 立
京 都 市

高等学校長 様

（願書提出先校）

中学校名

校長氏名



貴校への志願者について、記載事項を確認の上、関係書類を添えて、下記のとおり提出します。

記

1 第1志望第1順位で志願する課程名及び学科名等

課程名	学 科 名	系統等名	志願者数
制			

2 志願者氏名

整理番号	氏 名	※ 備 考

注1 募集単位別に作成してください。

2 整理番号欄には、1から順に通し番号を記入してください。

※印の欄は、中学校での記入は不要です。

報 告 書

前 期 ・ 中 期 ・ 後 期 ・ 特 別				※受付番号									
				※受付学校名									
学歴	年 月 日				ふりがな						性別		
	卒業見込み 中学校				氏名								
	卒業					年 月 日生							
学習の記録	必修教科		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術・ 家庭	英語	※	
	1年	評定											
	2年	評定											
	3年	評定											
		観点別 学習 状況	I										
			II										
			III										
			IV										
	V												
	総合的な学習の時間							総 合 所 見					
出欠の記録	学年	授業日数	欠席日数	備考									
	1年												
	2年												
	3年												
	(注) 年間20日以上欠席の場合、備考にその主な理由を記入すること。												
校 長 証 明													
この報告書の記載事項に誤りのないことを証明します。													
年 月 日													
学 校 名													
(電話)													
校 長 氏 名													
印													
記録担当者氏名													

注 1 選抜要項 5、6 により記入する場合は、平成28年12月31日現在の記録を記入してください。

2 選抜要項 7、8 により記入する場合は、平成29年 2 月10日現在の記録を記入してください。

3 「総合的な学習の時間」欄は、生徒の3年間の学習状況における顕著な事項等（生徒にどのような力が身についたか・どのような学習成果が得られたのか等）に関して記入してください。

4 「総合所見」欄は、3年間の特別活動における活動状況（学級活動、生徒会活動、学校行事等）、部活動の状況、生徒の特技、学校の内外におけるボランティア活動及び表彰を受けた行為や活動、各教科、道徳、その他学校生活全体にわたって認められる行動の状況等について顕著なものを原則として箇条書きで記入してください。

※ 受付番号

報 告 書

(長期欠席者特別入学者選抜用)

府 立
京 都 市

高等学校長 様

在学中中学校名	立	中学校
ふりがな		性別
志願者氏名		

1 生徒の出欠状況

	授業日数	出席日数 (内、教育支援センター等の学校外施設 (以下、「学校外施設」という。) への通所等の日数)	欠席日数 (内、学校外施設への通所等の日数)
第1学年	日	日 (日)	日 (日)
第2学年	日	日 (日)	日 (日)
第3学年	日	日 (日)	日 (日)

※ いわゆる「別室登校」で学校に登校している場合は、出席日数に含む。

2 欠席等で学校へ登校しなかった連続日数

	連続日数	内、学校外施設への通所等の日数 (出席扱い含む。)
第1学年	日	日
第2学年	日	日
第3学年	日	日

※ 各学年で連続した日数が、最も多い日数を記入すること。

3 長期欠席の理由

4 生徒の状況

(1) 欠席中の状況

(2) 第3学年時の登校時の状況 (該当する記号 (ア～エ) に○印を付し、必要事項を記載すること。)

ア	ほぼ教室に入れる。
イ	教室に入れないことがある。(出席日数の 割程度) (別室名)
ウ	遅れて登校することが多い。(出席日数の 割程度)
エ	早く帰ることが多い。(出席日数の 割程度)

※ 複数の記号に該当する場合、該当事項すべてに記入すること。

5 その他特記事項

校 長 証 明	この報告書の記載事項に誤りのないことを証明します。	
	年 月 日	
	学 校 名	(電話)
	校長氏名	印
	記録担当者氏名	

(注) 平成28年12月31日現在の記録を記入してください。

報 告 書

(京都府立清明高等学校特別入学者選抜用)

京都府立清明高等学校長 様

		※受付番号											
学歴	年 月 日					ふりがな						性別	
	卒業見込み 中学校					氏名							
	卒業						年 月 日生						
学習の記録	必修教科		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術・ 家庭	英語	※	
	1年	評定											
	2年	評定											
	3年	評定											
		観点別 学習 状況	I										
			II										
			III										
			IV										
	V												
	総合的な学習の時間						総 合 所 見						
出欠の記録	学年	授業日数	出席日数		欠席日数		備考						
	1年	日	日 (日)		日 (日)								
	2年	日	日 (日)		日 (日)								
	3年	日	日 (日)		日 (日)								
	注1 出席日数の()内に、教育支援センター等の学校外施設(以下、「学校外施設」という。)への通所等の日数を内数で記入すること。 2 欠席日数の()内に、学校外施設への通所等の日数を内数で記入すること。 3 年間20日以上欠席の場合、備考にその主な理由を記入すること。 4 いわゆる「別室登校」で学校に登校している場合は、出席日数に含む。 5 平成23年3月以前の卒業者については、この欄の記入は要しない。												

※受付番号

生徒の状況	
その他の特記事項	

校 長 証 明

この報告書の記載事項に誤りのないことを証明します。

年 月 日

学 校 名

(電話)

校 長 氏 名

印

記録担当者氏名

注 1 平成28年12月31日現在の記録を記入してください。

2 「学習の記録」欄は、選抜要項 4 (5) エに準じて記入してください。

3 「総合的な学習の時間」欄は、生徒の3年間の学習状況における顕著な事項等（生徒にどのような力が身に付いたか・どのような学習成果が得られたのか等）に関して記入してください。

4 「総合所見」欄は、3年間の特別活動における活動状況（学級活動、生徒会活動、学校行事等）、部活動の状況、生徒の特技、学校の内外におけるボランティア活動及び表彰を受けた行為や活動、各教科、道徳、その他学校生活全体にわたって認められる行動の状況等について顕著なものを原則として箇条書きで記入してください。ただし、平成23年3月以前の卒業者については、「総合所見」欄の記入は必要ありません。

5 「生徒の状況」欄は、求める生徒像に照らした学校生活における普段の生徒の様子や状況など、全般的なことについて記入してください。

6 「その他の特記事項」欄は、生徒の健康状況等の他、「高校で学ぶ能力や意欲」について、特記すべき事項などがあれば記入してください。

京都府公立高等学校入学志願者資格認定申請書

学校 年 修了
卒業
ふりがな
氏 名
年 月 日生

上記の者は、貴校に入学を希望していますので、高等学校入学志願者資格の認定を申請します。

高等学校長 様

保護者住所

保護者氏名

印

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

本人の学歴

年 月 日

小学校入学

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

在学(出身)学校名

校 長 氏 名

印

----- (きりとり) -----

京都府公立高等学校入学志願者資格認定書

先に申請のあった (本人氏名) の志願者資格を認定します。

年 月 日

(保 護 者 氏 名) 様

高等学校長

印

第 号
年 月 日

京都府教育委員会教育長 様
京都市教育長

高等学校長



後期選抜の要否について

平成29年度京都府公立高等学校入学者選抜について、下記のとおり後期選抜の要否を報告します。

記

課程名 (分校名)	学科、 系統等名	募 集 定 員	前期選抜及び 特別入学者選 抜の合格者数 の計	中期選抜合格者に関する 資料		過 不 足	後期選抜の 要否及び 意 見	後期選抜 募集人員
				第1志望に よるもの	第2志望に よるもの			
				合 格 見込者数	合 格 見込者数			

平成 29 年度選抜

*

前期選抜
中期選抜
特別入学者選抜

追 検 査 受 検 願

* 該当する選抜（「前期選抜」・
「中期選抜」・「特別入学者選抜」）
に○印を付けてください。

受 付 番 号	氏 名	第 1 志 望			欠席等の理由
		学 校 名	課 程 名	学科、系統等名	

注 学校名の欄には、選抜要項 4 (1) に規定する高等学校名を記入してください。

上記理由のとおり、学力検査を受検することができなかったので、追検査の受検を許可願います。

年 月 日

保護者氏名



注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

(中学校長副申)

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

在学（出身）中学校名

校 長 氏 名



(願書提出先)

高等学校長 様

合 格 通 知 書

年 月 日

受付番号 _____

本人氏名 _____ 様

京都 立 高等学校長



あなたは、平成 29 年度 選抜の結果、本校 制課程 科（系統）に合格しましたので通知します。

なお、平成 29 年度京都府公立高等学校入学者選抜に改めて志願することはできません。

※事務処理上、一部電算処理できない漢字があるため、字体が異なる場合があります。

前期選抜入学願書

※ 受付番号	
※ 受付学校名	

学力検査受検願（付票）

年 月 日

京都府教育委員会教育長
京都市教育長 様

在学（出身）
中学校名

志願者住所

ふりがな
志願者氏名

私は、この度、前期選抜のための学力検査（入学考査）を受検したいので、手数料を添えてお願いします。

平成29年度学力検査 （入学考査）の手数料納入書
（京 都 府 収 入 証 紙 貼 り 付 け 欄） （京 都 市 領 収 書 貼 り 付 け 欄）
1 京都府立高等学校において受検する者は、京都府収入証紙（全日制2,200円、定時制900円）を貼り付け、保護者印で消印（貼り付けた収入証紙の左右それぞれ2カ所割印）してください。 2 京都市立高等学校において受検する者は、全日制2,200円、定時制900円を京都市立高等学校に納入し、その領収書を貼り付けてください。

契
印

平成 29 年度 前期選抜 受検票	
※ 受付番号	第 号
氏 名	
在学（出身）中学校名	
※ 受付学校名	印
1 本票は、前期選抜入学願いに関する一切の手続受領書を兼ねます。 2 前期選抜学力検査等の当日に携帯してください。その後も合格発表まで保存しておいてください。	

受検に関する注意事項

- ア 高等学校長の指定した時間に検査会場に集合して、注意事項の説明を受けてください。
- イ 受検票及び筆記用具（鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴム及び鉛筆削り）を忘れないでください。
- ウ その他検査会場によって特に必要なものは、高等学校長が別に指示します。
- エ なお、筆記用具は、公式や法則等の記入のないものとします。また、計算機能や翻訳機能のある時計等の機器及び文具類並びに携帯電話等の持込は禁止します。
- エ 検査開始後、検査会場の外へ出た場合は、その後の検査は受けられません。
- エ 受検中不正行為のあった者は、退場を命じられ、その後の検査は受けられません。

様式前－１の２

平成 29 年度選抜

写 真 票

※ 受付番号	
※ 受付学校名	
ふりがな	
氏 名	
在学（出身）中学校名	
・ 3 箇月以内に撮影 ・ 縦 4.5cm、 横 3.5cm 程度 ・ 正面、無帽	

様式前－2

前期選抜入学願書の提出について

年 月 日

京都府立
市 立

高等学校長 様

(願書提出先校)

中学校名

校長氏名



貴校への志願者について、記載事項を確認の上、関係書類を添えて、下記のとおり提出します。

記

1 志願する課程名及び学科名等

課程名	学 科 名	系統等名	選抜方式	型	志願者数
制			方式	型	

2 志願者氏名

整理番号	氏 名	※ 備 考

注1 募集単位別に作成してください。

2 整理番号欄には、1から順に通し番号を記入してください。

※印の欄は、中学校での記入は不要です。

※受付番号

活 動 実 績 報 告 書

志望校

府
京都 立
市

高等学校長 様

高等学校において取り組みたい活動

在学（出身）中学校名

志願者氏名

年 月 日生 （性別）

中学校在学中の部活動、その他（特別活動、ボランティア活動等）の活動内容（学校外での活動を含む。）

学 年 部活動においては、所属部（種目）、役職、ポジション及びレギュラーの有無等を記入すること。
その他においては、学級活動、生徒会活動における役員名、所属委員会名等を記入すること。

1 年

2 年

3 年

中学校在学中の顕著な活動実績（部活動、特別活動、ボランティア活動等）（学校外での活動を含む。）

- ・簡条書きで記入すること。
- ・部活動及びコンクール等については、大会名、時期（平成〇年〇月）、順位・記録等を詳しく記入すること。
- ・検定試験（資格）については、名称、段級、取得した時期（平成〇年〇月）等を記入すること。
- ・その他顕著な活動実績があれば記入すること。

注 記入に当たっては、選抜要項 5 (4) ウ (イ) に従ってください。

中学校在学中における活動の実績を上記のとおり報告します。

年 月 日

在学（出身）中学校名

校 長 氏 名

記 入 者 氏 名

印

※受付番号

活動実績報告書 【運動実績の記録】

[普通科（スポーツ総合専攻）・スポーツ健康科学科]

志望校

京都府立

高等学校長 様

高等学校で希望する専攻種目

在学（出身）中学校名

志願者氏名

年 月 日生 (性別)

所属運動部（種目）名			
ポジション、部内での役職等			
大会区分	京都府5ブロックレベルでの成績	大会名 成績 (順位・記録)	
	府レベルの大会での成績	大会名 成績 (順位・記録)	
	近畿レベルの大会での成績	大会名 成績 (順位・記録)	
	全国レベルの大会での成績	大会名 成績 (順位・記録)	
そ の 他 ・ 所 見			

中学校在学中における活動の実績を上記のとおり報告します。

年 月 日

在学(出身)中学校名

校 長 氏 名

記 入 者 氏 名

印

- 注1 記入にあたっては、選抜要項5(4)ウ(ウ)に従ってください。
- 2 活動実績は学校外での活動を含みます。
- 3 大会成績等を記入の際は、出場した学年を明示してください。

※ 受付番号	
--------	--

* 海外勤務者帰国子女
中国帰国孤児子女
長期欠席者 特 別 入 学 願 書

在学(出身) 中 学 校 名	
志 願 者 住 所	(〒 -) (電話)
ふ り が な	
志 願 者 氏 名	
	年 月 日生 (性別)

上記の者は、下記のとおり入学を志望しますので、出願します。

年 月 日

府
京都 立 高等学校長 様
市

(〒 -)

保護者住所

ふ り が な

保護者氏名 ㊟

志願者との関係

(電 話)

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

記

課程名	学校名 (分校志願者は分校名まで記入してください。)	学科名
制		

* 海外勤務者帰国子女 中国帰国孤児子女 長期欠席者 年 月 日 在学(出身)中学校名 校 長 氏 名 ㊟	特別入学者選抜の出願資格を有することを証明します。
--	----------------------------------

* 該当する選抜（「海外勤務者帰国子女」・「中国帰国孤児子女」・「長期欠席者」）に○印をつけてください。

※ 受付番号	
※ 受付学校名	

年 月 日

ふりがな
志願者氏名

私は、この度、 * 海外勤務者帰国子女
中国帰国孤児子女
長期欠席者

特別入学者選抜のための学力検査を受検したいので、学力検査手数料を添えてお願いします。

平成 29 年度学力検査手数料納入書	
(京 都 府 収 入 証 紙 貼 り 付 け 欄) (京 都 市 領 収 書 貼 り 付 け 欄)	
1	京都府立高等学校において受検する者は、京都府収入証紙(全日制2,200円、定時制900円)を貼り付け、保護者印で消印(貼り付けた収入証紙の左右それぞれ2か所割印) してください。
2	京都市立高等学校において受検する者は、900円を京都市立高等学校に納入し、その領収書を貼り付けてください。

契
印

平成 29 年度 学力検査受検票	
※ 受付番号	第 号
氏 名	
在学（出身）中学校名	
※ 受付学校名（受検会場校）	印
1 本票は、入学願いに関する一切の手続受領書を兼ねます。	
2 学力検査当日携帯して机上に置き、その後も合格発表まで保存しておいてください。	

受検に関する注意事項

- ア 高等学校長の指定した時間に検査会場に集合して、注意事項の説明を受けてください。
- イ 受検票及び筆記用具（鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴム及び鉛筆削り）を忘れないでください。
- その他検査会場によって特に必要なものは、当該高等学校長が別に指示します。
- なお、筆記用具は、公式や法則等の記入のないものとしです。また、計算機能や翻訳機能のある時計等の機器及び文書類並びに携帯電話等の持込は禁止します。
- ウ 答案用紙には、受付番号を記入し、氏名は記入しないでください。受付番号は、算用数字で正確に記入してください。
- エ 検査開始後、検査会場の外へ出た場合は、その後の検査は受けられません。
- オ 受検中不正行為のあった者は、退場を命じられ、その後の検査は受けられません。

平成 29 年度選抜

写 真 票

※ 受付番号	
※ 受付学校名	
ふりがな	
氏 名	
在学 (出身) 中学校名	
・ 3 箇月以内に撮影 ・ 縦 4.5cm、 横 3.5cm 程度 ・ 正面、無帽	

– 73 –

特別入学者選抜入学願書の提出について

年 月 日

府 立 高等学校長 様
 京都 市
 (願書提出先校)

中学校名

校長氏名

印

貴校への志願者について、記載事項を確認の上、関係書類を添えて、下記のとおり提出します。

記

- 1 志願する特別入学者選抜（該当する種別に○を付してください。）

海外勤務者帰国子女特別入学者選抜 ・ 中国帰国孤児子女特別入学者選抜
 長期欠席者特別入学者選抜 ・ 京都府立清明高等学校特別入学者選抜

- 2 志願する課程名及び学科名等

課程名	学 科 名	選抜方式	志願者数
制		方式	

注 選抜方式欄は京都府立清明高等学校特別入学者選抜を志願する場合のみ、A又はBを記入してください。他の特別入学者選抜を志願する場合は斜線で抹消してください。

- 3 志願者氏名

整理番号	氏 名	※ 備 考

注1 募集単位別に作成してください。

2 整理番号欄には、1から順に通し番号を記入してください。

※印の欄は、中学校での記入は不要です。

海外在住状況報告書

年 月 日

京都府立 高等学校長 様

志願者氏名

保護者氏名



注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

次の記載事項は、事実と相違ありません。

1 海外在住地名

2 出 国 年 月 年 月

3 帰 国 年 月 年 月

4 海外在住期間 年 月

5 出国前・海外在住中・帰国後の教育歴

学 校 名	所在地（国名・都市名）	期 間
		年 月 ～ 年 月
		年 月 ～ 年 月
		年 月 ～ 年 月
		年 月 ～ 年 月
		年 月 ～ 年 月
備 考		

中国帰国孤児子女帰国状況報告書

年 月 日

京都府立 高等学校長 様

志願者氏名

保護者氏名

㊞

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

次の記載事項は、事実と相違ありません。

1 帰 国 年 月 日 年 月 日

2 帰国後の編入学校名

3 帰国後の編入学年

※ 受付番号

成人特別入学願書

年 月 日

京都府立 高等学校長 様

出身(在学)中学校名

(〒 -)

志願者住所 (電話)

ふりがな

志願者氏名

年 月 日生 (性別)

(〒 -)

保護者住所 (電話)

ふりがな

保護者氏名 (印)

志願者との関係

注1 出願の日において、志願者が未成年の場合のみ、保護者住所、保護者氏名及び志願者との関係を記入してください。

2 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

下記のとおり入学を志望しますので、出願します。

記

課程名	学校名	学科名
制		

成人特別入学者選抜の出願資格を有することを証明します。

年 月 日

出身(在学)中学校名 (年卒業(見込))

所在地 (〒 -)

電 話

校 長 氏 名

(印)

※ 受付番号	
※ 受付学校名	

付 票

出身（在学）
中学校名

志願者住所

ふりがな
志願者氏名

平成29年度成人特別入学者選抜入学考査の手数料納入書
(京都府収入証紙貼り付け欄)
上欄に京都府収入証紙（900円）を貼り付け、本人印（保護者印）で消印（貼り付けた収入証紙の左右それぞれ2か所割印）してください。

契
印

平成 29 年度 成人特別入学者選抜受検票	
※ 受付番号	第 号
氏 名	
出身（在学）中学校名	
※ 受付学校名	印
1 本票は、成人特別入学願いに関する一切の手続受領書を兼ねます。 2 面接と作文の当日に携帯してください。その後も合格発表まで保存しておいてください。	

受検に関する注意事項

- ア 面接と作文の当日は、高等学校長の指定した時間に検査会場に集合して、注意事項の説明を受けてください。
- イ 受検票及び筆記用具（鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴム及び鉛筆削り）を忘れないでください。
- その他必要なものは、高等学校長が別に指示します。

様式成-Aの2

平成 29 年度選抜

写 真 票

※ 受付番号	
※ 受付学校名	
ふりがな	
氏 名	
出身（在学）中学校名	
・ 3箇月以内に撮影 ・ 縦 4.5cm、 横 3.5cm 程度 ・ 正面、無帽	

成人特別入学者選抜結果通知書

年 月 日

中学校

受付番号 _____

本人氏名 _____ 様

京都府立 高等学校長



あなたは、平成 29 年度京都府公立高等学校成人特別入学者選抜の結果、本校
科に

制課程

〔 合 格 しました
不合格となりました 〕 ので通知します。

ついては、次のことに十分注意してください。

合格者は、平成 29 年度京都府公立高等学校入学者選抜に改めて志願することはできません。

不合格者は、平成 29 年度京都府公立高等学校入学者選抜に改めて志願することができます。

※ 受付番号

京都府立清明高等学校特別入学願書

年 月 日

京都府立清明高等学校長 様

在学(出身)中学校名

(〒 -)

志願者住所 (電話)

ふりがな

志願者氏名

年 月 日生 (性別)

(〒 -)

保護者住所 (電話)

ふりがな

保護者氏名 印

志願者との関係

注1 出願の日において、志願者が未成年の場合のみ、保護者住所、保護者氏名及び志願者との関係を記入してください。

2 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

下記のとおり入学を志望しますので、出願します。

記

課程名	学校名	選抜方式 (いずれかに○を付すこと。)
定時制	京都府立清明高等学校	A方式 ・ B方式

※ 受付番号	
--------	--

学力検査受検願（付票）

京都府教育委員会教育長 様

在学（出身）
中学校名

志願者住所

ふりがな
志願者氏名

私は、この度、京都府立清明高等学校特別入学者選抜のための学力検査（入学考査）を受検したいので、手数料を添えてお願いします。

平成29年度京都府立清明高等学校特別入学者選抜 学力検査（入学考査）の手数料納入書
（京都府収入証紙貼り付け欄）
上欄に京都府収入証紙（900円）を貼り付け、保護者印（本人印）で消印（貼り付けた収入証紙の左右それぞれ2か所割印）してください。

契
印

平成 29 年度京都府立清明高等学校 特別入学者選抜受検票	
※ 受付番号	第 号
氏 名	
在学（出身）中学校名	
※ 受付学校名	京都府立清明高等学校 印
1 本票は、京都府立清明高等学校特別入学願いに関する一切の手続受領書を兼ねます。 2 検査当日に携帯してください。その後も合格発表まで保存しておいてください。	

受検に関する注意事項

- ア 高等学校長の指定した時間に検査会場に集合して、注意事項の説明を受けてください。
- イ 受検票及び筆記用具（鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴム及び鉛筆削り）を忘れないでください。
- その他必要なものは、高等学校長が別に指示します。
- ウ 検査開始後、検査会場の外へ出た場合は、その後の検査は受けられません。
- エ 受検中不正行為のあった者は、退場を命じられ、その後の検査は受けられません。

様式清一Aの2

平成 29 年度選抜

写 真 票

※ 受付番号	
※ 受付学校名	京都府立清明高等学校
ふりがな	
氏 名	
在学（出身）中学校名	
・ 3 箇月以内に撮影 ・ 縦 4.5cm、 横 3.5cm 程度 ・ 正面、無帽	

平成29年度選抜の志願関係様式の規格

様式番号	様式名	様式の規格		
		サイズ	紙質	厚さ（重さ）
様式Aの1	入学願書	A 4（縦長）	再生上質	90kg（四六判）
様式Aの2、Aの3	学力検査受検願・受検票・写真票	A 4（縦長）	再生上質	90kg（四六判）
様式B	入学願書の提出について	A 4（縦長）	規定なし	規定なし
様式Cの1	報告書	A 4（縦長）	再生上質	規定なし
様式Cの2	報告書（長期欠席者特別入学者選抜用）	A 4（縦長）	再生上質	規定なし
様式Cの3	報告書（京都府立清明高等学校特別入学者選抜用）	A 4（縦長）	再生上質	規定なし
様式D	京都府公立高等学校入学志願者資格認定申請書	A 4（縦長）	規定なし	規定なし
様式E	後期選抜の要否について	A 4（縦長）	規定なし	規定なし
様式F	追検査受検願	A 4（縦長）	規定なし	規定なし
様式G	合格通知書	A 4（縦長）	規定なし	規定なし
様式前－1	前期選抜入学願書	A 4（縦長）	再生上質	90kg（四六判）
付票、様式前－1の2	学力検査受検願（付票）・受検票・写真票	A 4（縦長）	再生上質	90kg（四六判）
様式前－2	前期選抜入学願書の提出について	A 4（縦長）	規定なし	規定なし
様式前活－1	活動実績報告書	A 4（縦長）	再生上質	規定なし
様式前活－2	活動実績報告書【運動実績の記録】	A 4（縦長）	再生上質	規定なし
様式特別－Aの1	特別入学願書	A 4（縦長）	再生上質	90kg（四六判）
様式特別－Aの2、Aの3	学力検査受検願・受検票・写真票	A 4（縦長）	再生上質	90kg（四六判）
様式特別－B	特別入学者選抜入学願書の提出について	A 4（縦長）	規定なし	規定なし
様式特別－Cの1	海外在住状況報告書	A 4（縦長）	再生上質	規定なし
様式特別－Cの2	中国帰国孤児子女帰国状況報告書	A 4（縦長）	再生上質	規定なし
様式成－Aの1	成人特別入学願書	A 4（縦長）	再生上質	90kg（四六判）
付票、様式成－Aの2	付票・受検票・写真票	A 4（縦長）	再生上質	90kg（四六判）
様式成－B	成人特別入学者選抜結果通知書	A 4（縦長）	再生上質	規定なし
様式清－Aの1	特別入学願書（京都府立清明高等学校特別入学者選抜用）	A 4（縦長）	再生上質	90kg（四六判）
付票、様式清－Aの2	学力検査受検願（付票）・受検票・写真票	A 4（縦長）	再生上質	90kg（四六判）

○京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則

昭和59年11月23日

京都府教育委員会規則第14号

〔京都府公立高等学校通学区域に関する規則〕をここに公布する。

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則

(平12教委規則5・平15教委規則4・改称)

京都府公立高等学校通学区域に関する規則(昭和29年京都府教育委員会規則第4号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府立の中学校(以下「中学校」という。)及び高等学校(以下「高等学校」という。)の通学区域に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 高等学校の全日制の課程(単位制による課程を除く。)の通学区域は、別表第1のとおりとする。

2 高等学校の単位制による全日制の課程の通学区域は、別表第2のとおりとする。

3 教育上特別の事情があるときは、前2項の規定にかかわらず、通学区域の調整を行うことがある。

4 中学校、別表第1又は別表第2に定めのないもの並びに高等学校の定時制の課程及び通信制の課程の通学区域は、府の全区域とする。

5 第1項及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる中学校及び高等学校の学科(京都府立学校の管理運営に関する規則(昭和62年京都府教育委員会規則第8号。以下「管理運営規則」という。)第2条の2に定める中学校及び高等学校における教育を一貫して施すものに限る。)の通学区域は、京都市を除く府の全区域とする。

(1) 京都府立園部高等学校附属中学校及び京都府立園部高等学校普通科

(2) 京都府立福知山高等学校附属中学校及び京都府立福知山高等学校文理科学科

(就学できる中学校及び高等学校)

第3条 就学できる中学校及び高等学校は、就学希望者の保護者(親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準ずる者として京都府教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が定める者をいう。以下同じ。)の住所(就学希望者が成年の場合には、本人の住所。以下同じ。)の存する通学区域の中学校及び高等学校とする。

(就学できる中学校及び高等学校の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、通学が著しく困難な者その他教育上特別の事情がある者は、前条の通学区域以外の通学区域の中学校及び高等学校に就学することができる。

2 前項の規定により就学しようとする者は、教育長の許可を受けなければならない。

(府の区域以外の地域からの就学)

第5条 保護者の住所が府の区域以外の地域に存する就学希望者は、あらかじめ教育長の許可を受けて、中学校及び高等学校に就学することができる。ただし、高等学校の定時制の課程及び通信制の課程への就学希望者の取扱いについては、教育長が定める。

(入学の許可の取消し)

第6条 この規則に反して中学校及び高等学校に入学した者は、入学の許可を取り消されることがある。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表第1（第2条関係）

1 普通科の通学区域

高等学校名	通学区域		
	学区	通学圏	
		名称	地域
京都府立山城高等学校 京都府立鴨沂高等学校 京都府立北稜高等学校 京都府立朱雀高等学校 京都府立洛東高等学校 京都府立鳥羽高等学校 京都府立嵯峨野高等学校 京都府立北嵯峨高等学校 京都府立桂高等学校 京都府立洛西高等学校 京都府立桃山高等学校 京都府立東稜高等学校 京都府立洛水高等学校 京都府立向陽高等学校 京都府立乙訓高等学校 京都府立西乙訓高等学校		京都市・乙訓通学圏	京都市（他の通学圏に属する地域を除く。） 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。） 久御山町（大橋辺に限る。）
京都府立東宇治高等学校 京都府立菟道高等学校 京都府立城陽高等学校 京都府立西城陽高等学校 京都府立京都八幡高等学校 京都府立久御山高等学校 京都府立田辺高等学校 京都府立木津高等学校 京都府立南陽高等学校		山城通学圏	宇治市 城陽市 八幡市（他の通学圏に属する地域を除く。） 京田辺市 木津川市 久御山町（他の通学圏に属する地域を除く。） 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、南山城村
京都府立北桑田高等学校	京都市（周山中学校の通学区域に限る。） 南丹市（美山中学校の通学区域に限る。）	口丹通学圏	京都市（周山中学校の通学区域に限る。） 亀岡市 南丹市 京丹波町
京都府立亀岡高等学校	亀岡市		
京都府立園部高等学校	南丹市（他の学区に属する地域を除く。）		
京都府立須知高等学校	京丹波町		

京都府立綾部高等学校	綾部市	中丹通学圏	綾部市 福知山市 舞鶴市
京都府立福知山高等学校	福知山市		
京都府立東舞鶴高等学校	舞鶴市（青葉中学校、白糸中学校、和田中学校及び若浦中学校の通学区域に限る。）		
京都府立西舞鶴高等学校	舞鶴市（他の学区に属する地域を除く。）		
京都府立宮津高等学校	宮津市 伊根町、与謝野町（橋立中学校の通学区域に限る。）	丹後通学圏	宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町
京都府立加悦谷高等学校	与謝野町（他の学区に属する地域を除く。）		
京都府立峰山高等学校	京丹後市（峰山中学校、大宮中学校、丹後中学校（豊栄小学校の通学区域に限る。）及び弥栄中学校の通学区域に限る。）		
京都府立網野高等学校	京丹後市（他の学区に属する地域を除く。）		
京都府立大江高等学校		口丹通学圏	京都市（周山中学校の通学区域に限る。） 亀岡市 南丹市 京丹波町
		中丹通学圏	綾部市 福知山市 舞鶴市
		丹後通学圏	宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

備考

- この表に規定する口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏の高等学校（京都府立大江高等学校を除く。）にあつては、当該高等学校の学区を除く通学圏の区域から入学することができる者（第4条第2項に規定する教育長の許可を受けた者を除く。）の範囲は、次のとおりとする。
 - 口丹通学圏 当該高等学校第1学年の普通科定員の100分の20以内
 - 中丹通学圏及び丹後通学圏 当該高等学校第1学年の普通科定員の100分の50以内
- この表に規定する口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏の高等学校（京都府立大江高等学校を除く。）にあつては、口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏から当該高等学校の通学圏を除いた2通学圏から入学することができる者（第4条第2項に規定する教育長の許可を受けた者を除く。）の範囲は、1で定めた範囲内で、かつ、定員の100分の20以内とする。

2 普通科（スポーツ総合専攻及び美術・工芸専攻）の通学区域

高等学校名	通学区域	
	名称	地域
京都府立鳥羽高等学校 京都府立亀岡高等学校	京都市・乙訓通学圏	京都市（他の通学圏に属する地域を除く。） 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。） 久御山町（大橋辺に限る。）
	口丹通学圏	京都市（周山中学校の通学区域に限る。） 亀岡市 南丹市 京丹波町
京都府立西城陽高等学校 京都府立久御山高等学校	山城通学圏	宇治市 城陽市 八幡市（他の通学圏に属する地域を除く。） 京田辺市 木津川市 久御山町（他の通学圏に属する地域を除く。） 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、南山城村
京都府立綾部高等学校	中丹通学圏	綾部市 福知山市 舞鶴市
	丹後通学圏	宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

3 農業に関する学科の通学区域

(1) 農業科

高等学校名	通学区域
京都府立綾部高等学校	南丹市（殿田中学校の通学区域に限る。） 京丹波町 綾部市 福知山市 舞鶴市

(2) 園芸科

高等学校名	通学区域
京都府立綾部高等学校	南丹市（殿田中学校の通学区域に限る。） 京丹波町 綾部市 福知山市 舞鶴市 宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

(3) 植物クリエイト科及び園芸ビジネス科

高等学校名	通学区域
京都府立桂高等学校	京都市 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。） 久御山町（大橋辺に限る。） 亀岡市 南丹市（園部中学校、八木中学校及び美山中学校の通学区域に限る。）

(4) システム園芸科

高等学校名	通学区域
京都府立木津高等学校	宇治市 城陽市 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原を除く。） 京田辺市 木津川市 久御山町（大橋辺を除く。） 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、南山城村

4 工業に関する学科（建築科）の通学区域

高等学校名	通学区域
京都府立宮津高等学校	綾部市 福知山市 舞鶴市 宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

5 商業に関する学科の通学区域

(1) 情報企画科

高等学校名	通学区域
京都府立木津高等学校	宇治市 城陽市 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原を除く。） 京田辺市 木津川市 久御山町（大橋辺を除く。） 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、南山城村

(2) 企画経営科

高等学校名	通学区域
京都府立網野高等学校	宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

(3) ビジネス科学科

高等学校名	通学区域
京都府立大江高等学校	京都市（周山中学校の通学区域に限る。） 亀岡市 南丹市 京丹波町 綾部市 福知山市 舞鶴市 宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

別表第2（第2条関係）

1 普通科の通学区域

高等学校名	通学区域
京都府立城南菱創高等学校	宇治市 城陽市 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原を除く。） 京田辺市 木津川市 久御山町（大橋辺を除く。） 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、南山城村

2 普通科（管理運営規則第2条の2に定める教育を施すものを除く。）の通学区域

高等学校名	通学区域
京都府立洛北高等学校	京都市（周山中学校の通学区域を除く。） 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市（八幡長町、八幡樋ノロ及び川口高原に限る。） 久御山町（大橋辺に限る。）

3 普通科（スポーツ総合専攻）の通学区域

高等学校名	通学区域	
	名称	地域
京都府立洛北高等学校	京都市・乙訓通学圏	京都市（他の通学圏に属する地域を除く。） 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市（八幡長町、八幡樋ノロ及び川口高原に限る。） 久御山町（大橋辺に限る。）
	口丹通学圏	京都市（周山中学校の通学区域に限る。） 亀岡市 南丹市 京丹波町

4 総合学科の通学区域

高等学校名	通学区域
京都府立南丹高等学校	京都市（周山中学校の通学区域に限る。） 亀岡市 南丹市 京丹波町

備考 京都府立南丹高等学校の総合学科の通学区域は、この表の規定にかかわらず、当分の間、亀岡市とする。

○京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則施行規程（抄）

昭和59年11月23日

京都府教育委員会教育長告示第6号

京都府公立高等学校通学区域に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号）第7条の規定に基づき、〔京都府公立高等学校通学区域に関する規則施行規程〕を次のとおり定める。

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則施行規程

（未成年後見人に準ずる者）

第1条 京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号。以下「規則」という。）第3条に規定する未成年後見人に準ずる者は、就学希望者の在学期間中監護及び教育を行うことが見込まれる者で、監護及び教育を行うについて正当な理由があるものとする。

2 京都府立の中学校（以下「中学校」という。）又は高等学校（以下「高等学校」という。）に入学しようとする者の未成年後見人に準ずる者は、中学校にあつては中学校入学志願者の保護者届（別記第1号様式）を、高等学校にあつては高等学校入学志願者の保護者届（別記第1号様式の2）を京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

（転居予定者等の手続）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者が入学しようとする場合は、中学校にあつては中学校入学志願者の住所に関する届（別記第2号様式）を、高等学校の全日制の課程にあつては高等学校入学志願者の住所に関する届（別記第2号様式の2）を教育長に提出しなければならない。

- （1） 保護者（入学志願者が成年の場合には、本人。以下この条において同じ。）の住所が入学日までに府の区域内に変更する者
- （2） 保護者の住所が入学日までに府の区域内において変更する者で教育長が別に定めるもの
- （3） 保護者の生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なる者

（通学区域外就学の手続）

第3条 規則第4条第1項に規定する通学が著しく困難な者その他教育上特別の事情がある者の許可の申請は、中学校にあつては通学区域外の中学校就学許可申請書（別記第3号様式）に、高等学校の全日制の課程にあつては通学区域外の高等学校就学許可申請書（別記第3号様式の2）によるものとする。この場合において、次の各号の一に該当する者にあつては、就学しようとする中学校又は高等学校の校長に提出するものとする。

- （1） 通学が著しく困難な者
- （2） 生徒の保護者（生徒が成年の場合には、本人）の住所の変更又は高等学校における生徒の転科（転類を含む。）により、就学できる中学校又は高等学校が変更することとなった場合において、引き続き現に在学する中学校又は高等学校に就学しようとする者

（府外居住者入学志願の手続）

第4条 規則第5条の規定により中学校又は高等学校の全日制の課程に就学しようとする者の許可の申請は、中学校にあつては府外居住者の中学校就学許可申請書（別記第4号

様式)に、高等学校の全日制の課程にあつては府外居住者の高等学校就学許可申請書(別記第4号様式の2)によるものとする。

(高等学校の定時制の課程及び通信制の課程の取扱い)

第5条 保護者(就学希望者が成年の場合には、本人)の住所が府の区域以外に存する就学希望者が高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に就学しようとする場合は、府外居住者の就学理由書(別記第5号様式)を就学しようとする高等学校の校長に提出しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 就学希望者の住所又は勤務先が府の区域内にある場合
- (2) 就学希望者の住所又は勤務先を就学を始める日までに府の区域内に変更する場合

○京都市立高等学校の通学区域に関する規則

平成12年 8 月25日

教育委規則第 2 号

京都市立高等学校の通学区域を定める規則を次のように定める。

京都市立高等学校の通学区域に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市立高等学校（以下「市立高校」という。）の通学区域に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 全日制の課程に置く普通科及び京都市立紫野高等学校のアカデミア科の通学区域は、京都市（右京区役所京北出張所の所管区域内を除く。）、向日市、長岡京市、大山崎町、八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。）及び久御山町（大橋辺に限る。）とする。ただし、教育上特別の事情があるときは、通学区域の調整を行うことがある。

2 前項に定めるもののほか、市立高校の通学区域は、京都府の区域の全部とする。

(就学できる市立高校)

第3条 就学できる市立高校は、別に定める場合を除き、就学希望者の保護者（親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準じる者として京都市教育長（以下「教育長」という。）が定める者をいう。以下同じ。）の住所（就学希望者が成年の場合には、本人の住所。以下同じ。）の存する通学区域の市立高校とする。

(就学できる市立高校の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、通学が著しく困難な者その他教育上特別の事情がある者は、前条の就学できる市立高校以外の市立高校に就学することができる。

2 前項の規定により就学しようとする者は、教育長の許可を受けなければならない。

(京都府の区域外からの就学)

第5条 保護者の住所が京都府の区域外に存する就学希望者は、あらかじめ教育長の許可を受けて、市立高校に就学することができる。ただし、定時制の課程への就学希望者の取扱いについては、別に定める。

(入学許可の取消し)

第6条 この規則に反して市立高校に入学した者は、入学の許可を取り消されることがある。

(委任)

第7条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

○京都市立高等学校の通学区域に関する規則施行規程（抄）

平成12年 8 月 25 日

教育委教育長告示第 5 号

京都市立高等学校の通学区域に関する規則施行規程を次のように定めます。

京都市立高等学校の通学区域に関する規則施行規程

（未成年後見に準じる者）

第 1 条 京都市立高等学校の通学区域に関する規則（以下「規則」という。）第 3 条に規定する未成年後見人に準じる者（以下「未成年後見人に準じる者」という。）は、就学希望者の在学期間中監護及び教育を行うことが見込まれる者で、監護及び教育を行うについて正当な理由があるものとする。

2 京都市立高等学校（以下「市立高校」という。）に入学しようとする者の未成年後見人に準じる者は、高等学校入学志願者の保護者届（第 1 号様式）に、入学しようとする者が在学し、又は卒業した中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び中学校に準じる学校を含む。）の校長の副申書、入学しようとする者との関係を証明する資料及び親権を行う者又は未成年後見人の同意書（親権を行う者又は未成年後見人がある場合に限る。）を添えて、京都市教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

（転居予定者等の手続）

第 2 条 次の各号のいずれかに該当するとき、市立高校の全日制の課程に入学しようとする者は、高等学校入学志願者の住所に関する届（第 2 号様式）に転居先住所（第 2 号に該当する場合にあっては、生活の本拠の所在地）を確認できる資料を添えて、教育長に提出しなければならない。

- (1) 保護者（入学しようとする者が成年の場合には、本人。以下同じ。）の住所が入学日までに通学区域内に変更されるとき
- (2) 保護者の生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なるとき

（通学区域外就学の手続）

第 3 条 規則第 4 条第 2 項に規定する許可を受けようとする者は、通学区域外就学許可申請書（第 3 号様式）に許可を受けようとする事情が存することを証明し、又は具体的に説明する資料を添えて申請しなければならない。

2 前項の申請書及び資料は、教育長に提出しなければならない。ただし、通学が著しく困難であることにより当該許可を受けようとするときは、当該申請書及び資料を就学しよう

とする市立高校の校長に提出しなければならない。

(府外居住者の入学志願の手続)

第4条 市立高校の全日制の課程に就学するため、規則第5条の許可を受けようとする者は、府外居住者の就学許可申請書（第4号様式）に、許可を受けようとする事情が存することを証明し、又は具体的に説明する資料を添えて、教育長に提出しなければならない。

(定時制の課程の取扱い)

第5条 市立高校の定時制の課程への就学希望者で、保護者の住所が京都府の区域外に存するものは、府外居住者の就学理由書（第5号様式）を就学しようとする市立高校の校長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 就学希望者の住所又は勤務先が京都府の区域内にあるとき。
- (2) 就学希望者の住所又は勤務先を入学日までに京都府の区域内に変更するとき。

事務手続
及び
指導上の留意事項

○ 入学者選抜に関する基本的事項について

事前指導

1 中学校における事前指導の徹底について

- (1) 受検に関しては、進路指導の一環として十分な指導を行うとともに、過年度卒業生についても報告書作成時に十分な指導を行うこと。
- (2) 指導に際しては、課程、学科、系統等の内容を十分理解させ、本人の勉学の意味を確かめ、適性等をよく考えさせた上で出願させること。
- (3) 障害がある生徒については、高等学校入学後に初めて障害が判明するような事態が生じないように、必ず事前に願書提出先高等学校長と十分協議すること。

なお、障害があるために京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（以下「府通学区域規則」という。）及び京都市立高等学校の通学区域に関する規則（以下「市通学区域規則」という。）に定められた通学区域の高等学校への通学が困難であるなどの理由により、定められた通学区域外の高等学校を志願する場合は、特別事情具申（**選抜要項12（44ページ）**）が必要である。（詳細は、104ページ参照のこと。）

- (4) 特別事情具申を必要とする者の範囲と手続について、101ページから105ページに掲載したので、正確に手続をするよう指導すること。

2 選抜方法等の概要について

(1) 前期選抜

高等学校長が別に定める前期選抜の実施に関する要項等に十分留意すること。各高等学校の選抜方式と検査項目の配点比率については、106ページを参照のこと。

(2) 中期選抜

ア 京都市・乙訓地域

選抜要項別表6の1（55ページ）の高等学校については、第1志望第1順位希望者の中から募集人員の90%以内の合格者を決定し、次に第1志望第1順位と第1志望第2順位の希望者を合わせて合格者の決定を行う。第1順位及び第2順位ともに合格範囲となる者は、第1順位校の合格者とする。

イ 山城地域

選抜要項別表6の2（55ページ）の高等学校については、第1志望第1順位希望者の中から募集人員の85%以内の合格者を決定し、次に第1志望第1順位と第1志望第2順位の希望者を合わせて合格者の決定を行う。第1順位及び第2順位ともに合格範囲となる者は、第1順位校の合格者とする。

ウ ロ丹地域、中丹地域及び丹後地域

選抜要項別表6の2（55ページ）の高等学校については、第1志望第1順位希望者の中から募集人員の85%以内の合格者を決定し、次に第1志望第1順位と第1志望第2順位の希望者を合わせて合格者の決定を行う。第1順位及び第2順位ともに合格範囲となる者は、第1順位校の合格者とする。

ただし、普通科（普通科総合選択制を除く。）については、当該高等学校の学区を除く通学圏の区域からの合格者は前期選抜及び特別入学者選抜における当該高等学校の学区外からの合格者と合わせてロ丹通学圏にあつては定員の20%、中丹通学圏及び丹後通学圏にあつてはそれぞれ定員の50%の範囲に限られる。

出 願 要 領

3 入学願書について

- (1) 住所及び氏名の記入については、住民基本台帳等のおりを基本とし、楷書で正確に記入すること。

なお、志願者と保護者の住所が同じ場合は保護者の住所欄に「志願者に同じ」と記入すること。

中学校で確認する場合においては、指導要録によるものとする。なお、志願者、保護者の氏名、住所の字体について指導要録と相違する以下のような場合についても受理する。

ア 志願者、保護者の氏名、住所の字体について住民基本台帳等及び指導要録と相違するが、同一の氏名、地名であることが確認できる場合

例 「崎」と「寄」、「斉」と「斎」や「齊」、「吉」と「吉」

イ 志願者、保護者の住所の表記が簡略化されている場合

例 「〇〇マンション△△号室」と「〇〇マンション△△」、「〇〇番地の△」と「〇〇ー△」や「〇〇の△」、「府営住宅〇〇団地」と「〇〇団地」

- (2) 外国人で通名の使用を希望する者（住民基本台帳に通名が記載されている場合に限る。）は、志願者の作成する願書等について通名のみを記入してもさしつかえない。（ただし、中学校作成の資料については、「本名（通名）」のように「本名」と「通名」を併記すること。）

なお、上記以外の場合で、中学校長が特に教育上の配慮が必要と認める場合に限り、志願者の作成する願書等について通名のみを記入してもさしつかえない。（ただし、中学校作成の資料については、「本名（通名）」のように「本名」と「通名」を併記すること。また、中学校長の副申書が必要。）

4 願書提出後の辞退について

願書提出後、受検を辞退する者が判明した場合には、速やかに辞退届を願書提出先高等学校長に提出すること。

なお、万一、急な転居等によるやむを得ない理由により、受検後又は合格発表後に辞退があったときもこれに準じること。

また、合格後は、辞退届を提出しても、選抜要項に基づく他の京都府公立高等学校入学者選抜に改めて志願することはできない。

通信制の課程

5 通信制の課程の出願要領について

選抜要項9（42ページ）による。「入学願書」及び「報告書」用紙は志願先高等学校から直接取り寄せること。詳細についても、直接問い合わせること。

合格発表後の処理

6 合格発表後の処理について

選抜要項10（42ページ）による。

なお、万一、急な転居等によるやむを得ない事情により、入学できない生徒のあることが判明した場合は早急に高等学校長に連絡するとともに辞退届を提出すること。

○ 特別事情具申手続について

◎特別事情について

- 1 親権者又は未成年後見人以外の者が未成年後見人に準じる者として保護者となるため届出を要する場合
- 2 転居等により、住所の届出を要する場合
- 3 通学区域外就学のため許可申請を要する場合
 - (1) 通学困難による場合
 - (2) 教育上特別の事情がある場合
- 4 府外居住者が入学志願するため許可申請をする場合

◎手続期間

平成29年1月10日(火)～1月20日(金) (日・土を除く。)

※ただし、右表内の選抜に出願する場合は、

平成29年1月10日(火)～1月13日(金)

<表>

- ・前期選抜
- ・特別入学者選抜のうち、以下のもの
 - 海外勤務者帰国子女
 - 中国帰国孤児子女
 - 長期欠席者

◎受付時間

午前9時から午後5時まで

◎受付場所

京都府教育庁指導部高校教育課

乙訓教育局、山城教育局、南丹教育局、中丹教育局、丹後教育局

◎手続の流れ

	<保護者等>	<中学校>	備 考
① 書類準備	各種届・申請書に必要事項を記入	中学校長の証明	125ページ以下の様式をコピーするか、京都府教育庁指導部高校教育課又は京都市教育委員会指導部学校指導課のホームページに掲載している様式を印刷して使用すること。
	添付書類の整備	中学校長の証明 ※副申請書が必要な場合	次ページ以降参照
② 手続	特別事情具申 各種届・申請書、添付書類の持参及び特別な事情の<u>説明</u>		持参提出者は原則として保護者とするが、保護者が無理な場合、近親者、中学校担任等事情をよく知っている成人の者でもよい。 なお、郵送による提出はできない。
<教育委員会等> ※受理又は許可をする場合には<u>受理書</u>又は<u>入学志願許可書</u>を郵送 前 期 選 抜：1月下旬郵送予定 特別入学者選抜：1月下旬郵送予定 中 期 選 抜：2月下旬郵送予定			
③ 受領	<u>受理書</u> 又は <u>入学志願許可書</u> を受領	願書提出	受領後、受理書又は入学志願許可書を願書に添付し、 <u>中学校長を経由して</u> 願書提出先高等学校に提出すること。

事 情	1 親権者又は未成年後見人以外の者が、未成年後見人に準じる者として保護者となるため届出を要する場合 (1) おじ、おば、祖父母等が保護者となる場合 (2) 他家の養子となった子について、実親が保護者となる場合 (3) 養子縁組届が審査中であって、養親になろうとする者が保護者となる場合 (4) 認知の父が保護者となる場合 (5) 離婚の際に親権者とならなかった方の父又は母が保護者となる場合 (6) 師僧（華道等の家元を含む。）が保護者となる場合	
手 続	提出書類	○ 高等学校入学志願者の保護者届 第1号様式（の2）（126ページ） （添付書類） ・ 在学（出身）中学校の校長の副申書（様式127ページ） ・ 保護者となる者と志願者の続柄が確認できる資料（例えば、住民票記載事項証明書（続柄の記載があること。）等） ・ 返信用封筒（定形・82円切手を貼ったもの） ・ 親権者又は未成年後見人がある場合はその同意書（様式例128ページ）（上記1(2)の場合は不要） ・ その他京都府教育委員会又は京都市教育委員会において、それぞれの事情に応じて必要とする証明書又は資料
	提出先	京都府教育委員会教育長又は京都市教育長

注

- 1 親が単身赴任している場合で、本人と府内で同居しているもう一方の親（親権者）を保護者として出願するときは、この手続は不要。
- 2 父母が離婚し、保護者（親権者）が、復氏により本人と姓が異なる場合は、その旨を記した中学校長の副申書を入学願書に添付することをもって足り、この手続は不要。
- 3 上表(1)～(5)に該当する場合でも、中学校在学中（少なくとも第2学年修了後の期間）保護者であった者が、高等学校入学後も引き続き保護者となるときは、その事情を記した中学校長の副申書を入学願書に添付することをもって足り、この手続は不要。
- 4 未成年後見人に準じる者の範囲は、志願者の在学期間中監護及び教育を行うについて正当な理由がある者に限られる。
- 5 児童相談所を通じて施設に入所している志願者等について当該施設の長や里親等が保護者となる場合、この手続は不要だが、願書に保護者が施設の長や里親等であることが分かるように記載すること。

〔関係規定等〕

府通学区域規則第3条
同規則施行規程第1条
市通学区域規則第3条
同規則施行規程第1条
選抜要項12(1)

事 情	2 転居等により、住所の届出を要する場合 (1) 保護者の住所が入学日までに府の区域内に変更する者 ア 他の都道府県から府内へ イ 外国から府内へ (2) 保護者の住所が、入学日までに府の区域内において変更する者のうち次に掲げる場合 ア 京都市・乙訓通学圏又は山城通学圏の普通科、普通科（スポーツ総合専攻）、普通科（美術・工芸専攻）、普通科総合選択制、単位制による課程の普通科又は普通科以外の学科を志望する者の保護者が、当該学科等の通学区域を越えて住所を変更する場合 イ 丹波通学圏、中丹通学圏又は丹後通学圏の普通科（普通科総合選択制を除く。）を志望する者の保護者が、学区（府通学区域規則別表第1の1の表（85ページ）に規定する学区をいう。）を越えて住所を変更する場合	
手 続	提出書類	○ 高等学校入学志願者の住所に関する届 第2号様式（の2）（129ページ） （添付書類） ・転居先住所又は生活の本拠を確認できる資料（例えば、家屋に係る売買契約書・賃貸契約書・家屋に係る固定資産税納入通知書及び明細書・家屋評価証明書等の写し、社宅の入居証明書等であって住居表示があるもの。） ・返信用封筒（定形・82円切手を貼ったもの） ・その他京都府教育委員会又は京都市教育委員会において、それぞれの事情に応じて必要とする証明書又は資料
	提出先	京都府教育委員会教育長又は京都市教育長

注

- 1 願書提出時において既に転居しているが、許可を受けて通学区域外の中学校に引き続き就学している場合は、この手続は不要だが、区域外就学に係る許可証等の写しを入学願書に添付すること。
- 2 保護者の住所は府内にあるが、保護者の元を離れて通学区域外又は他府県に所在する私立中学校等に就学している場合は、この手続は不要だが、その旨を記した中学校長の副申書を入学願書に添付すること。
- 3 親が単身赴任等で府内に住居を有し、志願者は家族の他の者とともに中学校卒業後この住居へ転居する場合、特別事情具申手続は不要だが、事前に住所確認手続きを行うこと。手続にあたっては、130ページの副申書を作成し、府内の住所が確認できる資料（特別事情具申手続に必要な上記添付書類に準じる。）とともに特別事情具申手続期間中に京都府教育委員会（京都市教育委員会への提出分を含む。）へ持参し、あらかじめ住所の確認を得ること。住所確認を得た副申書は入学願書に添付すること。
- 4 過年度卒業者で、中学校卒業後転居した場合は、特別事情具申手続は不要だが、事前に住所確認手続きを行うこと。手続にあたっては、130ページの副申書を作成し（ただし、中学校長の副申は不要）、府内の住所が確認できる資料（特別事情具申手続に必要な上記添付書類に準じる。）とともに特別事情具申手続期間中に京都府教育委員会（京都市教育委員会への提出分を含む。）へ持参し、あらかじめ住所の確認を得ること。住所確認を得た副申書は入学願書に添付すること。
- 5 転居先住所又は生活の本拠を確認できる資料において、家屋の所有者・契約者等が保護者と異なる場合（例えば、保護者の実家に転居する場合で保護者の父母等が家屋の所有者であるとき）は、原則として、所有者・契約者等の同意書（様式例131ページ）が必要であること。
- 6 保護者の生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なる場合は、この手続は不要だが、区域外就学に係る許可証の写し又は中学校長の副申書を入学願書に添付すること。

〔関係規定等〕

府通学区域規則施行規程第2条

市通学区域規則施行規程第2条

選抜要項12(2)

事 情	3 通学区域外就学のため許可申請を要する場合 (1) 保護者の住所の存する通学区域の高等学校への通学が著しく困難な者 (2) その他教育上特別の事情がある者		
	手 続	3 (1) の場合	○ 通学区域外就学許可申請書 第3号様式 (の2) (132ページ) (添付書類) ・ 通学が著しく困難であることを証明又は具体的に説明する資料
		提出書類	提出先 志願先高等学校長
	3 (2) の場合	提出書類	○ 通学区域外就学許可申請書 第3号様式 (の2) (132ページ) (添付書類) ・ 教育上特別の事情があることを証明又は具体的に説明する資料 ・ 返信用封筒 (定形・82円切手を貼ったもの) ・ その他京都府教育委員会又は京都市教育委員会において、それぞれの事情に応じて必要とする証明書又は資料
		提出先	京都府教育委員会教育長又は京都市教育長

注

- 1 海外勤務者帰国子女特別入学者選抜、中国帰国孤児子女特別入学者選抜及び長期欠席者特別入学者選抜を志願する者については、3 (2) の場合の手続を行うこと。ただし、志願先高等学校の通学区域内から志願する者については、この手続は不要。
- 2 やむを得ない事情により保護者と同居できない場合 (前掲1 の場合を除く。) 3 (2) の場合の手続によること。

〔関係規定等〕

府通学区域規則第4条

同規則施行規程第3条

市通学区域規則第4条

同規則施行規程第3条

選抜要項12(3)

事 情	4 府外居住者が入学志願するため許可申請を要する場合 (1) 保護者の生活の本拠が隣接府県にあって、地形・交通機関等の関係上、その府県の高等学校に通学することが著しく困難な者 (2) その他特別の事情がある者 他府県の公立高等学校にない学科を志願する場合（具体的には、水産に関する学科、音楽科、美術工芸科等）	
手 続	提出書類	○ 府外居住者の就学許可申請書 第4号様式（の2）（133ページ） （添付書類） ・通学が著しく困難であること、又は特別の事情があることを証明又は具体的に説明する資料 ・返信用封筒（定形・82円切手を貼ったもの） ・その他京都府教育委員会又は京都市教育委員会において、それぞれの事情に応じて必要とする証明書又は資料
	提出先	京都府教育委員会教育長又は京都市教育長

〔関係規定等〕
 府通学区域規則第5条
 同規則施行規程第4条
 市通学区域規則第5条
 同規則施行規程第4条
選抜要項12(4)

前期選抜等の検査項目と配点比率

- ◇ 募集割合は、各学科等の募集定員に占める割合です。
- ◇ 募集割合を方式等により分けている学科等については、それぞれの募集割合を「程度」とします。
- ◇ 共通学力検査は150点(国50点、数50点、英50点)、報告書は135点(中学校3年間の評定の合計)を基本として、配点比率を示しています。
- ◇ 配点比率欄の「他」は、「他の項目」を表し、「面接」、「作文(小論文)」、「活動実績報告書」のうち、実施する検査項目をあわせた配点比率を示しています。
- ◇ ●は共通学力検査、◎は高校が独自に問題を作成する学力検査、■は学力検査以外の実施項目を表します。学力検査欄の「専」は、その専門学科に関する学力をみる検査です。

全日制「普通科」

通学圏	高校名	選抜方式	募集割合	検査項目									配点比率	
				① 学力検査						② 報告書	他の項目			
											③	④		⑤
				国	数	英	理	社	専	面接	(小論文)	作文 報告書	活動実績	
京都市・乙訓	山城	A 1	15%	●	●	●				■	■			①：②：他＝150：135：30
		A 2	15%	●	●	●				■	■		■	①：②：他＝150：135：130
	鴨沂	A 1	20%	●	●	●				■	■			①：②：他＝150：135：50
		A 2	10%	●	●	●				■	■		■	①：②：他＝150：135：100
	洛北 (単位制)	A 1	15%	●	●	●				■	■			①：②：他＝150：135：30
		A 2	15%	●	●	●				■	■		■	①：②：他＝150：135：130
	北稜	A	20%	●	●	●				■	■			①：②：他＝150：135：15
		B	10%							■	■	■	■	②：他＝135：65
	朱雀	A	30%	●	●	●				■		■		①：②：他＝150：135：70
	洛東	A	20%	●	●	●				■	■			①：②：他＝150：135：30
		B	10%							■	■	■	■	②：他＝135：150
	鳥羽	A 1	15%	●	●	●				■	■			①：②：他＝150：135：30
		A 2	15%	●	●	●				■	■		■	①：②：他＝150：135：120
	嵯峨野	A	30%	●	●	●				■	■		■	①：②：他＝150：135：50
	北嵯峨	A	20%	●	●	●				■		■	■	①：②：他＝150：135：140
		B	10%							■	■	■	■	②：他＝135：270
	桂	A	15%	●	●	●				■	■			①：②：他＝150：135：50
		B	15%							■	■	■	■	②：他＝135：200
	洛西	A	30%	●	●	●				■	■			①：②：他＝150：135：40
	桃山	A	30%	●	●	●				■	■		■	①：②：他＝150：135：90
	東稜	A	15%	●	●	●				■	■			①：②：他＝150：135：60
		B	15%							■	■	■	■	②：他＝135：195
	洛水	A	15%	●	●	●				■	■			①：②：他＝150：135：40
		B	15%							■	■	■	■	②：他＝135：210
	向陽	A	15%	●	●	●				■	■			①：②：他＝150：135：50
		B	15%							■	■	■	■	②：他＝135：150
	乙訓	A 1	20%	●	●	●				■	■			①：②：他＝150：135：30
		A 2	10%	●	●	●				■	■		■	①：②：他＝150：135：100
	西乙訓	A 1	20%	●	●	●				■	■			①：②：他＝150：135：30
		A 2	10%	●	●	●				■	■		■	①：②：他＝150：135：100
	堀川	A	30%	●	●	●				■	■	■	■	①：②：他＝150：135：90
	日吉ヶ丘 (単位制)	A	20%	●	●	●				■	■	■		①：②：他＝150：135：40
		B	10%							■	■	■	■	②：他＝135：160
	紫野	A 1	20%	●	●	●				■	■			①：②：他＝150：135：15
		A 2	10%	●	●	●				■	■		■	①：②：他＝150：135：180
	塔南	A 1	20%	●	●	●				■	■			①：②：他＝150：135：30
		A 2	10%	●	●	●				■	■		■	①：②：他＝150：135：100

通学圏	高校名	選 抜 方 式	募 集 割 合	検査項目								配点比率			
											他の項目				
				①						②	③		④	⑤	
				学力検査						報告書	面接		(小論文) 作文	報告書 活動実績	
				国	数	英	理	社	専						①学力検査：②報告書：他の項目 (③面接、④作文(小論文)、⑤活 動実績報告書)
山城	東 宇 治 〈英語探究〉	A 1	10%	●	●	●					■		■	■	①：②：他＝150：135：120
	東 宇 治 〈文理探究〉	A 2	10%	●	●	●					■		■	■	①：②：他＝150：135：120
	菟 道	A	20%	●	●	●					■	■		■	①：②：他＝150：135：80
	城南菱創 (単位制)	A	50%	●	●	●					■	■			①：②：他＝150：135：30
	城 陽	A	10%	●	●	●					■		■	■	①：②：他＝150：135：50
		B	10%								■	■	■	■	②：他＝135：270
	西 城 陽	A	20%	●	●	●					■	■		■	①：②：他＝150：135：80
	京都八幡 (総合選択制)	A	70%	●	●	●					■	■			①：②：他＝150：135：60
	久 御 山	A	20%	●	●	●					■	■		■	①：②：他＝150：135：90
	田 辺	A	10%	●	●	●					■	■		■	①：②：他＝150：135：140
		B	10%								■	■	■	■	②：他＝100：200
	木 津	A	20%	●	●	●					■	■		■	①：②：他＝150：135：150
南 陽	A	20%	●	●	●					■		■	■	①：②：他＝150：135：100	
口丹	北 桑 田	A	20%	●	●	●					■	■		■	①：②：他＝150：135：90
	亀 岡	A 1	10%	●	●	●					■	■			①：②：他＝150：135：30
		A 2	10%	●	●	●					■	■		■	①：②：他＝150：135：150
	園 部	A	20%	●	●	●					■		■		①：②：他＝150：135：30
	須 知	A	10%	●	●	●					■	■			①：②：他＝150：135：40
	B	10%								■	■	■	■	②：他＝135：165	
中丹	綾 部	A	20%	●	●	●					■	■	■	■	①：②：他＝150：135：150
	福 知 山	A	20%	●	●	●					■	■		■	①：②：他＝150：135：30
	大 江 (総合選択制)	A	70%	●	●	●					■	■		■	①：②：他＝150：135：100
	東 舞 鶴	A	20%	●	●	●					■	■		■	①：②：他＝150：135：130
	西 舞 鶴	A	20%	●	●	●					■	■		■	①：②：他＝150：135：110
後丹	宮 津	A	20%	●	●	●					■	■		■	①：②：他＝150：135：80
	加 悦 谷	A	10%	●	●	●					■	■		■	①：②：他＝150：135：100
		B	10%								■	■	■	■	②：他＝135：200
	峰 山	A	10%	●	●	●					■	■			①：②：他＝150：135：30
	B	10%								■	■	■	■	②：他＝135：150	
	網 野	A	20%	●	●	●					■	■		■	①：②：他＝150：135：135

※口丹・中丹・後丹通学圏の「普通科」の前期選抜は、口丹・中丹・後丹通学圏のどの通学圏からも志願できます。

全日制「普通科（スポーツ総合専攻）及び普通科（美術・工芸専攻）」

高校名	コース名	選 抜 方 式	募 集 割 合	検査項目								配点比率			
				① 学力検査 国数英理社専						② 報告書	他の項目				
											③ 面接		④ （小論文） 作文	⑤ 報告書 活動実績	⑥ 実技検査
洛北 （単位制）	スポーツ総合専攻	C	100%	◎	◎	◎				■	■	■	■	■	①：②：他：⑥＝150：135：200：200
鳥羽	スポーツ総合専攻	C	100%	◎	◎	◎				■	■	■	■	■	①：②：他：⑥＝120：135：200：400
西城陽	スポーツ総合専攻	C	100%	◎	◎	◎				■	■		■	■	①：②：他：⑥＝150：135：110：200
久御山	スポーツ総合専攻	C	100%	◎	◎	◎				■	■		■	■	①：②：他：⑥＝100：135：100：200
亀岡	美術・工芸専攻	C	100%	◎	◎	◎				■	■			■	①：②：他：⑥＝60：135：30：200
綾部	スポーツ総合専攻	C	100%	◎	◎	◎				■	■	■	■	■	①：②：他：⑥＝30：90：60：120

全日制「専門学科」

	高校名 (分校)	学科名	選 抜 方 式	募 集 割 合	検 査 項 目										配点比率		
					①							② 報 告 書	他の項目			⑥ 実 技 検 査	
					学力検査								③ 面 接	④ (小論文) 作 文			⑤ 報 告 書 活 動 実 績
農業に関する学科	桂	植物クリエイト	A	70%	●	●	●				■	■	■		①：②：他＝150：100：150		
		園芸ビジネス	A	70%	●	●	●				■	■	■		①：②：他＝150：100：150		
	木 津	システム園芸	A	70%	●	●	●				■	■		■	①：②：他＝150：135：150		
	北 桑 田	森林リサーチ	A	70%	●	●	●				■	■		■	①：②：他＝150：135：90		
	農 芸	農業学科群 (農産バイオ、環境緑地)	A	70%		◎	◎	◎			■	■	■		①：②：他＝ 60：135：135		
	須 知	食品科学	A	70%	●	●	●				■	■	■	■	①：②：他＝150：135：115		
	綾部（東）	農 業	B	70%							■	■	■	■	②：他＝ 135：135		
		園 芸	B	70%							■	■	■	■	②：他＝ 135：135		
		農芸化学	B	70%							■	■	■	■	②：他＝ 135：135		
峰山（弥栄）	農 園 芸	A	50%	●	●	●				■	■			①：②：他＝150：135： 50			
工業に関する学科	京都工学院	プロジェクト工学	A 1	60%	●	◎	●				■	■			①：②：他＝200：100： 30		
			A 2	10%	●	◎	●				■	■		■	①：②：他＝200：100：240		
	田 辺	工学探究	A	70%	●	●	●				■	■		■	①：②：他＝150：135：140		
		機械技術	A	70%	●	●	●			◎	■	■		■	①：②：他＝100：100：100		
		電気技術	A	70%	●	●	●			◎	■	■		■	①：②：他＝100：100：100		
		自 動 車	A	70%	●	●	●			◎	■	■		■	①：②：他＝100：100：100		
	工 業	機械プランニング	A	50%	●	●	●				■	■			①：②：他＝150：135： 60		
		生産システム	A	50%	●	●	●				■	■			①：②：他＝150：135： 60		
		電気エネルギー	A	50%	●	●	●				■	■			①：②：他＝150：135： 60		
		電子コミュニケーション	A	50%	●	●	●				■	■			①：②：他＝150：135： 60		
情報システム		A	50%	●	●	●				■	■			①：②：他＝150：135： 60			
宮 津	建 築	A	50%	●	●	●				■	■			①：②：他＝150：135： 50			
峰 山	産業工学	A	50%	●	●	●				■	■			①：②：他＝150：135： 50			
商業に関する学科	京都すばる	会 計	A	60%	●	●	●				■	■	■	■	①：②：他＝150：135：130		
			B	10%							■	■	■	■	②：他＝ 135：135		
		企 画	A	60%	●	●	●				■	■	■	■	①：②：他＝150：135：130		
			B	10%							■	■	■	■	②：他＝ 135：135		
		ビジネス探求	A	60%	●	●	●				■	■	■	■	①：②：他＝150：135：130		
			B	10%							■	■	■	■	②：他＝ 135：135		
	木 津	情報企画	A	70%	●	●	●				■	■		■	①：②：他＝150：135：150		
大 江	ビジネス科学	A	70%	●	●	●				■	■		■	①：②：他＝150：135：100			
網 野	企画経営	A	70%	●	●	●				■	■		■	①：②：他＝150：135：135			
水産に関する学科	海 洋	海洋学科群 (海洋科学、海洋工学、 海洋資源)	A	70%	●	●	●				■	■	■		①：②：他＝150：135：100		
家庭	峰山（弥栄）	家 政	A	50%	●	●	●				■	■			①：②：他＝150：135： 50		
情報	京都すばる	情報科学	A	60%	●	●	●				■	■	■	■	①：②：他＝150：135：130		
			B	10%							■	■	■	■	②：他＝ 135：135		
福祉	京都八幡（南）	介護福祉	A	100%	◎	◎	◎				■	■	■		①：②：他＝150：135：150		
体育	乙 訓	スポーツ健康科学	C	100%	◎	◎	◎				■	■		■	①：②：他：⑥＝150：135：150：40		
音楽	京都堀川音楽	音 楽	C	100%	◎		◎				■	■			①：②：他：⑥＝200：100：30：900		
美術	銅駝美術工芸	美術工芸	C	100%	◎	◎	◎				■	■		■	①：②：他：⑥＝150：135：15：300		

	高校名 (分校)	学科名	選 抜 方 式	募 集 割 合	検 査 項 目							配点比率			
											他 の 項 目				
					①						②		③	④	⑤
					学力検査						報 告 書		面 接	(小 論 文) 作 文	報 告 書 活 動 実 績
国	数	英	理	社	専										
その他の専門学科	山城	文理総合	A	100%	○	○	○	○	○		■	■			①：②：他＝400：100：25
	鳥羽	グローバル	A	100%	○	○	○				■		■		①：②：他＝300：100：50
	嵯峨野	京都こすもす	A	100%	○	○	○	○	○		■	■			①：②：他＝400：100：25
	桃山	自然科学	A	100%	○	○	○	○			■	■			①：②：他＝400：100：25
	紫野	アカデミア	A	100%	○	○	○				■	■			①：②：他＝360：100：40
	堀川	探究学科群 (人間探究・自然探究)	A	100%	○	○	○	○	○		■		■		①：②：他＝400：100：25
	西京	エンタープライジング	A 1	90%	○	○	○	○	○		■		■		①：②：他＝550：150：50
			A 2	10%	○	○	○	○	○		■	■	■	■	①：②：他＝440：150：160
	塔南	教育みらい	A	100%	○	○	○			○	■	■			①：②：他＝350：100：50
	京都工学院	フロンティア理数	A	100%	○	○	○	○			■	■			①：②：他＝400：150：30
	城南菱創 (単位制)	教養科学	A	100%	○	○	○				■	■			①：②：他＝450：135：30
	京都八幡(南)	人間科学	A	100%	○	○	○				■	■	■		①：②：他＝150：135：150
	南陽	サイエンスリサーチ	A	100%	○	○	○	○			■		■		①：②：他＝400：100：25
	亀岡	数理科学	A	70%	●	○	●	○			■	■			①：②：他＝275：90：20
	園部	京都国際	A	70%	●	●	●			○	■	■			①：②：他＝200：135：60
福知山	文理科学	A	100%	○	○	○	○	○		■	■			①：②：他＝400：100：25	
西舞鶴	理数探究	A	100%	○	○	○				■		■		①：②：他＝300：135：30	

全日制「総合学科」

高校名	学科名	選 抜 方 式	募 集 割 合	検 査 項 目							配点比率				
										他 の 項 目					
				①						②		③	④	⑤	
				学力検査						報 告 書		面 接	(小論文) 作文	報 告 書	活 動 実 績
				国	数	英	理	社	専						
南 丹	総 合	A 1	45%	●	●	●				■	■			①：②：他＝150：135：15	
		A 2	10%	●	●	●				■	■	■		①：②：他＝150：135：65	
		B	15%							■	■	■	■	②：他＝135：145	
久 美 浜	総 合	A	30%	●	●	●				■	■		■	①：②：他＝150：135：100	

昼間定時制「専門学科」

高校名 (分校)	学科名	選 抜 方 式	募 集 割 合	検査項目							配点比率				
												他の項目			
				①						②		③	④	⑤	
				学力検査						報告書		面接	(小論文) 作文	報告書	活動実績
				国	数	英	理	社	専						
北桑田 (美山)	農 業	B	50%						■	■	■		②：他＝	100：100	
	家 政	B	50%						■	■	■		②：他＝	100：100	
福知山 (三和)	農 業	B	50%						■	■	■		②：他＝	135：90	
	家 政	B	50%						■	■	■		②：他＝	135：90	

昼間定時制・二部制「普通科」 ※ 清明高等学校特別入学者選抜

清 明	普 通 (単位制)	A	40%	○	○	○				■	■	①：②：他＝100：100：100
		B	60%							■	■	他＝100

記入例

入学願書記入例（様式Aの1）＜中期選抜＞

様式Aの1

平成29年度選抜

※受付番号	
※受付 学校名	

* 中期選抜
後期選抜

入 学 願 書

* 該当する選抜（「中期選抜」「後期選抜」）に○印を付けてください。

住所は、郡・市から書き出すこと。

転居予定の者も、出願時の住所を記入すること。

字体は、住民基本台帳等のおりを基本として、楷書で正確に。

在学（出身） 中学校名	〇〇市立△△中学校
志願者住所	（〒602－8570） 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町1番地
ふりがな	きょうと いちろう
志願者氏名	京都 一郎 平成13年12月1日生（性別）男

上記の者は、下記のとおり入学を志望しますので、出願します。

平成29年 2月 ×日

京都府立 A 高等学校長 様

（〒 － ）

保護者住所 志願者に同じ
ふりがな きょうと たろう

保護者氏名 京都 太郎 ㊟

志願者との関係 父

（電 話） 075－414－5848

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

第1志望第1順位に希望する
高等学校名を記入すること。

記

志	区 分	第 1 志 望		第 2 志 望
	課 程 名	全 日 制 定 時 制		全 日 制 定 時 制
望	希 望 順 位	第 1 順 位	第 2 順 位	
	学 校 名 （分校志願者は分校名まで記入してください。）	A	B	C
	学 科 名 （系統等名）	普通	総合学科	普通

保護者の住所の 存する地域
京都市・乙訓
山城
口丹
中丹
丹後
全日制普通科を志 望する場合は、上 欄の地域を○印で 囲んでください。

- 注1 志願する課程を○印で囲んでください。
2 全日制課程と定時制課程を併願することはできません。
3 定時制課程を志願する場合は、第2順位を斜線で抹消してください。
4 後期選抜では、第2順位を斜線で抹消してください。

注 特別事情具申
を行い、許可・確
認を受けた者は、
その許可・確認を
受けた住所によ
り記入してくだ
さい。

（他の都道府県からの入学志願者又は出願時に成年に達した入学志願者は、下欄に連絡先等を記入してください。）

連 絡 先 （〒 － ） （方） 電話
在学（出身）中学校住所 （〒 － ） 電話

志望先記入例（様式Aの1）

例1 選抜要項別表6の1（55ページ）に該当する高等学校を第1志望第1順位に記入した場合

志	区 分	第 1 志 望		第 2 志 望
	課 程 名	全日制定時制		全日制定時制
望	希望順位	第1順位	第2順位	
	学 校 名 〔分校志願者は分校名まで記入してください。〕	D	D	D
	学 科 名 〔系統等名〕	情報科学	企画	会計

＜例1で記入した志望の扱い＞

- ① D高校情報科学科を第1志望第1順位とする希望者の中から中期選抜募集人員の90パーセント以内の合格者を決定する。
- ② ①において合格とならなかった場合、
 - ア 他校の第1志望第1順位で合格とならなかった者で、D高校情報科学科を第1志望第2順位で希望する者を合わせて、D高校情報科学科の募集人員までの合格者を決定する。
 - イ D高校企画科を第1志望第1順位とする希望者の中で合格とならなかった者と、D高校企画科以外を第1志望第1順位とし合格とならなかった者で、D高校企画科を第1志望第2順位とする者をあわせて、D高校企画科の募集人員までの合格者を決定する。
 - ウ ア及びイでD高校情報科学科及びD高校企画科とも合格範囲内となった場合は、第1志望第1順位のD高校情報科学科で合格となる。
- ③ ②において合格とならなかった場合
D高校会計科に欠員があれば、D高校会計科を第2志望とする希望者の中から合格者を決定する。

例2 選抜要項別表6の1（55ページ）に該当する高等学校を第1志望第1順位に記入した場合

志	区 分	第 1 志 望		第 2 志 望
	課 程 名	全日制定時制		全日制定時制
望	希望順位	第1順位	第2順位	
	学 校 名 〔分校志願者は分校名まで記入してください。〕	E	A	B
	学 科 名 〔系統等名〕	プロジェクト工学	普通	総合学科

＜例2で記入した志望の扱い＞

- ① E高校プロジェクト工学科ものづくり分野系統を第1志望第1順位とする希望者の中から中期選抜募集人員の90パーセント以内の合格者を決定する。
- ② ①において合格とならなかった場合、
 - ア 他校の第1志望第1順位で合格とならなかった者で、E高校プロジェクト工学科ものづくり分野系統を第1志望第2順位で希望する者を合わせて、E高校プロジェクト工学科ものづくり分野系統の募集人員までの合格者を決定する。
 - イ A高校普通科を第1志望第1順位とする希望者の中で合格とならなかった者と、A高校普通科以外を第1志望第1順位とし合格とならなかった者で、A高校普通科を第1志望第2順位とする者をあわせて、A高校普通科の募集人員までの合格者を決定する。
 - ウ ア及びイでE高校プロジェクト工学科ものづくり分野系統及びA高校普通科とも合格範囲内となった場合は、第1志望第1順位のE高校プロジェクト工学科ものづくり分野系統で合格となる。
- ③ ②において合格とならなかった場合
B高校総合学科に欠員があれば、B高校総合学科を第2志望とする者の中から合格者を決定する。

例3 選抜要項別表6の2（55ページ）に該当する高等学校を第1志望第1順位に記入した場合

志	区 分	第 1 志 望		第 2 志 望
	課 程 名	全日制 定 時 制		全日制・定時制
望	希望順位	第1順位	第2順位	
	学 校 名 〔分校志願者は分校名まで記入してください。〕	F	G	第2志望まで記入できる。 第2志望がない場合は、斜線で抹消すること。
	学 科 名 〔系統等名〕	普通	普通	

＜例3で記入した志望の扱い＞

- ① F 高校普通科を第1志望第1順位とする希望者の中から中期選抜募集人員の85パーセント以内の合格者を決定する。
- ② ①において合格とならなかった場合、
 - ア 他校の第1志望第1順位で合格とならなかった者で、F 高校普通科を第1志望第2順位で希望する者を合わせて、F 高校普通科の募集人員までの合格者を決定する。
 - イ G 高校普通科を第1志望第1順位とする希望者の中で合格とならなかった者と、G 高校普通科以外を第1志望第1順位とし合格とならなかった者で、G 高校普通科を第1志望第2順位とする者をあわせて、G 高校普通科の募集人員までの合格者を決定する。
 - ウ ア及びイでF 高校普通科及びG 高校普通科とも合格範囲内となった場合は、第1志望第1順位のF 高校普通科で合格となる。

例4 選抜要項別表6の2（55ページ）に該当する高等学校を第1志望第1順位に記入した場合

志	区 分	第 1 志 望		第 2 志 望
	課 程 名	全日制 定 時 制		全日制 定 時 制
望	希望順位	第1順位	第2順位	
	学 校 名 〔分校志願者は分校名まで記入してください。〕	G (g)	G	H
	学 科 名 〔系統等名〕	農業	普通	普通

＜例4で記入した志望の扱い＞

- ① G 高校 g 分校農業科を第1志望第1順位とする希望者の中から中期選抜募集人員の85パーセント以内の合格者を決定する。
- ② ①において合格とならなかった場合、
 - ア 他校の第1志望第1順位で合格とならなかった者で、G 高校 g 分校農業科を第1志望第2順位で希望する者を合わせて、G 高校 g 分校農業科の募集人員までの合格者を決定する。
 - イ G 高校普通科を第1志望第1順位とする希望者の中で合格とならなかった者と、G 高校普通科以外を第1志望第1順位とし合格とならなかった者で、G 高校普通科を第1志望第2順位とする者をあわせて、G 高校普通科の募集人員までの合格者を決定する。
 - ウ ア及びイでG 高校 g 分校農業科及びG 高校普通科とも合格範囲内となった場合は、第1志望第1順位のG 高校 g 分校農業科で合格となる。
- ③ ②において合格とならなかった場合
H 高校普通科に欠員があれば、H 高校普通科を第2志望とする者の中から合格者を決定する。

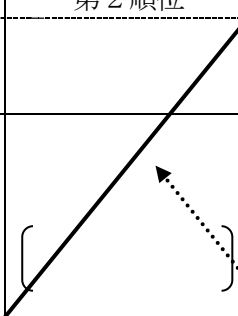
例5 選抜要項別表6の2（55ページ）に該当する高等学校を第1志望第1順位に記入した場合

志	区 分	第 1 志 望		第 2 志 望
	課 程 名	全日制 定 時 制		全日制 定 時 制
望	希望順位	第1順位	第2順位	
	学 校 名 〔 分校志願者は分校名まで記入してください。 〕	I	I	J
	学科名 〔 系統等名 〕	普通 〔 〕	産業工学 〔 機械 〕	普通 〔 〕

＜例5で記入した志望の扱い＞

- ① I 高校普通科を第1志望第1順位とする希望者の中から中期選抜募集人員の85パーセント以内の合格者を決定する。
- ② ①において合格とならなかった場合、
 - ア 他校の第1志望第1順位で合格とならなかった者で、I 高校普通科を第1志望第2順位で希望する者を合わせて、I 高校普通科の募集人員までの合格者を決定する。
 - イ I 高校産業工学科機械系統を第1志望第1順位とする希望者の中で合格とならなかった者と、I 高校産業工学科機械系統以外を第1志望第1順位とし合格とならなかった者で、I 高校産業工学科機械系統を第1志望第2順位とする者をあわせて、I 高校産業工学科機械系統の募集人員までの合格者を決定する。
 - ウ ア及びイでI 高校普通科及びI 高校産業工学科機械系統とも合格範囲内となった場合は、第1志望第1順位のI 高校普通科で合格となる。
- ③ ②において合格とならなかった場合
 - J 高校普通科に欠員があれば、J 高校普通科を第2志望とする者の中から合格者を決定する。

例6 定時制を志望する場合

志	区 分	第 1 志 望		第 2 志 望
	課 程 名	全日制 定 時 制		全日制 定 時 制
望	希望順位	第1順位	第2順位	
	学 校 名 〔 分校志願者は分校名まで記入してください。 〕	A		B
	学科名 〔 系統等名 〕	普通 〔 〕		普通 〔 〕

定時制を志望する場合は、第2順位を記入できないので、斜線で抹消すること。

＜例6で記入した志望の扱い＞

- ① A 高校普通科第1志望とする者の中から合格者を決定する。
- ② ①において合格とならなかった場合
 - B 高校普通科に欠員があれば、B 高校普通科を第2志望とする者の中から合格者を決定する。

入学願書記入例（様式前一1）＜前期選抜＞

様式前一1

平成 29 年度選抜

※受付番号

前期選抜入学願書

住所は、郡・市から書き出すこと。

転居予定の者も、出願時の住所を記入すること。

字体は、住民基本台帳等のおりを基本として、楷書で正確に。

在学（出身） 中学校名	〇〇市立△△中学校
志願者住所	(〒602-8570) 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町1番地
ふりがな	きょうと いちろう
志願者氏名	京都 一郎 平成 13 年 12 月 1 日生（性別）男

上記の者は、下記のとおり入学を志望しますので、出願します。

京都府立 A 高等学校長 様

平成 29 年 2 月 × 日

(〒 -)

保護者住所 志願者に同じ
ふりがな きょうと たろう

保護者氏名 京都 太郎 印

志願者との関係 父

(電 話) 075-414-5848

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

志願先高等学校名を記入すること。

記

課程名	学校名 (分校志願者は分校名まで記入してください。)	学科 [系統等] 名	選抜方式(型)名
全日 制	A	普通 []	A 方式 2 型

(他の都道府県からの入学志願者又は出願時に成年に達した入学志願者は、下欄に連絡先等を記入してください。)

連 絡 先 (〒 -)	(方) 電話
在学（出身）中学校住所 (〒 -)	電話

報告書（様式Cの1）記入例

様式Cの1

平成29年度選抜

報告書

前期・中期・後期・特別		※受付番号												
		※受付学校名												
学歴	平成 29 年 3 月 31 日		ふりがな	きょうと よしこ		性別								
	〇〇市立△△ 中学校 卒業		氏名	京都 良子		女								
		平成 13 年 12 月 30 日生												
学習の記録	必修教科		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	英語	※		
	1年	評定	5	5	5	5	4	4	3	5	5			
	2年	評定	3	2	3	4	5	4	3	2	3			
	3年	評定	3	4	5	4	3	4	3	5	5			
		観点別学習状況	I	指導要録に記載された観点ごとにA・B・Cの記号を記入すること。										
			II											
			III	「学習活動」及び「評価の観点」を踏まえ、生徒の3年間の学習状況における顕著な事項等（生徒にどのような力が身についたか・どのような学習成果が得られたのか等）に関して、具体的に文章で記入すること。										
			IV											
	V													
	総合的な学習の時間							総合所見						
							生徒会役員としてその運営に積極的に取り組んだ。							
出欠の記録	学年	授業日数	欠席日数	備考										
	1年	209	20	体育授業中骨折し、入院										
	2年	210	5											
	3年	182	8											
(注) 年間20日以上欠席の場合、備考にその主な理由を記入すること。														
校長証明														
この報告書の記載事項に誤りのないことを証明します。														
学 校 名		〇〇市立△△中学校		校△〇 長△〇 之中市 印学立		平成 29 年 2 月 × 日								
校 長 氏 名		平安 三郎		印		(電話) 123-456-7890								
						記録担当者氏名		山田 太郎						

注1 選抜要項5、6により記入する場合は、平成28年12月31日現在の記録を記入してください。

注2 選抜要項7、8により記入する場合は、平成29年2月10日現在の記録を記入してください。

注3 「総合的な学習の時間」欄は、生徒の3年間の学習状況における顕著な事項等（生徒にどのような力が身についたか・どのような学習成果が得られたのか等）に関して記入してください。

注4 「総合所見」欄は、3年間の特別活動における活動状況（学級活動、生徒会活動、学校行事等）、部活動の状況、生徒の特技、学校の内外におけるボランティア活動及び表彰を受けた行為や活動、各教科、道徳、その他学校生活全体にわたって認められる行動の状況等について顕著なものを原則として箇条書きで記入してください。

報告書（様式Cの1）「学習の記録」欄の記入について

「学習の記録」欄における特別支援学級及び特別支援学校に在籍する知的障害のある生徒等の「必修教科」の評定点については、次の要領により記入すること。

- 1 左側の数字は、「中学校学習指導要領」に示す目標に照らして、その実現状況を5段階の評定点により記入すること。
- 2 右側の（ ）書きの数字は、「特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領」に示す中学部の目標又は生徒の発達状況を踏まえ各中学校において定める目標等に照らして、その実現状況を5段階の評定点により記入すること。

報告書（様式Cの1）の抜粋

学習の記録	必修教科		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術・ 家庭	英語
	1年	評定	2(3)	3(4)	2(3)	3(4)	3(4)	2(2)	4(5)	2(4)	1(2)
	2年	評定	3(4)	3(4)	2(3)	4(5)	3(4)	2(2)	4(5)	3(3)	1(2)
	3年	評定	3(3)	2(4)	2(4)	3(5)	3(4)	2(2)	4(5)	2(4)	1(2)
		観点別 学習状況	I								
			II			指導要録に記載された観点ごとに A・B・Cの記号を記入すること					
			III								
			IV								
			V								

報告書（様式Cの2）の記入について

第3学年については、平成28年12月31日現在の状況を記載

指導要録から転記

出席扱いとした日数を
記入すること。

欠席扱いとした日数を
記入すること。

1 生徒の出欠状況

	授業日数	出席日数（内、教育支援センター等の学校外施設（以下、「学校外施設」という。）への通所等の日数）	欠席日数（内、学校外施設への通所等の日数）
第1学年	日	日（ 日）	日（ 日）
第2学年	日	日（ 日）	日（ 日）
第3学年	日	日（ 日）	日（ 日）

※ いわゆる「別室登校」で学校に登校している場合は、出席日数に含む。

2 欠席等で学校へ登校しなかった連続日数

	連続日数	内、学校外施設への通所等の日数（出席扱い含む。）
第1学年		
第2学年	土日祝や長期休業等は含まない。下記参照。	
第3学年		

※ 各学年で連続した日数が、最も多い日数を記入すること。

3 長期欠席の理由

志願者が長期にわたり欠席を余儀なくされたことに至った理由を具体的に記入すること。
例）志願者の状況の変化、現状、授業時の様子など

4 生徒の状況

(1) 欠席中の状況

欠席中の志願者の生活及び行動、志願者に対する中学校の指導について、具体的に記述する。

(2) 第3学年時の登校時の状況（該当する記号（ア～エ）に○印を付し、必要事項を記載すること。）

ア	ほぼ教室に入れる。
イ	教室に入れないことがある。（出席日数の 割程度）（別室名 ）
ウ	遅れて登校することが多い。（出席日数の 割程度）
エ	早く帰ることが多い。（出席日数の 割程度）

※ 複数の記号に該当する場合、該当事項すべてに記入すること。

5 その他特記事項

生徒の健康状況等の他、「高校で学ぶ能力や意欲」について、特筆すべき点があれば記入すること。

<連続日数の例>

	月	火	水	木	金	土	日
1 週目	出席	欠	欠	欠	欠		
2 週目	欠	欠	祝	欠	出席		

上記の場合、連続欠席日数は、7日となる。

（土日で区切って4日、或いは土日祝を含めて10日とならないこと。）

報告書（様式Cの3）の記入について 1

様式Cの3(表)

平成29年度選抜

報告書

(京都府立清明高等学校特別入学者選抜用)

京都府立清明高等学校長 様

※受付番号

学歴	平成 29 年 3 月 31 日					ふりがな	きょうと よしこ				性別
	〇〇市立△△ 中学校					氏名	京都 良子				女
	卒業						平成 13 年 12 月 30 日生				
学習の記録	必修教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術・ 家庭	英語	※
	1年	評定									
	2年	評定									
	3年	評定									
		観 点 別 学 習 状 況	I								
			II								
			III								
			IV								
	V										
	総合的な学習の時間					総合所見					
指導要録から転記すること。 出席扱いとした日数を内数で記入すること。 欠席扱いとした日数を内数で記入すること。											
出欠の記録	学年	授業日数	出席日数	欠席日数	備考						
	1年	日	日 (日)	日 (日)							
	2年	日	日 (日)	日 (日)							
	3年	日	日 (日)	日 (日)							
	注1 出席日数の()内に、教育支援センター等の学校外施設(以下、「学校外施設」という。)への通所等の日数を内数で記入すること。 2 欠席日数の()内に、学校外施設への通所等の日数を内数で記入すること。 3 年間20日以上欠席の場合、備考にその主な理由を記入すること。 4 いわゆる「別室登校」で学校に登校している場合は、出席日数に含む。 5 平成23年3月以前の卒業者については、この欄の記入は要しない。										

報告書（様式Cの3）の記入について 2

様式Cの3(裏)

平成29年度選抜

※受付番号	
-------	--

生徒の状況	求める生徒像に照らした学校生活における普通の生徒の様子や状況など、全般的なことについて記入すること。 例えば、 ・ 志願者が意欲をもって取り組んでいること（学校内外の活動を問わない） ・ 志願者が今後意欲をもって取り組もうとしていること（学校内外の活動を問わない） ・ 志願者の日常生活について（学校内外を問わず、生活の状況全般）
その他の特記事項	生徒の健康状況等の他、「高校で学ぶ能力や意欲」について、特記すべき事項などがあれば記入すること。 例えば、 ・ 志願者の登校時の様子（保健室や別室登校がある場合その状況） ・ 志願者に対して配慮を要する事項（具体的なサポートの内容や保護者との連携状況） ・ 志願者の高校で学ぶにあたっての特筆すべき能力や意欲

校 長 証 明	
この報告書の記載事項に誤りのないことを証明します。	
学 校 名	〇〇市立△△中学校
校 長 氏 名	平安 三郎
	校△○ 長△○ 之中市 印学立 印
	平成 29 年 2 月 × 日 (電話) 123-456-7890
記録担当者氏名	山田 太郎

- 注1 平成28年12月31日現在の記録を記入してください。
- 2 「学習の記録」欄は、選抜要項 4 (5)エに準じて記入してください。
- 3 「総合的な学習の時間」欄は、生徒の3年間の学習状況における顕著な事項等（生徒にどのような力が身についたか・どのような学習成果が得られたのか等）に関して記入してください。
- 4 「総合所見」欄は、3年間の特別活動における活動状況（学級活動、生徒会活動、学校行事等）、部活動の状況、生徒の特技、学校の内外におけるボランティア活動及び表彰を受けた行為や活動、各教科、道徳、その他学校生活全体にわたって認められる行動の状況等について顕著なものを原則として箇条書きで記入してください。ただし、平成23年3月以前の卒業者については、「総合所見」欄の記入は必要ありません。
- 5 「生徒の状況」欄は、求める生徒像に照らした学校生活における普通の生徒の様子や状況など、全般的なことについて記入してください。
- 6 「その他の特記事項」欄は、生徒の健康状況等の他、「高校で学ぶ能力や意欲」について、特記すべき事項などがあれば記入してください。

特別事情具申記入例 1

第2号様式 (の2)

平成 29 年 1 月 × 日

京都府教育委員会教育長
京都市教育長 様

保護者氏名 京 一郎 ㊞
志願者氏名 京 のぞみ
志願者と保護者との関係 父
在学(出身)中学校名 宇治市立△△中学校

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

高等学校入学志願者の住所に関する届

私は、京都府立高等学校 京都市立高等学校 に入学を志願するに当たっては、住所を下記のとおりとしますので届け出ます。

1 届出の理由 記
該当個所に「レ」を記入する。

- (1) ☒ 転居 (☒ 府内の転居、☐ 他の都道府県から府内への転居、☐ 外国から府内への転居)
(2) ☐ 保護者の生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なる。

説明 (転居する者、転居日など詳しく記入してください。)

現在、京都市内に家屋を新築中で3月下旬に完成の見込みです。
なお、完成後、春休み期間中に一家で転住する予定です。

いつ、どこに、誰と、転居する
のかを記入する。

2 届け出る住所 (1の(1)の場合は転居先住所、1の(2)の場合は生活の本拠の所在地)

保護者：京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町

志願者：保護者に同じ

3 現住所等 (1の(1)の場合は転居前住所、1の(2)の場合は住民基本台帳に記載された住所)

保護者：宇治市△△町××番地

電話 0774 (××) ××××

志願者：保護者に同じ

4 志望高等学校等 ((1)又は(2)の該当箇所に記入してください。)

(1) 中期選抜

	第1志望		第2志望
	第1順位	第2順位	
学校名	A	B	C
学科名	普通	普通	普通
系統等名			

(2) 上記(1)以外

区分	高等学校名	学科等
前期選抜	A	普通

願書への記入方法に従い、
記入すること。

証 明 書

☒ 上記の事情に相違ないことを証明します。

☐ 上記の事情に相違なく、() 都道府県 公立高等学校に入学を志願しないことを証明します。

平成 29 年 1 月 × 日

宇治市立△△中学校

在学(出身)中学校長氏名 校長 宇 治 川 渉 印

在学(出身)中学校所在地 宇治市△△町□□番地

電話 0774 (〇〇) 〇〇〇〇

特別事情具申記入例 2

第2号様式 (の2)

平成 29 年 1 月 × 日

京都府教育委員会教育長
京都市教育長

前期選抜のみを
志願する例

保護者氏名 奈良 一郎 印

志願者氏名 奈良 学

志願者と保護者との関係 父

在学(出身)中学校名 奈良市立△△中学校

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

高等学校入学志願者の住所に関する届

私は、京都府立高等学校
京都市立高等学校 に入学を志願するに当たっては、住所を下記のとおりとしますので届け出ます。

該当個所に「し」を記入する。 記

1 届出の理由

- (1) ☒ 転居 (☐ 府内の転居、 ☒ 他の都道府県から府内への転居、 ☐ 外国から府内への転居)
(2) ☐ 保護者の生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なる。

説明 (転居する者、転居日など詳しく記入してください。)

現在、奈良市内に居住していますが、父親の転勤に伴い、3月下旬に亀岡市内の賃貸物件に
一家で転居する予定です。

2 届け出る住所 (1の(1)の場合は転居先住所、1の(2)の場合は生活の本拠の所在地)

保護者: 亀岡市△△町××番地

志願者: 保護者に同じ

3 現住所等 (1の(1)の場合は転居前住所、1の(2)の場合は住民基本台帳に記載された住所)

保護者: 奈良市△△町××番地

電話 0742 (××) ××××

志願者: 保護者に同じ

4 志望高等学校等 ((1)又は(2)の該当箇所に記入してください。)

(1) 中期選抜

	第1志望		第2志望
	第1順位	第2順位	
学校名			該当する選抜方法等の区分 (前期選抜、海外勤務者帰国 子女特別入学者選抜、中国帰国孤児子女特別入学者選 抜、長期欠席者特別入学者選抜) を記入すること。
学科名			
系統等名			

(2) 上記(1)以外

区 分	高等学校名	学科等
前期選抜	A	普通科

証 明 書

☐ 上記の事情に相違ないことを証明します。

☒ 上記の事情に相違なく、(奈良) 都道府県 公立高等学校に入学を志願しないことを証明します。

平成 29 年 1 月 × 日

奈良市立△△中学校

校長 平 城 歩

印

他府県から府内への転居の場合
は、下段の□にしを記入し、()
の中に保護者が現在居住している
都道府県を記入すること。

在学(出身)中学校長氏名

在学(出身)中学校所在地

奈良市△△町□□番地

電話 0742 (〇〇) 〇〇〇〇

各種様式

年 月 日

京都府教育委員会教育長 様
京都市教育長保護者となる者の氏名 ㊟

就学希望者の氏名

在学(出身)中学校名

注 「保護者となる者の氏名」欄について、保護者となる者が自署
の場合は押印不要です。

その他の場合については、保護者印を押印してください。

高等学校入学志願者の保護者届

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号）第3条
私は、京都市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年京都市教育委員会規則第2号）第3条
の規定により、保護者(就学希望者の未成年後見人に準ずる者)となるので届け出ます。

記

1 就学希望者の住所

2 保護者となる者の住所

3 連絡先

電話 ()

4 就学希望者との関係及び届出の理由

5 志望高等学校等（(1)又は(2)の該当箇所に記入してください。）

(1)中期選抜

	第1志望		第2志望
	第1順位	第2順位	
学校名			
学科名			
系統等名			

(2)上記(1)以外

区 分	高等学校名	学科等

副 申 書
(高等学校入学志願者の保護者届用)

就学希望者の氏名

在学(出身)中学校名

具体的な事情等を記入してください。

京都府内の保護者となる者の住所及び氏名

住所

(電話)

氏名

上記のとおり副申します。

年 月 日

在学中学校担任氏名

在学中学校長氏名



注 1 高等学校入学志願者の保護者届(第1号様式(の2))を提出する際にこの副申書を添付してください。

2 「在学中学校担任氏名」及び「在学中学校長氏名」欄は就学希望者が中学校を既に卒業している場合は記入不要です。

(様式例)

同 意 書

私、(親権者)は、(保護者となる者)が、

(志願者)の高校入学後の保護者となることに同意します。

保護者となる者の住所

保護者となる者の氏名

親権者住所

親権者氏名

印

年 月 日

京都府教育委員会教育長 様
京都市教育長

保護者氏名 _____ 印
志願者氏名 _____
志願者と保護者との関係 _____
在学(出身)中学校名 _____

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

高等学校入学志願者の住所に関する届

私は、 京都府立高等学校
京都市立高等学校 に入学を志願するに当たっては、住所を下記のとおりとしますので届け出ます。

記

1 届出の理由

- (1) ☐ 転居（☐ 府内の転居、☐ 他の都道府県から府内への転居、☐ 外国から府内への転居）
(2) ☐ 保護者の生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なる。

説明（転居する者、転居日など詳しく記入してください。）

2 届け出る住所（1の(1)の場合は転居先住所、1の(2)の場合は生活の本拠の所在地）

保護者： _____
志願者： _____

3 現住所等（1の(1)の場合は転居前住所、1の(2)の場合は住民基本台帳に記載された住所）

保護者： _____ 電話 _____
志願者： _____

4 志望高等学校等（(1)又は(2)の該当箇所に記入してください。）

(1) 中期選抜

	第1志望		第2志望
	第1順位	第2順位	
学校名			
学科名			
系統等名			

(2) 上記(1)以外

区 分	高等学校名	学科等

証 明 書

☐ 上記の事情に相違ないことを証明します。

☐ 上記の事情に相違なく、（ ）都道 公立高等学校に入学を志願しないことを証明します。
府県

年 月 日

在学（出身）中学校長氏名 _____ 印

在学（出身）中学校所在地 _____
電話 _____

副 申 書
(住所確認・過年度卒業者の転居用)

就学希望者の氏名

在学(出身)中学校名

具体的な事情等を記入してください。

京都府内の保護者住所及び氏名

住所

(電話)

氏名

上記のとおり副申します。

年 月 日

在学中学校担任氏名

在学中学校長氏名

印

証 明 書

☐ 上記の事情に相違なく、(都道
府県) 公立高等学校に入学を志願しないことを証明します。

在学(出身)中学校長氏名

印

上記のとおり確認します。

年 月 日

京 都 府 教 育 庁 指 導 部 高 校 教 育 課 長

印

京都市教育委員会事務局指導部学校指導課長

印

- 注1 保護者のみが単身赴任等により京都府内に住居を有し、中学校卒業後志願者がこの住居へ転居する場合はこの副申書を使用してください。この場合、**特別事情具申の期間中に京都府教育委員会(京都市教育委員会への提出分を含む。)**まで府内の住所を確認できる資料を併せて持参提出し、確認を受けてください。
- 2 過年度卒業で中学校卒業後に転居した場合、この副申書を使用してください。この場合、**特別事情具申の期間中に京都府教育委員会(京都市教育委員会への提出分を含む。)**まで府内の住所を確認できる資料を併せて持参提出し、確認を受けてください。(中学校長の副申欄の記入は不要です。)
- 3 「証明書」欄について、京都府内の中学校を卒業(見込)の者は不要です。

同意書

下記の者が、私の所有する住居に居住することに同意します。

年 月 日

所有者（又は契約者）住所

所有者（又は契約者）氏名



記

1 住居の所在地

2 居住開始年月日 年 月 日

3 居住する者の氏名

氏 名	所有者からみた関係

年 月 日

京都府教育委員会教育長
京都市教育長
(高等学校長) 様

保護者氏名 印

就学希望者氏名

就学希望者と保護者との関係

在学(出身)中学校名

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

通学区域外 (の高等学校) 就学許可申請書

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則 (昭和59年京都府教育委員会規則第14号) 第4条
私は、京都市立高等学校の通学区域に関する規則 (平成12年京都市教育委員会規則第2号) 第4条
第1項の規定により、通学区域外就学をしたいので、事情審査の上、許可されますよう申請します。

記

1 就学希望者の住所

2 保護者の住所及び連絡先

電話 ()

3 通学区域外就学の理由

(1) ☐ 通学困難 (2) ☐ 保護者の単身赴任 (3) ☐ その他

説明 (詳しく記入して下さい。)

4 志望高等学校等 ((1)又は(2)の該当箇所に記入してください。)

(1) 中期選抜

	第1志望		第2志望
	第1順位	第2順位	
学校名			
学科名			
系統等名			

(2) 上記(1)以外

区 分	高等学校名	学科等

証 明 書

上記の事情に相違ないことを証明します。

年 月 日

在学(出身)中学校長氏名 印

在学(出身)中学校所在地

電話 ()

年 月 日

京都府教育委員会教育長 様
京都市教育長

保護者氏名 ㊟

就学希望者氏名

就学希望者と保護者との関係

在学(出身)中学校名

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

府外居住者の（高等学校）就学許可申請書

私は、京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号）第5条
京都市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年京都市教育委員会規則第2号）第5条
の規定により、府の区域以外の地域から 京都府立高等学校 京都市立高等学校 に就学したいので、事情審査の上、許可
されますよう申請します。

記

- 1 就学希望者の住所
2 保護者の住所及び連絡先

電話 ()

- 3 許可申請の理由
(1) ☐通学困難 (2) ☐保護者の単身赴任 (3) ☐その他

説明（詳しく記入して下さい。）

4 志望高等学校等（(1)又は(2)の該当箇所に記入してください。）

(1) 中期選抜

	第1志望		第2志望
	第1順位	第2順位	
学校名			
学科名			
系統等名			

(2) 上記(1)以外

区 分	高等学校名	学科等

証 明 書

上記の事情に相違なく、() 都道府県 公立高等学校に入学を志願しないことを証明します。

年 月 日

在学(出身)中学校長氏名 ㊟

在学(出身)中学校所在地

電話 ()

注1 もし、事実と相違ある場合は、「京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則」第6条又は「京都市立高等学校の通学区域に関する規則」第6条により入学を取り消します。

2 入学願書に添えて本証明書を出願高等学校長に提出してください。

日程

○平成29年度京都府公立高等学校入学者選抜日程

月	日	曜日	時 間	前期選抜・特別入学者選抜	中期選抜	後期選抜	場 所
1	10	火		入学志願者資格認定申請書 (様式D) 提出期限			志願先高等学校
1	10 ～ 13	火 金	9:00～17:00	前期選抜、海外勤務者帰 国子女、中国帰国孤児子 女及び長期欠席者特別入 学者選抜に係る特別事情 具申			府教育庁指導部高 校教育課、各教育 局（乙訓、山城、 南丹、中丹、丹後）
1	10 ～ 20	火 金	9:00～17:00 (日・土を除く。)		特別事情具申		府教育庁指導部高 校教育課、各教育 局（乙訓、山城、 南丹、中丹、丹後）
1	24	火			入学志願者資格認定申請書 (様式D) 提出期限		志願先高等学校
1	25 ・ 26	水 木	9:00～16:00	音楽科前期選抜入学願書 受付 (郵送による場合は、1月 20日(金)から1月23日 (月)までの消印のある ものに限り有効)			京都堀川音楽高等 学校
2	3 ・ 6	金 月	全日制 ・定時制(昼間) 9:00～16:00 定時制(夜間) 16:00～19:00	前期選抜(音楽科以外)、 海外勤務者帰国子女、中 国帰国孤児子女、長期欠 席者、成人及び京都府立 清明高等学校特別入学者 選抜願書受付 (郵送による場合は、1月 27日(金)から1月30日 (月)までの消印のある ものに限り有効(清明以外 の特別入学者選抜を除く。)) ※2月6日(月)に願書を提 出する場合は、事前に(可能 な限り2月3日(金)までに) 提出先校まで電話連絡を行 うこと。			各実施高等学校 ※京都府内の中学校 においては、平成 29年2月2日(木) に地域ごとに設定す る会場において提出 すること。詳細につ いては、別に定める。
2	4 ・ 5	土 日	9:05～ 専攻により異なる	音楽科前期選抜実施			京都堀川音楽高等 学校
2	16	木	高等学校により 異なる。	前期選抜学力検査等実施 (1日目)			各実施高等学校
			9:20～ 海外勤務者帰国 子女(専門学科) は9:30～	海外勤務者帰国子女(普 通科・専門学科)、中国 帰国孤児子女、長期欠席 者及び京都府立清明高等 学校特別入学者選抜学力 検査等実施			各実施高等学校
			高等学校により 異なる。	成人特別入学者選抜面接 等実施			各実施高等学校

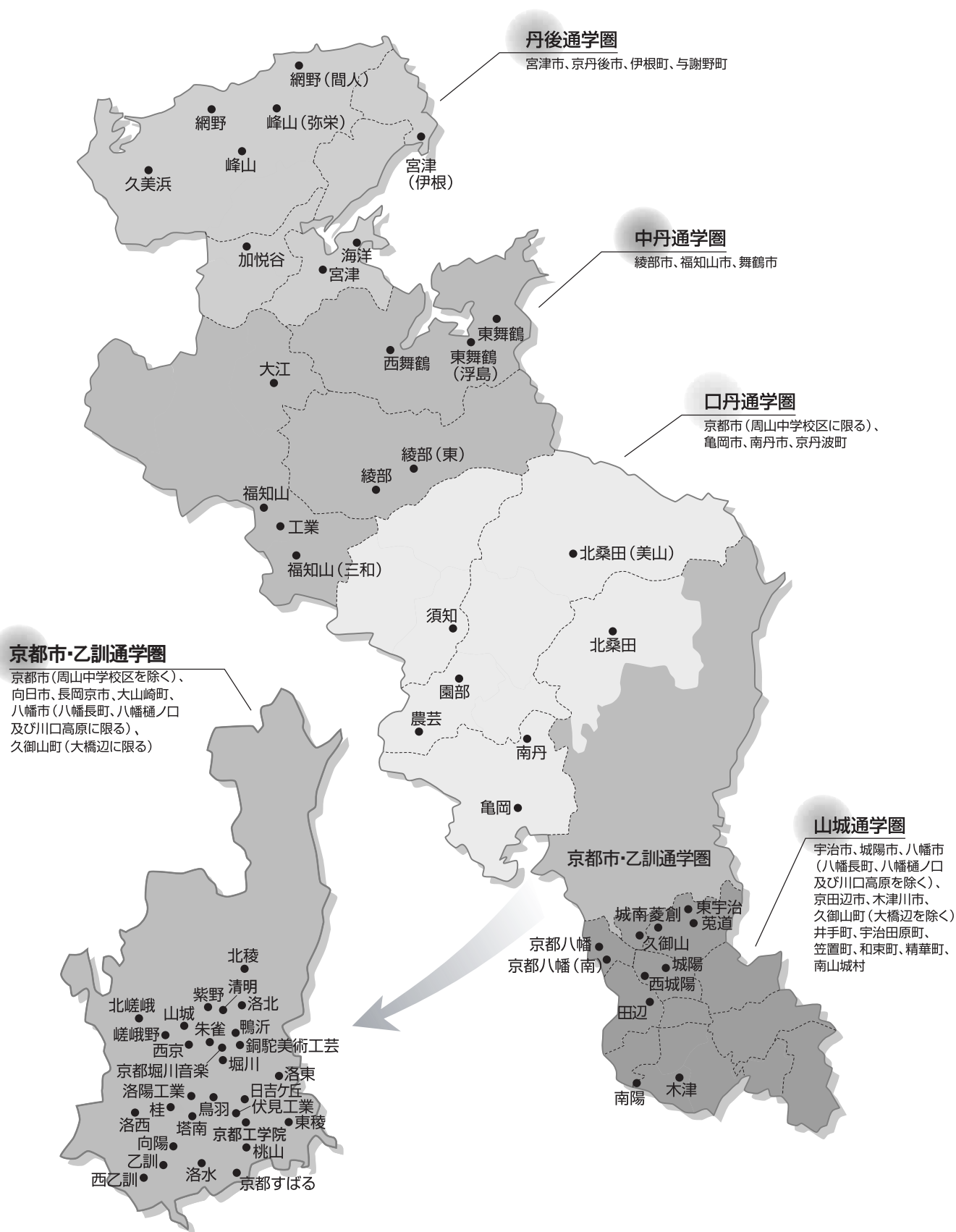
月	日	曜日	時 間	前期選抜・特別入学者選抜	中期選抜	後期選抜	場 所
2	17	金	高等学校により異なる。	前期選抜学力検査等実施（2日目）及び京都府立清明高等学校特別入学者選抜面接実施			各実施高等学校
2	20	月	該当高等学校が定める。	前期選抜及び京都府立清明高等学校追検査実施（美術工芸科においては、別に定める。）			各実施高等学校
2	22	水	14:00～16:00 定時制（夜間）は16:00～18:00（ただし、長期欠席者は14:00～16:00）	前期選抜、海外勤務者帰国子女、中国帰国孤児子女、長期欠席者特別入学者選抜及び京都府立清明高等学校合格発表			各実施高等学校 ※合格者に対し合格通知書を交付する。
				成人特別入学者選抜結果通知書交付			各実施高等学校
2・3	28・2	火・木	全日制・定時制（昼間） 9:00～16:00 定時制（夜間） 13:30～19:30		入学願書受付 〔郵送による場合は、2月23日（木）から2月27日（月）までの消印のあるものに限り有効〕 ※3月2日（木）に願書を提出する場合は、事前に（可能な限り2月28日（火）までに）提出先校まで電話連絡を行うこと。		願書提出先高等学校 ※京都府内の中学校においては、平成29年2月28日（火）に地域ごとに設定する会場において提出すること。詳細については、別に定める。
3	7	火	9:30～		学力検査等実施		願書提出先高等学校
3	9	木	9:30～		学力検査等追検査実施		別に定める。
3	16	木	10:30～12:30		合格発表		願書提出先高等学校 ※合格者に対し合格通知書を交付する。
3	17・21	金・火	全日制・定時制（昼間） 9:00～16:00 定時制（夜間） 16:00～19:00			後期選抜願書受付	各実施高等学校
3	23	木	9:30～			学力検査等実施	各実施高等学校
3	27	月	全日制・定時制（昼間） 13:00～15:00 定時制（夜間） 16:00～18:00			合格発表	各実施高等学校 ※合格者に対し合格通知書を交付する。
3	24・27・28	金・月・火	9:00～16:00	通信制課程願書受付（入学願書及び報告書）			朱雀高等学校 西舞鶴高等学校
4	13	木		指導要録の抄本又は写し、健康診断票及び歯の検査票の送付			入学先高等学校

平成29年度 京都府公立高等学校入学者選抜日程概略

平成29年1月			平成29年2月			平成29年3月		
1	日		1	水		1	水	
2	月		2	木	前期選抜等願書一括受付	2	木	中期選抜願書受付
3	火		3	金	前期選抜・特別入学者選抜 願書受付	3	金	
4	水		4	土	音楽科検査日	4	土	
5	木		5	日		5	日	
6	金		6	月	前期選抜・特別入学者選抜 願書受付	6	月	
7	土		7	火		7	火	中期選抜学力検査日
8	日		8	水		8	水	
9	月		9	木		9	木	中期選抜追検査日
10	火	特別事情具申(全日制) ※土日を除く ※前期選抜及び特別入学者 選抜を志願する場合は、1月 13日迄に手続を行うこと。	10	金		10	金	
11	水		11	土		11	土	
12	木		12	日		12	日	
13	金		13	月		13	月	
14	土		14	火		14	火	
15	日		15	水		15	水	
16	月		16	木	前期選抜・特別入学者選抜 学力検査等 ※17日は一部の学校で実施	16	木	中期選抜合格発表日
17	火		17	金		17	金	後期選抜願書受付
18	水		18	土		18	土	
19	木		19	日		19	日	
20	金		20	月	前期選抜・清明高等学校 特別入学者選抜追検査日	20	月	
21	土	音楽科願書郵送受付 (1月20日から1月 23日迄の消印有効)	21	火		21	火	後期選抜願書受付
22	日		22	水	前期選抜・特別入学者選抜 合格発表日	22	水	
23	月		23	木	中期選抜願書郵送受付 (2月23日から2月27日迄 の消印有効)	23	木	後期選抜学力検査日
24	火		24	金		24	金	通信制願書受付 ※土日を除く
25	水	音楽科願書受付	25	土		25	土	
26	木		26	日		26	日	
27	金	前期選抜・清明高等学校 特別入学者選抜願書郵送 受付 (1月27日から1月30日迄 の消印有効)	27	月		27	月	後期選抜合格発表日
28	土		28	火	中期選抜願書受付 中期選抜願書一括受付	28	火	
29	日					29	水	
30	月					30	木	
31	火					31	金	

通学圏（地域）別 志願できる学科（全日制）

京都府公立高等学校の所在地図



▼洛陽工業については入学生の募集は行いません。

通学圏(地域)別 志願できる学科(全日制)

保護者の住所により志願できる学校、学科が異なります。

▼普通科

通学圏	高校名	普通科 スポーツ総合専攻 美術・工芸専攻 総合選択制 単位制 スポーツ総合専攻(単位制)	丹後通学圏	中丹通学圏	口丹通学圏	乙訓通学圏	京都市・山城通学圏
丹後	宮津	普通科					
	加悦谷	普通科					
	峰山	普通科					
中丹	網野	普通科					
	綾部	普通科					
	福知山	普通科					
	大江山	普通科					
	東舞鶴	普通科					
口丹	西舞鶴	普通科					
	北桑田	普通科					
	亀岡	普通科					
	園部	普通科					
	須知	普通科					
京都市・乙訓	山城	普通科					
	鴨沂	普通科					
	洛北	普通科					
	北稜	普通科					
	朱雀	普通科					
	洛東	普通科					
	鳥羽	普通科					
	嵯峨野	普通科					
	北嵯峨	普通科					
	桂西	普通科					
	洛山	普通科					
	桃山	普通科					
	東稜	普通科					
	洛水	普通科					
	向陽	普通科					
	乙訓	普通科					
	西野	普通科					
	紫川	普通科					
	堀川	普通科					
	日吉ヶ丘	普通科					
山城	塔南	普通科					
	東宇治	普通科					注1
	菟道	普通科					
	城南	普通科					
	菱創	普通科					
	城陽	普通科					
	西城	普通科					
	京都八幡	普通科					
	久御山	普通科					
	田辺	普通科					
	木津	普通科					
	南陽	普通科					

・ は通学区域、 は調整の対象となる通学区域を表し、いずれの地域(通学圏)からも志願できます。
 ・ 口丹・中丹・丹後通学圏の普通科の前期選抜では、口丹・中丹・丹後通学圏のどの通学圏からも志願できます。
 注1 東宇治高校普通科の前期選抜では、京都市・乙訓通学圏からも志願できます。中期選抜では、山城通学圏からの志願となります。

▼総合学科(単位制)

高校名	志願できる地域
南丹	亀岡市の区域
久美浜	府内全域

・南丹高校については、通学区域の調整により、京都市・乙訓、山城及び口丹通学圏からも志願できます。

▼専門学科

学科の区分	高校名(分校)	学科名	通学圏	丹後通学圏	中丹通学圏	口丹通学圏	乙訓通学圏	京都市・山城通学圏
農業に関する学科	桂	植物クリエイティブ園芸ビジネス					注2	
		園芸ビジネス					注2	
	木津	システム園芸						
	北桑田	森林リサーチ						
	農芸	農業学科群(農産バイオ、環境緑地)						
	須知	食品科学						
	綾部(東)	農業					注3	
		園芸					注3	
	峰山(弥栄)	農芸化学						
		農園芸						
工業に関する学科	京都工学院	プロジェクト工学						
		工学探究						
	田辺	機械技術						
		電気技術						
	工業	自動車						
		機械プランニング						
		生産システム						
		電気エネルギー						
	宮津	電子コミュニケーション						
		情報システム						
商業に関する学科	京都すばる	建築						
		産業工学						
	京都すばる	会計						
		企画						
	木津	ビジネス探求						
		情報企画						
	大江山	ビジネス科学						
		企画経営						
	網野	海洋学科群(海洋科学、海洋工学、海洋資源)						
		海洋学						
水産に関する学科	峰山(弥栄)	家政						
		情報科学						
	京都すばる	介護福祉						
		スポーツ健康科学						
	乙訓	音楽						
		美術工芸						
	京都堀川音楽	美術工芸						
		文理解論						
	山城	グローバル						
		京都こすもす						
その他の専門学科	嵯峨野	自然科学						
		アカデミア						
	桃山	探究学科群(人間探究・自然探究)						
		エンタープライジング						
	紫野	教育みらい						
		フロンティア理数						
	堀川	教養科学(単位制)						
		人間科学						
	西京	サイエンスリサーチ						
		数理解論						
その他の専門学科	亀岡	京都国際						
		文理科学						
	福知山	理数探究						
		理数探究						
	西舞鶴	理数探究						
		理数探究						
	西舞鶴	理数探究						
		理数探究						
	西舞鶴	理数探究						
		理数探究						

・ は通学区域、 は調整の対象となる通学区域を表し、いずれの地域(通学圏)からも志願できます。
 注2 京都市(周山中学校区に限る。)、亀岡市、南丹市(園部中学校、八木中学校及び美山中学校区に限る。のみ可)
 注3 南丹市(殿田中学校区に限る。)、京丹波町のみの可

▼定時制・通信制については、府内全域から志願できます。

問い合わせ先

京都府教育庁指導部高校教育課

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

Tel 075-414-5848

Fax 075-414-5847

ホームページアドレス

<http://www.kyoto-be.ne.jp/>